

WordPress 4.9.6 が利用可能です！ [今すぐ更新してください。](#)



Action required: You've installed Shareaholic for WordPress. We're ready when you are.

[Get started now »](#)

コメント “四季の移ろい” の検索結果

Akismet が障害を検知しました。

一部のコメントが Akismet のスパムチェックを通されていません。一時的に承認待ち状態になっており、後ほど自動的に再チェックされます。

[Akismet の設定](#)を確認して、問題が継続するようであればウェブホストにご確認ください。

NGFB Note

You are using PHP version 5.3.3 — [this PHP version is outdated, unsupported, insecure](#) and may lack some important features. If possible, please update to the latest PHP stable release (or at least version 5.6). This notice may be dismissed for 1 か月.

✕ Dismiss

すべて (14,331) | [承認待ち](#) (6,807) | [承認済み](#) (7,524) | [スパム](#) (0) | [ゴミ箱](#) (0)

四季の移ろい

コメントを検索

一括操作 ▾

適用

すべてのコメントタイプ ▾

絞り込み検索

スパムチェック



374個の項目



11

/ 19



<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.148.5	余命さん、ごめんなさい泣。 スパムチェック待ち 『2094 安全保障関連法に反対する札幌学院大学教職員有志の会賛同者』記事で仰ってた事です...まさかお身体の関係ですか？ご隠居なさるってまさかご体調？自分のお願いは全然普通の話ですよ？無謀な話じゃないですよ？だって余命さん、凄い精神力お持ちじゃないですか。凄い精神力みなぎっているじゃないですか。いつもいつもいつもいつもいつもいつもいつもいつも余命さんトーク読ませて頂いて思うしずっと思っていたしずっと精神力強いしそれって凄いしまじ怪物かと思うし余命さんYouTubeが始まってからは尚更に強く思っていましたし...でも私は..私はいつも思うのは病は気から、精神は体力を凌駕する、気持ちの持ちよう、心の強さは全てを凌駕するって常々心底心から思ってます、だから余命さんのご体調をいつもずっと懸念する一方で本当は大丈夫だし、本当は余命さん大丈夫だしへこたれないしを持っていたから...自分の思い込みだったのかな、自分に都合のいい考え方を	2094 安全保障関連法に反対する札幌学院大学教職員有志の会賛同者投稿を表示 	2017年12月6日 9:53 AM

作成者 コメント コメント先 投稿日時

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

していたのかな。

怪物な余命さんだってやっぱりお一人の人間ですよ
ね...日本の北端から南の最果てまで、余命さんブログ
を知る全国の日本人が読む余命さんブログのその裏で
は...あらゆる疲労...あらゆるストレス...あらゆる攻撃...
精神攻撃もだし...あらゆる攻撃...反日本勢力のあらゆる
卑怯な攻撃...をスタッフさん共々受けてらしたと思
うと...ましてやスタッフさんには本当申し訳ないです
けどその攻撃を一番に一身に受けてらしてるのはやは
り余命さんブログで日本再生の言論を第一線で発して
らしてる余命さん、余命さんブログのブログ主で全て
を総てを何もかもを統率して率いてらしてるトップオ
ブ日本再生ブログの余命さんブログの現トップな余命
さんだと思し...今や現余命さんは日本再生のアイコ
ンどころか代名詞になられているし...ここまで実行す
るか?な実行ブログ、ここまで攻撃するか?な攻撃ブ
ログは他に無いし...私はお心の深いお方を何よりも尊
敬します、私は細細と生きて来た身な為、そんなに人
との出会いがあった訳じゃ無いです、それでもいつも
追い求めていたのは...悪い意味で繊細な心を持つ弱い
心な自分はやっと...知り合えた見つけた心の余りに深
いお方...辛いのは、余命さんが隠居なさったらもう余
命さんのお話を聞けなくなると思うと...余命さんに触
れる事が出来なくなると思うと...すみません...読者さ
ん皆さんは日々を毎日をご自身のプライベートなお時
間を日本再生の為にお使いになっているのに自分は余
命さんを一番の強い実行ブログの実行主から強い言論
の場でもある実行ブログの実行主から失うのが辛くっ
てどうしようもありません。それにご隠居なさったあ
とに講演会をなさろうにも御身が危ないじゃないです
か、在日や反日本連中が一切合切日本から消えない内
は危ないじゃないですか。だから...どうか現余命さん
が余命さんブログのブログ主のまま、第一線で言論を
発信なさるのをお願いしたい自分は我が儘なのでしょ
うか。余命さんとの接点が切れるのが自分にとって一
番恐怖なんです。余命さんのお話を聞けなくなるのが
一番怖い。ご体調が関係なさるのなら仰って頂けませ
んか、素人ながらも体調管理に健康にそれ系諸々に関
するアドバイスで少しでも協力させて頂けませんか。
投稿でいつもいつも毎日毎日アドバイスにご様子伺い
に諸々に協力させて頂けませんか。すみませんすみま
せん泣(四季の移ろい)

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 0 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.148.5</p>	<p>余命さん、前にもお伝えしました <small>スパムチェック待ち</small> けれども、百歳までどこか世界最長寿狙って下さい。自分より長生きなさって下さい。お願い致します。(四季の移ろい)</p>	<p>2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい 投稿を表示</p> <p> 12</p>	<p>2017年12月5日 6:03 AM</p>
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 0 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.148.5</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、 <small>スパムチェック待ち</small> 何度もすみません。</p> <p>判っていたつもりだったけれども。改めて、益々、果ても無く、驚愕です、驚嘆です、詠嘆です、アメイジングです、インクレディブルです、畏敬も敬畏も敬う言葉の何もかもを超えています、言葉が見つかりません、思います。</p> <p>争点3判決の(1)、(2)、(3)段階全てを赤字になさった上での(3)の「上の表現」だけを赤字になさらず触れずそのままになさる。たったそれだけの事で起きる事象を見据えておられる。余命さんの怖さが凄いです。凄く怖い。余命さんの頭良過ぎが怖くなりました。恐怖の怖さでは無いです、自分は敵側で無くて良かった、な怖さです。こんなお方が万が一敵側に居たら...良かったです。上手く云えません。本来なら本当なら自分ごときが軽々しく「余命さん♡」なんて云えないお方か...正直余命さんYouTubeが無かったら、本当に存在しているのか、その存在すらも疑ってしまう。怖過ぎる。失礼致しました。(四季の移ろい)</p>	<p>2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい 投稿を表示</p> <p> 12</p>	<p>2017年12月5日 5:57 AM</p>
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 0 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.148.5</p>	<p>(余命さん、投稿初回チェックご <small>スパムチェック待ち</small> 担当スタッフさん、スタッフのみなさん、再々々々々々投稿です。もうどう仕様も無いですね泣泣泣泣。</p> <p>超卑怯を承知で自分で自分を庇いますと、やはり今回は特に妥協が出来ない強い思いがあるからですね。で、ついつい読み返すたびにあっここが弱いなと気付いたり、元々うっすら思っていたけど文章にするまでに至らなかった箇所の文章がやっと浮かび上がってきたり。本当にすみません泣泣。</p> <p>後半の「【判決】を下すのは安易ですしそれこそ限度を超えている～」に足したのと、「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」に足したのと...あとちまちま...やっぱり一生ずっとすみません泣泣。)</p> <p>余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。</p> <p>先日採用頂きました『2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい』にて、余命さんが「★争点3：違法性阻却事由の有無」の【判決】を「上の表現」を除</p>	<p>2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい 投稿を表示</p> <p> 12</p>	<p>2017年12月5日 4:16 AM</p>

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
-----	------	-------	------

いて赤字になさっていたのがとても気に入り、細かく考えてみました。(かなり長いですが、すみません。)

★争点3 「【判決】

(1) 名誉毀損について：ブログ記事全体において、侮辱的な表現、あるいは原告が人であることや通常の判断能力を有することを否定するような不穏当な表現を多数用いて、原告の精神状態、知的能力、人種、容姿等を揶揄するものである。これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑ブログ記事全体において「侮辱的な表現」あるいは「不穏当な表現」を多数用いて原告を揶揄したとあります。

ここでも被告側の「表現」だけを取り上げています。

「表現」を生み出した感情や思想の検証が無いです。(だからやっぱり憲法第十九条『思想及び良心の自由』が守られていませんし、その感情や思想から生まれた表現として、そしてそれをまとめた表現としての検証ではありませんので、憲法第二十一条『表現の自由』の保障も守られていないです。更に憲法第十三条の個人の尊重、幸福追求権も守られていません。これらの侵害にもあたると思います。)

ですからそのあとに続く「これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。」の判断も出来ないですね。

感情や思想とそれらを生んだ原因が背景が判らないから、その感情や思想から生まれた表現が原告個人にまで及ぶものなのか、「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」なのかも判らないです。

だから名誉毀損となるかどうか以前の話と思います。だから「違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」の採用有無にまで話が及びませんね。

★争点3 「【判決】

(2) 言論の応酬の法理について：各ブログの掲載行為による名誉毀損は、原告の発言と対比して、その内容において適当と認められる限度を超えているというべきであるから、いわゆる言論の応酬の法理により違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑【判決】(1)で、名誉毀損となるかどうか以前の話と書きました。

ですがこちらの判決はその名誉毀損が既に生じている事が前提となっています。そして名誉毀損が原告の反論と比べて限度を超えている、だから名誉毀損の違法性を原告の対抗言論で阻却出来ていない、て事です。

やっぱり争点1、2に書きました検証が無いから、この名誉毀損前提の【判決】も無意味です。

★争点3 「【判決】

(3) その他の違法性阻却事由について：インターネット『上の表現』(←四季注・余命さんはこの箇所だけ赤字になさらなかった)であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」

↑「情報」が気に入り調べました。「情報」の言葉、日本での初出は1876年(明治9年)出版、陸軍少佐酒井忠恕訳による「佛國歩兵陣中要務實地演習軌典」だそうです。↓

☆「日本語の「情報」は1876年に出版された『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』において、仏語 *renseignement* (案内、情報) の訳語として「敵情を報知する」意味で用いられたのが最初である[6].」(Wikipedia「情報」より)

☆「今日のキーワードとなっている情報という言葉は日本で作られ、1876年出版の訳書『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』に最初の用例がある。

原語はフランス語の*renseignement*で、敵の「情状の報知」の意味で使われた。

初期には情報と状報が併用されたが、情報に統一された。

兵語として用いられていたが、次第に一般化し、日露戦争後には国語事典に収録されるようになった。

戦後情報理論の導入に伴い、英語の*information*の日本語訳として用いられるようになった。

これら130年に及ぶ情報という言葉の歴史について調べた内容を、用例を示しながらたどってみた。」(国立情報学研究所サイト「情報処理学会創立45周年記念特別寄稿・情報という言葉を探ねて(1)」冒頭文より)

☆「兵語とは→軍事上の用語。」

☆「兵語とは→軍事に関する専門用語。軍用語。」

(コトバンクより)

↑日本語単語の「情報」の最初の使用は兵語、つまり軍事上の用語だった事ですね。「敵の「情状の報知」の意味」とあります。

何故フランス語の訳かは、同じく特別寄稿に「明治維新後、新政府の下で陸軍はフランス式、海軍はイギリス式の編成を採用することになり、1870年10月の太政官令でこの旨公示された。

この政策にそって陸軍ではフランス軍人を教官として

多数雇用し、またフランスから多くの典範令や教範などを取り寄せては訳し、それらの助けを借りて軍人の教育や訓練を行った。」とありました。

☆因みに日本におけるinformationの初出は1879年(明治12年)出版、福沢諭吉の「民情一新」(近代文明発達の要因と時代を動かす原動力との関係を説いておられる内容とありました)の「インフォルメーション」だそうです。

(「情報という言葉の原語が江戸時代の末に日本に紹介されたinformationであった」と書いておられる方がいましたが、こちらは調べてもさっぱり出てきませんでした。)

☆「informationの訳としては、19世紀にはまだ情報という語をあてることはされていない。たとえば、1879年刊『民情一新』で、福澤諭吉はinformationの社会的影響について論じたが、当時、日本語に対応する訳語が存在せず「インフォルメーション」(59ページ最終行)と仮名書きしている。」(Wikipedia「情報」より)

↑上に書きました「情報」初出の3年後ですが、informationの訳語として「情報」を使う意識?認識?がこの頃にはまだ無かった事ですね。上の特別寄稿にも「戦後情報理論の導入に伴い、英語のinformationの日本語訳として用いられるようになった。」とありますし。

やはり日本における単語「情報」の語源は兵語(軍事上の用語)と見て良いのですね。

続いて「情報」の単語を調べた所、コトバンクの「情報」に「インフォメーション」と「インテリジェンス」の二つがありました。先ずそれぞれの単語を調べました。↓

☆「インフォメーション(information)とは→1 情報。報道。2 受付。案内所。」

☆「インフォメーションとは→①情報。報道。知らせ。②受付。案内所。」

☆「インテリジェンス(intelligence)とは→1 知性。知能。理解力。

2 情報。諜報(ちょうほう)。」(共にコトバンクより)

↑「インフォメーション」の意味は(下の「情報」辞書引用にもありますが)お知らせに重きを置き、「インテリジェンス」は諜報。つまり上に書いた「情報」の語源は、今で云うインテリジェンスかな?と思いました。

今度はコトバンクの「情報」からです。引用元の辞書数が多かったので、自分的に判り易いものだけ引っ張って来ました。↓

☆「情報とは→1 ある物事の内容や事情についての知らせ。インフォメーション。

2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を

生じさせるもの。

3 生体系が働くための指令や信号。神経系の神経情報、内分泌系のホルモン情報、遺伝情報など。」

☆「情報とは→インフォメーションを情報といっているケースが多いが、インフォメーションは広義の概念で「お知らせ」の意味で使用されることが多い。

サイバネティクスの創始者であるN.ウィナーは情報をつぎのように定義している。情報とは、われわれが下界に対して自己を調節し、かつその調節行動によって下界に影響を及ぼしていく際に、下界との間で交換されるものの内容を指す言葉である。情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。小売業にとって、POS（販売時点）情報は顧客ニーズの把握や人気・不人気商品を発見するのに貴重な情報源である。」

☆「情報とは→①事物・出来事などの内容・様子。また、その知らせ。

②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。

③機械系や生体系に与えられる指令や信号。例えば、遺伝情報など。

④物質・エネルギーとともに、現代社会を構成する要素の一。〔「事情」を「報告」することから一字ずつ抜き出してできた略語。雑誌「太陽」（1901年）に出てくるのが早い時期の例。諸種の訳語とされたが英語 information の訳語として定着〕」

☆「情報とは→information

フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。つまり、データや資料は、それ自体では意味をもたない、方向性のないスカラー量でもある。しかし、これを分析すると、変化や兆候を示す、方向性のあるベクトル量となる。これが情報である。

情報の単位としては、アメリカの応用数学者シャノンの通信理論で定義されたビットbitが著名である。もともとは電気通信信号の変化の測度であったが、より広範な適用を可能とするインフォメーション・セオリーが確立され、情報伝達と情報処理のための基礎を築いた。

ちなみに、1950年代なかばに確立したインフォメーション・セオリーを情報理論と直訳したのが、現在の情報の語意の初めであり、それ以前は情報といえば諜報(ちょうほう)と同義語であった。情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「情報とは→送り手と受け手の存在を想定したときに、送り手からチャンネルやメディアを通じて受け手に

伝えられるパターン。

図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。情報は、データと知識との区別、また、物質やエネルギーとの対比によっても説明される。

情報という語は、明治の初期に酒井忠恕（1850-1897）によって造語されたが、日常的に使用されるようになったのは最近のことである。その日常的な用法では、知識が蓄積であるのに対し、情報は流れとみなされる傾向がある。情報の意味は多様で、分野に依存しているので定義ができないという意見もあるが、情報の定義や意味の探求は図書館情報学の基本的な研究課題の一つとなっている。」

☆情報(intelligence)の方↓

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。

対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。これらに関する資料が情報資料 informationであって、一般には混同されて使用されている。

情報には、その活動に必要な分野に従って、国家情報(主として政治)、軍事、経済、科学技術、および産業などがあり、それらの情報資料獲得の手段によって、合法、非合法の別がある。後者を一般にスパイ(活動)と称する。前者については、公刊物、公開地域、物件の視察、談話および公海、公空、自国あるいは友好国の領土、領海(空)内から行われる通信傍受、偵察行動を含むものであり、戦時にあっては兵力による偵察は合法である。

戦時スパイは違法ではないが厳罰に処せられる。

平時におけるスパイ行動は、その国の法律によって処理、処罰される。

これらによって獲得、集約された情報資料は、情報機関によって処理 processing(整理、分析、評価、判断など)が行われ、それぞれの目的に従って利用される。最近の傾向として、これらの全部または一部にコンピュータが使用されている。

また国際情勢の複雑化、科学技術の進歩と産業界における国際的・国内的競争の激化および安全保障との密接な関係から、各分野全般に情報活動が変化し、かつ活発化している。これらに関する防護もまた情報活動の一部であって、保全 securityの重要な部門をなしている。」(以上全てコトバンク「情報」より)

以下はWikipedia「情報」からの抜粋です。↓

☆「情報(じょうほう、英語: information、ラテン語: informatio インフォルマーティオー)とは、

1.あるものごとの内容や事情についての知らせ[1]のこと。

2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。

3.生体が働くために用いられている指令や信号[1]のこと。

4.（情報理論（通信理論）での用法）価値判断を除いて、量的な存在としてとらえたそれ」

☆「20世紀、1940年代までの日常言語では、情報が諜報と近い意味と見なされ、なんらかの価値あることを知ったとき「情報を得た」といったように用いていた[2]。《価値》と結びつけられたものを《情報》としていたわけである。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「法における情報の定義
 法学博士白田秀彰の調査・研究[12]によると、日本における法律・判例上における「情報」の意味はおおむね次の傾向があるとされる。

- ・法律においては、おおむね電子計算機上の「データ」と同義で用いられる。
- ・行政事件の判例においては、電子計算機・書類など媒体にかかわらず、記録一般を指し示す上位概念として使用されている。
- ・民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきづられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」(Wikipedia「情報」より)

↑現在の「情報」の意味は元の意味と同義なインテリジェンス、お知らせ系のインフォメーション、更に「情報」の受け手とその作用や効果も含めた意味を持つ「情報」と捉えました。

しつこくですみませんが、上の辞書引用から主に主観的人間の意思に及ぼす影響や意思との関連の説明を抽出。↓

☆「2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。」

☆「情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。」

☆「②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。」

☆「フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味

であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。」

☆「情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。」

☆「一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。」

☆「2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。」

↑他にも少し読みましたが、情報技術(通信と記録)の発達で、発信者と受信者の距離・時間が縮まった事による情報の迅速さ、(発信者が伝えたかった)情報の正確性、更にインターネットの発達により更なる迅速さ正確性だけでなくその情報ネットワークも世界に広がり情報量も飛躍的に増え、またネットによる発信と受信の媒体(パソコン、スマホ等)も手軽となり、情報と生活との密着がより高くなった現在、情報、特にインターネットによる情報は、人間の生活、毎日をより良く有効に生きる為に欠かせない手段である、と情報発信と受信におけるその拠り所、重要さを改めて理解しました。

(ただ一方でネットは有名無名を問わず誰でも匿名でも発信が出来る分、匿名発信者の情報も増えますね。つまり発信者が伝えたかった情報としての正確さはあっても、匿名発信者による情報の場合、中には信頼性の高くないor低い情報もあるかも、と捉えられます。だから争点3【被告の主張】にある

「(3) インターネット上の表現であること：インターネット上の表現は従来型のメディア上の表現と比較し、一般の読者には信頼性の低い情報と受け取られるし、」は、そう云う事なのかな？と自分は思いました。情報ネットワークの広がりと共に情報量も増え、更に誰でも発信出来る事から匿名発信者も情報量に比

例して増加。だからその中には信頼性の高くないor低い情報もあるだろう、と。)

つまりネット含めた「情報」とは、人間が日々を生活をより良く有効に生きる為だけでなく、それこそ元の本来の意味である兵語(軍事上の用語)な諜報、インテリジェンスな「情報」として自分や大切な人達から危険を避け危険を遠ざけ、身を命を守る為に必須で不可欠なものでもあるのだな、と深く理解が出来ました。上の辞書引用の通り、状況に対する知識や適切な判断を生じさせるものであり、環境に適応するために情報が必要であり、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識であり、情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御等々の概念と密接に関連しているし、またインテリジェンスな情報として国家や団体、個人が敵対し、対立し、競合関係にある国家や団体、個人についての状況を知るために獲得する知識として、また対象が友好国やその団体、個人だったり、自己または第三者に関する相手側の情報ないし判断もまた情報として処理される。自国を守り自分と自分の大切な人達を守る為の必須で欠かせない手段、それが「情報」ですね。

(また今や「情報」のメインとなっているネットの場合、匿名発信者による匿名情報も多く、信頼性も常に高いとは限らないからこそ、普段からインターネット情報に触れ、自らを鍛える事も必要と自分は思いますし。)

だからこそ今回の裁判の様に「表現」だけを捉えてインターネットの「情報」を否定する判断を下すのはあまりにも軽率です。

本来その身を命を大切な人達を守るべき信頼出来る「情報」を与える側で、その職務である国民の利益を守り、国民保護の責務を担うべきマスコミに一切全く期待出来ない今の現状です。

多くの日本国民が今のマスコミの「情報」に強い不信を持つからこそ、あらゆる種類の間人があらゆる「情報」を発信する(情報によっては信頼性が高いとは限らない)インターネットに頼らざるを得ない今の世の中だからこそ、その「情報」に触れ、インフォメーションだけで無く本来の意味でもあるインテリジェンスな「情報」をも自ら収集し知識とし、また状況に対応し環境に適応し適切な判断を自ら得、また自らを鍛える。

だからこそこの【判決】は余りに軽率だし、日本国民の知る権利を阻害する行為でもあると改めて強く思います。

【被告の主張】の検証を一切しないで「表現」だけを捉えて名誉毀損にあたると偏った判断を下し、「インターネット『上の表現』であるから」といって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報

は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」と【判決】を下すのは安易ですしそれこそ限度を超えていると思います。

この【判決】に至る前提となる名誉毀損が生じているか否かも判らないまま、その先までここまで話を進めるなんて。

国民の知る権利を侵害し阻害するだけで無く、自らと大切な人達の身を命を守る為危険を避ける為のインテリジェンスな「情報」を得る国民の権利、生存権をも侵害し、阻害する行為とも思います。

Wikipediaの「情報」には、

「民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきづられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」とありましたが、傾向どころか曖昧・平易に用いています。

重ねて云いますが「表現」だけを取り上げた偏った

【判決】によりインターネット「情報」を安易に否定する行為は、マスコミが機能しないどころか害悪な現状の為に、その「情報」を拠り所とする国民を危険に晒す行為と考えます。

だからこそ争点1にある「ブログ記事は、原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評にすぎない。名誉感情を害するものや、差別などにはあたらない。」から始まる被告側の主張もきちんと全て検証して、公平な判断による【判決】を出して頂きたいです。

【原告の主張】だけでなく、【被告の主張】「も」きちんと検証して欲しい。

まずは被告と被告側日本国民がその「表現」に至った背景を検証して欲しい。

インターネットの「情報」とは「表現」だけじゃ無いのですよ。

インフォメーションからインテリジェンスまで、生きる為のあらゆる「情報」を日本国民に与えてくれる大切な手段なのですよ。

余命さんが★争点3【判決】(3)の『上の表現』だけをあえて赤字になさらなかった理由がやっと判りました。強く理解しました。日本語の「情報」の語源は軍事であった事と共に。

☆「表現とは→心理的、感情的、精神的などの内面的なものを、外面的、感性的形象として客観化すること。また、その客観的形象としての、表情・身振り・言語・記号・造形物など。」

☆「表現とは→①内面的・精神的・主体的な思想や感

情などを、外面的・客観的な形あるものとして表すこと。また、その表れた形である表情・身振り・記号・言語など。特に、芸術的形象たる文学作品（詩・小説など）・音楽・絵画・造形など。

②外にあらわれること。外にあらわすこと。」(コトバンク「表現」より)

☆「表現とは→表現（ひょうげん）とは、自分の感情や思想・意志などを形として残したり、態度や言語で示したりすることである。また、ある物体や事柄を別の言葉を用いて言い換えることなども表現という。」(Wikipedia「表現」より)

そもそも【原告の主張】を見ますと、まとめブログの表現手法のみならず、引用元の表現への直接の言及と思われる内容が散見されますね。

争点1「数多くの書き込み」とか、争点3の(1)「内容は、原告に対する人身攻撃に及んでおり、意見ないし論評の域を逸脱している。」とか。

争点4「被告の違法行為は人種差別および女性差別の複合差別であり、」だって、元はと言えば引用元の表現を指していると思うし。

争点3の(3)「従来型のメディア上の表現とは異なり、誰もが容易に閲覧することができる」だって、被告のまとめブログだけじゃなく、引用元だってインターネットの「情報」で「誰もが容易に閲覧することができる」掲示板だし。

争点5「表現の自由は無制限に保障されるものではなく、個人の権利利益を侵害する表現は、一定の要件を満たす場合には規制の対象となる。」の「表現の自由」が指し示す先もそう。引用元の表現も含まれていますよね。

それなのに争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」から始まる原告の訴えを、被告一人で受けるのですか？

この点も被告に対して不公平じゃないですか？あえて書きますと元の掲示板が無ければ、被告のまとめブログ記事だって存在しなかったのでしょうか？

なんで被告のまとめブログだけ？とても不可解です。

あと不可解と云えば争点4の【被告の主張】にある「被告が削除要求に応じる旨を表示していたにも関わらず、被告に削除を要求せず、2ちゃんねるの管理者に対しても削除を要求していない。」もです。

「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」とありますし、対抗言論な反論をなさっていたて事は、引用元含めその内容は元々認識なさっていたのですよね。でも削除要求には応じなかった。(被告である管理人さんの、削除要求に応じる旨の表示「は」認識なさっていなかったて事?)

削除要求なさらず、そのままにしておいたけれども、争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <p>四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.148.5</p>	<p>コメント</p> <p>損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」と訴え、裁判を起こす。なんで？しかも争点4のここへの【判決】は「原告が削除の要求をしなかったからといって、損害の拡大に寄与したことにはならない。」となっていますけど、先ず「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」事を原告が認識なさっていたかどうか、もしご存知だったのなら、何故応じなかったのか？の確認からすべきじゃ無いですか。</p> <p>被告である管理人さんの意思表示をもしご存知なかったのなら、それは何故なのか。その検証も確認も無い。余りにも不公平過ぎます。</p> <p>争点3【原告の主張】(3)に「削除されても複製や転載によって永続的に広まっていく性質があり、被害の程度は深刻。」とありますが、削除要求をしない根拠にはならないと思います。</p> <p>削除を要求なさらない方が良いと言う選択が存在する、て事でしょうか。ご自身の意思表示を以て削除を要求なさるのは良い事ではないとのご理解なのでしょうか。</p> <p>きちんとそのお考えを感情を示して、削除を希望なさる旨をお伝えすれば良いのではないのでしょうか。もし諸々認識なさっていたのに最善の方法を模索なさる事がなかったのなら、その理由は述べて頂きたいです。「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」に対して。</p> <p>以上です。大変長くなりました。失礼致しました。(四季の移ろい)</p> <p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。</p> <p>『2073 李信恵大阪裁判』にてCOS104さん、自分投稿を読んで下さりありがとうございます！嬉しかったです！</p> <p>そして『裁判の論点が整理できる方』と仰って下さってましたが、あの論点整理は自分では無く引用元のブログさんの手によるものです、自分には無理無理w そんな能(脳)力もセンスもタンスも無いですよんw</p> <p>また文字起こしを読ませて頂きました。自分が引用した元のブログさんは「荻上式BLOG」と云いますが、同じ姓なので文字起こし頂いたラジオ主さんと同一人物でしょうか。裁判の経緯や判決にお詳しいですし。文字起こし頂いた内容と自分の引用元内容が合致しますし。</p> <p>しかし...ラジオの砕けた？トークで裁判のあらましを読むと...生々しいですね。しかもCOS104さんの仰る通り、経緯を知らないとまんまと騙されますね。あ〜保守速報さんて酷いまとめブログさんなのだ、ネッ</p>	<p>2073 李信恵大阪裁判 投稿を表示</p> <p> </p>	<p>2017年12月5日 2:49 AM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

トって危ないのだな、あんまり頻繁には利用しないようにしよう、って。

言葉は悪いですが、保守速報さんを使って(保守速さんのみならず)インターネットそのものを規制の対象にする卑怯で狡い(ずるい)狡い(こすい)手段ですよ。ネット情報の発信者と受信者を偽りの手段で共に貶める行為です。

自分達の真実を知られたく無いし、ネット情報も自分達の良いように操作したいし、の意思の表れでもありますね。

何も知らない人達を対象に印象操作をし、その人達をネットから遠ざけるだけでなく、その人達から保守速さんを始めとした経緯を背景を真実を知る側の人間達を非難させ、糾弾させるよう仕向ける。何も知らない人達を利用するその卑怯で巧妙で悪質な手段。よくもまあ差別だ人権だ平等だ平和だと云えたものだとつくづく思います。それらを人間の尊厳を踏みにじているのは自分達なのに。


それこそ余命さんが仰る『弱者の知恵』ですね。脅迫恐喝恫喝が効かなくなったら、今度は被害者を装う。卑怯で悪質極まりないです。普通に生きる事を知らない判らない理解出来ない。憐れですね。

また『2077 2017/12/01アラカルト』にて、草莽隊の一員さんにお言葉を頂き、ありがとうございました。正に仰る通りと思いましたが、深く考えさせて頂きました。

情報とは一体誰の為のものなのか。情報を使って国民を騙し笑っていた側が、真実に気付いた国民の怒りに晒され、今度は自分達が笑われる。

自分達がして来た事の罪深さを知る。事も無いのかな。理解出来なさそう。

今回の保守速さん裁判、日本人側保守速さんが酷い扱いを受けた今回の構図は、全ての日本人差別、日本人の人権蹂躪、日本人弾圧の構図に当てはまりますね。あ、すみません、辛辣な表現ばかりで。本来の怒りが地がw出てしまいました。皆さん皆さん、どうぞこれからも何卒宜しくお願い申し上げます。(四季の移ろい)

 **四季の移ろい**
0 が承認
earth.a-d-
wolfsblood-
greenhell@docomo.
ne.jp
49.98.148.5

(余命さん、投稿初回チェックご スпамチェック待ち
担当スタッフさん、スタッフのみなさん.....
再々々々々投稿です。肩たたき券100000枚でも足り
ませんね泣。すみません泣。
後半の方、「重ねて云いますが「表現」だけを取り上
げた偏った【判決】により～」箇所にマスコミ云々を
入れました。あと「インフォメーションだけで無くイン
テリジェンスな「情報」をも自ら収集し～」の箇所
も少し付け加えました。

**2070 余命の女
性軍団アラカ
ルト22四季の
移ろい**
投稿を表示

0 **12**

2017年12月4
日 11:06 PM

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

ダメダメマスコミが機能しない現状にもっと言及したかったとぼやんと思ってましたので...あとこの二箇所はどうしても強調するべきと気付いた...すみません泣。眼筋と脳細胞がもう無理と悲鳴を上げているのでとうとう能(脳)力の真の限界が訪れたみたいです。やったー良かったーやっとなが諦めたー泣)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

先日採用頂きました『2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい』にて、余命さんが「★争点3：違法性阻却事由の有無」の【判決】を「上の表現」を除いて赤字になさっていたのがとても気に入り、細かく考えてみました。(かなり長いですが、すみません。)

★争点3 「【判決】

(1) 名誉毀損について：ブログ記事全体において、侮辱的な表現、あるいは原告が人であることや通常の判断能力を有することを否定するような不穏当な表現を多数用いて、原告の精神状態、知的能力、人種、容姿等を揶揄するものである。これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑ブログ記事全体において「侮辱的な表現」あるいは「不穏当な表現」を多数用いて原告を揶揄したとあります。

ここでも被告側の「表現」だけを取り上げています。

「表現」を生み出した感情や思想の検証が無いです。(だからやっぱり憲法第十九条『思想及び良心の自由』が守られていませんし、その感情や思想から生まれた表現として、そしてそれをまとめた表現としての検証ではありませんので、憲法第二十一条『表現の自由』の保障も守られていないです。更に憲法第十三条の個人の尊重、幸福追求権も守られていません。これらの侵害にもあたると思います。)

ですからそのあとに続く「これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。」の判断も出来ないですね。

感情や思想とそれらを生んだ原因が背景が判らないから、その感情や思想から生まれた表現が原告個人にまで及ぶものなのか、「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」なのかも判らないです。

だから名誉毀損となるかどうか以前の話だと思います。だから「違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」の採用有無にまで話が及びませんね。

★争点3 「【判決】

(2) 言論の応酬の法理について：各ブログの掲載行為による名誉毀損は、原告の発言と対比して、その内

容において適当と認められる限度を超えているというべきであるから、いわゆる言論の応酬の法理により違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑【判決】（１）で、名誉毀損となるかどうか以前の話と書きました。

ですがこちらの判決はその名誉毀損が既に生じている事が前提となっています。そして名誉毀損が原告の反論と比べて限度を超えている、だから名誉毀損の違法性を原告の対抗言論で阻却出来ていない、て事です。

やっぱり争点1、2に書きました検証が無いから、この名誉毀損前提の【判決】も無意味です。

★争点3 「【判決】

（３）その他の違法性阻却事由について：インターネット『上の表現』（←四季注・余命さんはこの箇所だけ赤字になさらなかった）であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るには限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」

↑「情報」が気になり調べました。「情報」の言葉、日本での初出は1876年(明治9年)出版、陸軍少佐酒井忠恕訳による「佛國歩兵陣中要務實地演習軌典」だそうです。↓

☆「日本語の「情報」は1876年に出版された『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』において、仏語 *renseignement*（案内、情報）の訳語として「敵情を報知する」意味で用いられたのが最初である[6].」(Wikipedia「情報」より)

☆「今日のキーワードとなっている情報という言葉は日本で作られ、1876年出版の訳書『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』に最初の用例がある。

原語はフランス語の*renseignement*で、敵の「情状の報知」の意味で使われた。

初期には情報と状報が併用されたが、情報に統一された。

兵語として用いられていたが、次第に一般化し、日露戦争後には国語事典に収録されるようになった。

戦後情報理論の導入に伴い、英語の*information*の日本語訳として用いられるようになった。

これら130年に及ぶ情報という言葉の歴史について調べた内容を、用例を示しながらたどってみた。」(国立情報学研究所サイト「情報処理学会創立45周年記念特別寄稿・情報という言葉を探る(1)」冒頭文より)

☆「兵語とは→軍事上の用語。」
 ☆「兵語とは→軍事に関する専門用語。軍用語。」
 (コトバンクより)
 ↑日本語単語の「情報」の最初の使用は兵語、つまり軍事上の用語だった事ですね。「敵の「情状の報知」の意味」とあります。
 何故フランス語の訳かは、同じく特別寄稿に「明治維新後、新政府の下で陸軍はフランス式、海軍はイギリス式の編成を採用することになり、1870年10月の太政官令でこの旨公示された。
 この政策にそって陸軍ではフランス軍人を教官として多数雇用し、またフランスから多くの典範令や教範などを取り寄せては訳し、それらの助けを借りて軍人の教育や訓練を行った。」とありました。

☆因みに日本におけるinformationの初出は1879年(明治12年)出版、福沢諭吉の「民情一新」(近代文明発達の要因と時代を動かす原動力との関係を説いておられる内容とありました)の「インフォルメーション」だそうです。
 (「情報という言葉の原語が江戸時代の末に日本に紹介されたinformationであった」と書いておられる方がいましたが、こちらは調べてもさっぱり出てきませんでした。)
 ☆「informationの訳としては、19世紀にはまだ情報という語をあてることはされていない。たとえば、1879年刊『民情一新』で、福澤諭吉はinformationの社会的影響について論じたが、当時、日本語に対応する訳語が存在せず「インフォルメーション」(59ページ最終行)と仮名書きしている。」(Wikipedia「情報」より)
 ↑上に書きました「情報」初出の3年後ですが、informationの訳語として「情報」を使う意識?認識?がこの頃にはまだ無かった事ですね。上の特別寄稿にも「戦後情報理論の導入に伴い、英語のinformationの日本語訳として用いられるようになった。」とありますし。
 やはり日本における単語「情報」の語源は兵語(軍事上の用語)と見て良いのですね。

続いて「情報」の単語を調べた所、コトバンクの「情報」に「インフォメーション」と「インテリジェンス」の二つがありました。先ずそれぞれの単語を調べました。↓
 ☆「インフォメーション(information)とは→1 情報。報道。2 受付。案内所。」
 ☆「インフォメーションとは→①情報。報道。知らせ。②受付。案内所。」
 ☆「インテリジェンス(intelligence)とは→1 知性。知能。理解力。
 2 情報。諜報(ちょうほう)。」(共にコトバンクより)
 ↑「インフォメーション」の意味は(下の「情報」辞書

引用にもありますが)お知らせに重きを置き、「インテリジェンス」は謀報。つまり上に書いた「情報」の語源は、今で云うインテリジェンスかな?と思いました。

今度はコトバンクの「情報」からです。引用元の辞書数が多かったので、自分的に判り易いのだけ引っ張って来ました。↓

☆「情報とは→1 ある物事の内容や事情についての知らせ。インフォメーション。

2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。

3 生体系が働くための指令や信号。神経系の神経情報、内分泌系のホルモン情報、遺伝情報など。」

☆「情報とは→インフォメーションを情報とっているケースが多いが、インフォメーションは広義の概念で「お知らせ」の意味で使用されることが多い。

サイバネティクスの創始者であるN.ウィナーは情報をつぎのように定義している。情報とは、われわれが下界に対して自己を調節し、かつその調節行動によって下界に影響を及ぼしていく際に、下界との間で交換されるものの内容を指す言葉である。情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。小売業にとって、POS（販売時点）情報は顧客ニーズの把握や人気・不人気商品を発見するのに貴重な情報源である。」

☆「情報とは→①事物・出来事などの内容・様子。また、その知らせ。

②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。

③機械系や生体系に与えられる指令や信号。例えば、遺伝情報など。

④物質・エネルギーとともに、現代社会を構成する要素の一。〔「事情」を「報告」することから一字ずつ抜き出してできた略語。雑誌「太陽」（1901年）に出てくるのが早い時期の例。諸種の訳語とされたが英語 information の訳語として定着〕」

☆「情報とは→information

フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。つまり、データや資料は、それ自体では意味をもたない、方向性のないスカラー量でもある。しかし、これを分析すると、変化や兆候を示す、方向性のあるベクトル量となる。これが情報である。

情報の単位としては、アメリカの応用数学者シャノンの通信理論で定義されたビットbitが著名である。もともとは電気通信信号の変化の測度であったが、より広範な適用を可能とするインフォメーション・セオリ

ーが確立され、情報伝達と情報処理のための基礎を築いた。

ちなみに、1950年代なかばに確立したインフォメーション・セオリーを情報理論と直訳したのが、現在の情報の語意の初めであり、それ以前は情報といえば諜報(ちょうほう)と同義語であった。情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「情報とは→送り手と受け手の存在を想定したときに、送り手からチャンネルやメディアを通じて受け手に伝えられるパターン。

図書館情報学では、ブルックス (Bertram Claude Brookes 1910-1991) による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。情報は、データと知識との区別、また、物質やエネルギーとの対比によっても説明される。

情報という語は、明治の初期に酒井忠恕 (1850-1897) によって造語されたが、日常的に使用されるようになったのは最近のことである。その日常的な用法では、知識が蓄積であるのに対し、情報は流れとみなされる傾向がある。情報の意味は多様で、分野に依存しているので定義ができないという意見もあるが、情報の定義や意味の探求は図書館情報学の基本的な研究課題の一つとなっている。」

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。これらに関する資料が情報資料 information であって、一般には混同されて使用されている。

情報には、その活動に必要な分野に従って、国家情報(主として政治)、軍事、経済、科学技術、および産業などがあり、それらの情報資料獲得の手段によって、合法、非合法の別がある。後者を一般にスパイ(活動)と称する。前者については、公刊物、公開地域、物件の視察、談話および公海、公空、自国あるいは友好国の領土、領海(空)内から行われる通信傍受、偵察行動を含むものであり、戦時にあっては兵力による偵察は合法である。

戦時スパイは違法ではないが厳罰に処せられる。平時におけるスパイ行動は、その国の法律によって処理、処罰される。

これらによって獲得、集約された情報資料は、情報機関によって処理 processing (整理、分析、評価、判断など)が行われ、それぞれの目的に従って利用される。最近の傾向として、これらの全部または一部にコ

ンピュータが使用されている。

また国際情勢の複雑化，科学技術の進歩と産業界における国際的・国内的競争の激化および安全保障との密接な関係から，各分野全般に情報活動が変化し，かつ活発化している。これらに関する防護もまた情報活動の一部であって，保全 securityの重要な部門をなしている。」(以上全てコトバンク「情報」より)

☆以下はWikipedia「情報」からの抜粋です。↓

☆「情報（じょうほう、英語: information、ラテン語: informatio インフォルマーティオー）とは、

- 1.あるものごとの内容や事情についての知らせ[1]のこと。
- 2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。
- 3.生体が働くために用いられている指令や信号[1]のこと。

4.（情報理論（通信理論）での用法）価値判断を除いて、量的な存在としてとらえたそれ」

☆「20世紀、1940年代までの日常言語では、情報が諜報と近い意味と見なされ、なんらかの価値あることを知ったとき「情報を得た」といったように用いていた[2]。《価値》と結びつけられたものを《情報》としていたわけである。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「法における情報の定義

法学博士白田秀彰の調査・研究[12]によると、日本における法律・判例上における「情報」の意味はおおむね次の傾向があるとされる。

- ・法律においては、おおむね電子計算機上の「データ」と同義で用いられる。
- ・行政事件の判例においては、電子計算機・書類など媒体にかかわらず、記録一般を指し示す上位概念として使用されている。
- ・民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきずられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」(Wikipedia「情報」より)

↑現在の「情報」の意味は元の意味と同義なインテリジェンス、お知らせ系のインフォメーション、更に「情報」の受け手とその作用や効果も含めた意味を持つ「情報」と捉えました。

しつこくてすみませんが、上の辞書引用から主に主観的人間の意思に及ぼす影響や意思との関連の説明を抽出。↓

☆「2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によ

って伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。」

☆「情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。」

☆「②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。」

☆「フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。」

☆「情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。」

☆「一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。」

☆「2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「情報(intelligence)とは→国家, 団体, または個人が, 敵対, 対立, 競合関係にある国家, 団体, 個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国 (団体, 個人) もしくは, 自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。」

↑他にも少し読みましたが、情報技術(通信と記録)の発達で、発信者と受信者の距離・時間が縮まった事による情報の迅速さ、(発信者が伝えたかった)情報の正確性、更にインターネットの発達により更なる迅速さ正確性だけでなくその情報ネットワークも世界に広がり情報量も飛躍的に増え、またネットによる発信と受信の媒体(パソコン、スマホ等)も手軽となり、情報と生活との密着がより高くなった現在、情報、特にインターネットによる情報は、人間の生活、毎日をより良く有効に生きる為に欠かせない手段である、と情報発信と受信におけるその拠り所、重要さを改めて理解しました。

(ただ一方でネットは有名無名を問わず誰でも匿名でも発信が出来る分、匿名発信者の情報も増えますね。つまり発信者が伝えたかった情報としての正確さはあ

っても、匿名発信者による情報の場合、中には信頼性の高くないor低い情報もあるかも、と捉えられます。

だから争点3【被告の主張】にある

「(3) インターネット上の表現であること：インターネット上の表現は従来型のメディア上の表現と比較し、一般の読者には信頼性の低い情報と受け取られるし、」は、そう云う事なのかな？と自分は思いました。情報ネットワークの広がりと共に情報量も増え、更に誰でも発信出来る事から匿名発信者も情報量に比例して増加。だからその中には信頼性の高くないor低い情報もあるだろう、と。)

つまりネット含めた「情報」とは、人間が日々を生活をより良く有効に生きる為だけでなく、それこそ元の本来の意味である兵語(軍事上の用語)な諜報、インテリジェンスな「情報」として自分や大切な人達から危険を避け危険を遠ざけ、身を命を守る為に必須で不可欠なものでもあるのだな、と理解が深まりました。

上の辞書引用の通り、状況に対する知識や適切な判断を生じさせるものであり、環境に適応するために情報が必要であり、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識であり、情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御等々の概念と密接に関連しているし、またインテリジェンスな情報として国家や団体、個人が敵対し、対立し、競合関係にある国家や団体、個人についての状況を知るために獲得する知識として、また対象が友好国やその団体、個人だったり、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。自国を守り自分と自分の大切な人達を守る為の必須で欠かせない手段、それが「情報」ですね。

(また今や「情報」のメインとなっているネットの場合、匿名発信者による匿名情報も多く、信頼性も常に高いとは限らないからこそ、普段からインターネット情報に触れ、自らを鍛える事も必要と自分は思いますし。)

だからこそ今回の裁判の様に「表現」だけを捉えてインターネットの「情報」を否定する判断を下すのはあまりにも軽率です。

本来その身を命を大切な人達を守るべき信頼出来る「情報」を与える側で、その責務(国民保護)を負うべきマスコミに一切全く期待出来ない今の現状です。多くの日本国民が今のマスコミの「情報」に強い不信を持つからこそ、あらゆる種類の人間があらゆる「情報」を発信する(情報によっては信頼性が高いとは限らない)インターネットに頼らざるを得ない今の世の中だからこそ、その「情報」に触れ、インフォメーションだけで無くインテリジェンスな「情報」をも自ら収集し知識とし、また状況に対応し環境に適応し適切な判断を自ら得、また自らを鍛える。

だからこそこの【判決】は軽率だし、日本国民の知る

権利を阻害する行為でもあると改めて強く思います。

【被告の主張】の検証を一切しないで「表現」だけを捉えて名誉毀損にあたると偏った判断を下し、「インターネット『上の表現』であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」と【判決】を下すのは安易ですしそれぞれそ限度を超えていると思います。

国民の知る権利を侵害し阻害するだけで無く、自らと大切な人達の身を命を守る為危険を避ける為のインテリジェンスな「情報」を得る国民の権利、生存権をも侵害し、阻害する行為だとも思います。

Wikipediaの「情報」には

「民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきずられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」

とありましたが、傾向どころか曖昧・平易に用いています。

重ねて云いますが「表現」だけを取り上げた偏った【判決】によりインターネット「情報」を安易に否定する行為は、マスコミが機能しないどころか害悪な現状の為に、その「情報」を投げ所とする国民を危険に晒す行為と考えます。

だからこそ争点1にある「ブログ記事は、原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評にすぎない。名誉感情を害するものや、差別などにはあたらない。」から始まる被告側の主張もきちんと全て検証して、公平な判断による【判決】を出して頂きたいです。

【原告の主張】だけでなく、【被告の主張】「も」きちんと検証して欲しい。

先ずは被告と被告側日本国民がその「表現」に至った背景を検証して欲しい。

インターネットの「情報」とは「表現」だけじゃ無いのですよ。

インフォメーションからインテリジェンスまで、生きる為のあらゆる「情報」を日本国民に与えてくれる大切な手段なのですよ。

余命さんが★争点3【判決】(3)の『上の表現』だけをあえて赤字になさらなかった理由がやっと判りました。強く理解しました。日本語の「情報」の語源は軍事であった事と共に。

☆「表現とは→心理的、感情的、精神的などの内面的なものを、外面的、感性的形象として客観化すること。また、その客観的形象としての、表情・身振り・言語・記号・造形物など。」

☆「表現とは→①内面的・精神的・主体的な思想や感情などを、外面的・客観的な形あるものとして表すこと。また、その表れた形である表情・身振り・記号・言語など。特に、芸術的形象たる文学作品（詩・小説など）・音楽・絵画・造形など。」

②外にあらわれること。外にあらわすこと。」(コトバンク「表現」より)

☆「表現とは→表現（ひょうげん）とは、自分の感情や思想・意志などを形として残したり、態度や言語で示したりすることである。また、ある物体や事柄を別の言葉を用いて言い換えることなども表現という。」(Wikipedia「表現」より)

そもそも【原告の主張】を見ますと、まとめブログの表現手法のみならず、引用元の表現への直接の言及と思われる内容が散見されますね。

争点1「数多くの書き込み」とか、争点3の(1)「内容は、原告に対する人身攻撃に及んでおり、意見ないし論評の域を逸脱している。」とか。

争点4「被告の違法行為は人種差別および女性差別の複合差別であり、」だって、元はと言えば引用元の表現を指していると思うし。

争点3の(3)「従来型のメディア上の表現とは異なり、誰もが容易に閲覧することができる」だって、被告のまとめブログだけじゃなく、引用元だってインターネット上の「情報」で「誰もが容易に閲覧することができる」掲示板だし。

争点5「表現の自由は無制限に保障されるものではなく、個人の権利利益を侵害する表現は、一定の要件を満たす場合には規制の対象となる。」の「表現の自由」が指し示す先もそう。引用元の表現も含まれていますよね。

それなのに争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」から始まる原告の訴えを、被告一人で受けるのですか？

この点も被告に対して不公平じゃないですか？なんで被告のまとめブログだけ？とても不可解です。

あと不可解と云えば争点4の【被告の主張】にある

「被告が削除要求に応じる旨を表示していたにも関わらず、被告に削除を要求せず、2ちゃんねるの管理者に対しても削除を要求していない。」もです。

「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」とありますし、対抗言論な反論をなさっていたて事は、引用元含めその内容は元々認識なさっていたのですね。でも削除要求には応じなかった。(被告である管理人さんの、削除要求に応じる旨の表示「は」認識なさっ

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

ていなかった事?)
削除要求なさらず、そのままにしておいたけれども、争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」と訴え、裁判を起す。なんで? しかも争点4のここへの【判決】は「原告が削除の要求をしなかったからといって、損害の拡大に寄与したことにはならない。」となってますけど、先ず「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」事を原告が認識なさっていたかどうか、もしご存知だったのなら、何故応じなかったのか?の確認からすべきじゃ無いですか。余りにも不公平過ぎます。
争点3【原告の主張】(3)に「削除されても複製や転載によって永続的に広まっていく性質があり、被害の程度は深刻。」とありますが、削除しない根拠にはならないと思います。
きちんとそのお考えを感情を示して、削除を希望なさる旨をお伝えすれば良いのではないのでしょうか。もし諸々認識なさっていたのに最善の方法を模索なさる事がなかったのなら、その理由は述べて頂きたいです。「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」に対して。
以上です。大変長くなりました。失礼致しました。
(四季の移ろい)



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-
wolfsblood-
greenhell@docomo.
ne.jp
49.98.148.5

(余命さん、投稿初回チェックご スпамチェック待ち 担当スタッフさん、スタッフのみなさん、本当にすみません...再々々々投稿です。泣。汗。後半の方、「上の辞書引用の通り～」から始まる箇所、intelligenceの辞書引用が少し抜けていたので直しました。余り読み返すとまた文字がぐるぐるするのでもう辞めます。何度もすみませんでした泣。ごめんなさい泣。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

先日採用頂きました『2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい』にて、余命さんが「★争点3：違法性阻却事由の有無」の【判決】を「上の表現」を除いて赤字になさっていたのがとても気になり、細かく考えてみました。(かなり長いです、すみません。)

★争点3 「【判決】

(1) 名誉毀損について：ブログ記事全体において、侮辱的な表現、あるいは原告が人であることや通常の判断能力を有することを否定するような不穏当な表現を多数用いて、原告の精神状態、知的能力、人種、容姿等を揶揄するものである。これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することが

2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい

投稿を表示

0 12

2017年12月4日 9:07 PM

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

できない。」

↑ブログ記事全体において「侮辱的な表現」あるいは「不穏当な表現」を多数用いて原告を揶揄したとあります。

ここでも被告側の「表現」だけを取り上げています。「表現」を生み出した感情や思想の検証が無いです。(だからやっぱり憲法第十九条『思想及び良心の自由』が守られていませんし、その感情や思想から生まれた表現として、そしてそれをまとめた表現としての検証ではありませんので、憲法第二十一条『表現の自由』の保障も守られていないです。更に憲法第十三条の個人の尊重、幸福追求権も守られていません。これらの侵害にもあたると思います。)

ですからそのあとに続く「これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。」の判断も出来ないですね。

感情や思想とそれらを生んだ原因が背景が判らないから、その感情や思想から生まれた表現が原告個人にまで及ぶものなのか、「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」なのかも判らないです。

だから名誉毀損となるかどうか以前の話と思います。だから「違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」の採用有無にまで話が及びませんね。

★争点3 「【判決】

(2) 言論の応酬の法理について：各ブログの掲載行為による名誉毀損は、原告の発言と対比して、その内容において適当と認められる限度を超えているというべきであるから、いわゆる言論の応酬の法理により違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑【判決】(1)で、名誉毀損となるかどうか以前の話と書きました。

ですがこちらの判決はその名誉毀損が既に生じている事が前提となっています。そして名誉毀損が原告の反論と比べて限度を超えている、だから名誉毀損の違法性を原告の対抗言論で阻却出来ていない、て事です。

やっぱり争点1、2に書きました検証が無いから、この名誉毀損前提の【判決】も無意味です。

★争点3 「【判決】

(3) その他の違法性阻却事由について：インターネット『上の表現』(←四季注・余命さんはこの箇所だけ赤字になさらなかった)であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得る

こと、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」

↑「情報」が気になり調べました。「情報」の言葉、日本での初出は1876年(明治9年)出版、陸軍少佐酒井忠恕訳による「佛國歩兵陣中要務實地演習軌典」だそうです。↓

☆「日本語の「情報」は1876年に出版された『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』において、仏語 *renseignement* (案内、情報) の訳語として「敵情を報知する」意味で用いられたのが最初である[6]。」(Wikipedia「情報」より)

☆「今日のキーワードとなっている情報という言葉は日本で作られ、1876年出版の訳書『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』に最初の用例がある。

原語はフランス語の*renseignement*で、敵の「情状の報知」の意味で使われた。

初期には情報と状報が併用されたが、情報に統一された。

兵語として用いられていたが、次第に一般化し、日露戦争後には国語事典に収録されるようになった。

戦後情報理論の導入に伴い、英語の*information*の日本語訳として用いられるようになった。

これら130年に及ぶ情報という言葉の歴史について調べた内容を、用例を示しながらたどってみた。」(国立情報学研究所サイト「情報処理学会創立45周年記念特別寄稿・情報という言葉を探る(1)」冒頭文より)

☆「兵語とは→軍事上の用語。」

☆「兵語とは→軍事に関する専門用語。軍用語。」(コトバンクより)

↑日本語単語の「情報」の最初の使用は兵語、つまり軍事上の用語だった事ですね。「敵の「情状の報知」の意味」とあります。

何故フランス語の訳かは、同じく特別寄稿に「明治維新後、新政府の下で陸軍はフランス式、海軍はイギリス式の編成を採用することになり、1870年10月の太政官令でこの旨公示された。

この政策にそって陸軍ではフランス軍人を教官として多数雇用し、またフランスから多くの典範令や教範などを取り寄せては訳し、それらの助けを借りて軍人の教育や訓練を行った。」とありました。

☆因みに日本における*information*の初出は1879年(明治12年)出版、福沢諭吉の「民情一新」(近代文明発達の要因と時代を動かす原動力との関係を説いておられる内容とありました)の「インフォルメーション」だそうです。

(「情報という言葉の原語が江戸時代の末に日本に紹介された*information*であった」と書いておられる方

がいましたが、こちらは調べてもさっぱり出てきませんでした。)↓

☆「informationの訳としては、19世紀にはまだ情報という語をあてることはされていない。たとえば、1879年刊『民情一新』で、福澤諭吉はinformationの社会的影響について論じたが、当時、日本語に対応する訳語が存在せず「インフォルメーション」（59ページ最終行）と仮名書きしている。」(Wikipedia「情報」より)

↑上に書きました「情報」初出の3年後ですが、informationの訳語として「情報」を使う意識？認識？がこの頃にはまだ無かった事ですね。上の特別寄稿にも「戦後情報理論の導入に伴い、英語のinformationの日本語訳として用いられるようになった。」とありますし。

やはり日本における単語「情報」の語源は兵語(軍事上の用語)と見て良いのですね。

続いて「情報」の単語を調べた所、コトバンクの「情報」に「インフォメーション」と「インテリジェンス」の二つがありました。先ずそれぞれの単語を調べました。↓

☆「インフォメーション(information)とは→1 情報。報道。 2 受付。案内所。」

☆「インフォメーションとは→①情報。報道。知らせ。②受付。案内所。」

☆「インテリジェンス(intelligence)とは→1 知性。知能。理解力。

2 情報。諜報(ちょうほう)。」(共にコトバンクより)

↑「インフォメーション」の意味は(下の「情報」辞書引用にもありますが)お知らせに重きを置き、「インテリジェンス」は諜報。つまり上に書いた「情報」の語源は、今で云うインテリジェンスかな？と思いました。

今度はコトバンクの「情報」からです。引用元の辞書数が多かったので、自分的に判り易いのだけ引っ張って来ました。↓

☆「情報とは→1 ある物事の内容や事情についての知らせ。インフォメーション。

2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。

3 生体系が働くための指令や信号。神経系の神経情報、内分泌系のホルモン情報、遺伝情報など。」

☆「情報とは→インフォメーションを情報といっているケースが多いが、インフォメーションは広義の概念で「お知らせ」の意味で使用されることが多い。

サイバネティクスの創始者であるN.ウィナーは情報をつぎのように定義している。情報とは、われわれが下界に対して自己を調節し、かつその調節行動によって下界に影響を及ぼしていく際に、下界との間で交換さ

れるものの内容を指す言葉である。情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。小売業にとって、POS（販売時点）情報は顧客ニーズの把握や人気・不人気商品を発見するのに貴重な情報源である。」

☆「情報とは→①事物・出来事などの内容・様子。また、その知らせ。

②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。

③機械系や生体系に与えられる指令や信号。例えば、遺伝情報など。

④物質・エネルギーとともに、現代社会を構成する要素の一。〔「事情」を「報告」することから一字ずつ抜き出してできた略語。雑誌「太陽」（1901年）に出てくるのが早い時期の例。諸種の訳語とされたが英語 information の訳語として定着〕」

☆「情報とは→information

フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。つまり、データや資料は、それ自体では意味をもたない、方向性のないスカラー量でもある。しかし、これを分析すると、変化や兆候を示す、方向性のあるベクトル量となる。これが情報である。

情報の単位としては、アメリカの応用数学者シャノンの通信理論で定義されたビットbitが著名である。もともとは電気通信信号の変化の測度であったが、より広範な適用を可能とするインフォメーション・セオリーが確立され、情報伝達と情報処理のための基礎を築いた。

ちなみに、1950年代なかばに確立したインフォメーション・セオリーを情報理論と直訳したのが、現在の情報の語意の初めであり、それ以前は情報といえば諜報(ちょうほう)と同義語であった。情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「情報とは→送り手と受け手の存在を想定したときに、送り手からチャンネルやメディアを通じて受け手に伝えられるパターン。

図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。情報は、データと知識との区別、また、物質やエネルギーとの対比によっても説明される。

情報という語は、明治の初期に酒井忠恕（1850-1897）によって造語されたが、日常的に使用される

ようになったのは最近のことである。その日常的な用法では、知識が蓄積であるのに対し、情報は流れとみなされる傾向がある。情報の意味は多様で、分野に依存しているので定義ができないという意見もあるが、情報の定義や意味の探求は図書館情報学の基本的な研究課題の一つとなっている。」

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。これらに関する資料が情報資料 informationであって、一般には混同されて使用されている。

情報には、その活動に必要な分野に従って、国家情報(主として政治)、軍事、経済、科学技術、および産業などがあり、それらの情報資料獲得の手段によって、合法、非合法の別がある。後者を一般にスパイ(活動)と称する。前者については、公刊物、公開地域、物件の視察、談話および公海、公空、自国あるいは友好国の領土、領海(空)内から行われる通信傍受、偵察行動を含むものであり、戦時にあっては兵力による偵察は合法である。

戦時スパイは違法ではないが厳罰に処せられる。平時におけるスパイ行動は、その国の法律によって処理、処罰される。

これらによって獲得、集約された情報資料は、情報機関によって処理 processing(整理、分析、評価、判断など)が行われ、それぞれの目的に従って利用される。最近の傾向として、これらの全部または一部にコンピュータが使用されている。

また国際情勢の複雑化、科学技術の進歩と産業界における国際的・国内的競争の激化および安全保障との密接な関係から、各分野全般に情報活動が変化し、かつ活発化している。これらに関する防護もまた情報活動の一部であって、保全 securityの重要な部門をなしている。」(以上全てコトバンク「情報」より)

☆以下はWikipedia「情報」からの抜粋です。↓

☆「情報(じょうほう、英語: information、ラテン語: informatio インフォルマーティオー)とは、

- 1.あるものごとの内容や事情についての知らせ[1]のこと。
- 2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。
- 3.生体が働くために用いられている指令や信号[1]のこと。
- 4.(情報理論(通信理論)での用法)価値判断を除いて、量的な存在としてとらえたそれ」

☆「20世紀、1940年代までの日常言語では、情報が諜報と近い意味と見なされ、なんらかの価値あること

を知ったとき「情報を得た」といったように用いていた[2]。《価値》と結びつけられたものを《情報》としていたわけである。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「法における情報の定義

法学博士白田秀彰の調査・研究[12]によると、日本における法律・判例上における「情報」の意味はおおむね次の傾向があるとされる。

・法律においては、おおむね電子計算機上の「データ」と同義で用いられる。

・行政事件の判例においては、電子計算機・書類など媒体にかかわらず、記録一般を指し示す上位概念として使用されている。

・民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきずられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」(Wikipedia「情報」より)

↑現在の「情報」の意味は元の意味と同義なインテリジェンス、お知らせ系のインフォメーション、更に「情報」の受け手とその作用や効果も含めた意味を持つ「情報」と捉えました。

しつこくですみませんが、上の辞書引用から主に主観的人間の意思に及ぼす影響や意思との関連の説明を抽出。↓

☆「2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。」

☆「情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。」

☆「②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。」

☆「フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。」

☆「情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。」

☆「一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場

もある。」

☆「2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。」

↑他にも少し読みましたが、情報技術(通信と記録)の発達で、発信者と受信者の距離・時間が縮まった事による情報の迅速さ、(発信者が伝えたかった)情報の正確性、更にインターネットの発達により更なる迅速さ正確性だけでなくその情報ネットワークも世界に広がり情報量も飛躍的に増え、またネットによる発信と受信の媒体(パソコン、スマホ等)も手軽となり、情報と生活との密着がより高くなった現在、情報、特にインターネットによる情報は、人間の生活、毎日をより良く有効に生きる為に欠かせない手段である、と情報発信と受信におけるその拠り所、重要性を改めて理解しました。

(ただ一方でネットは有名無名を問わず誰でも匿名でも発信が出来る分、匿名発信者の情報も増えますね。つまり発信者が伝えたかった情報としての正確さはあっても、匿名発信者による情報の場合、中には信頼性の高くないor低い情報もあるかも、と捉えられます。

だから争点3【被告の主張】にある

「(3) インターネット上の表現であること：インターネット上の表現は従来型のメディア上の表現と比較し、一般の読者には信頼性の低い情報と受け取られるし、」は、そう云う事なのかな?と自分は思いました。情報ネットワークの広がりと共に情報量も増え、更に誰でも発信出来る事から匿名発信者も情報量に比例して増加。だからその中には信頼性の高くないor低い情報もあるだろう、と。)

つまりネット含めた「情報」とは、人間が日々を生活をより良く有効に生きる為だけでなく、それこそ元の本来の意味である兵語(軍事上の用語)な諜報、インテリジェンスな「情報」として自分や大切な人達から危険を避け危険を遠ざけ、身を命を守る為に必須で不可欠なものでもあるのだな、と理解が深まりました。

上の辞書引用の通り、状況に対する知識や適切な判断を生じさせるものであり、環境に適応するために情報が必要であり、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識であり、情報という

概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御等々の概念と密接に関連しているし、またインテリジェンスな情報として国家や団体、個人が敵対し、対立し、競合関係にある国家や団体、個人についての状況を知るために獲得する知識として、また対象が友好国やその団体、個人だったり、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。自国を守り自分と自分の大切な人達を守る為の必須で欠かせない手段、それが「情報」ですね。

(また今や「情報」のメインとなっているネットの場合、匿名発信者による匿名情報も多く、信頼性も常に高いとは限らないからこそ、普段からインターネット情報に触れ、自らを鍛える事も必要と自分は思いますし。)

だからこそ今回の裁判の様に「表現」だけを捉えてインターネットの「情報」を否定する判断を下すのはあまりにも軽率です。

本来その身を命を大切な人達を守るべき信頼出来る「情報」を与える側で、その責務(国民保護)を負うべきマスコミに一切全く期待出来ない今の現状です。多くの日本国民が今のマスコミの「情報」に強い不信を持つからこそ、あらゆる種類の人間があらゆる「情報」を発信する(情報によっては信頼性が高いとは限らない)インターネットに頼らざるを得ない今の世の中だからこそ、その「情報」に触れ、インフォメーションだけで無くインテリジェンスな情報をも自ら収集し、また自らを鍛える。

だからこそこの【判決】は軽率だし、日本国民の知る権利を阻害する行為でもあると改めて強く思います。

【被告の主張】の検証を一切しないで「表現」だけを捉えて名誉毀損にあたると偏った判断を下し、「インターネット『上の表現』であるから」といって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」と【判決】を下すのは安易ですしそれこそ限度を超えていると思います。

国民の知る権利を侵害し阻害するだけで無く、自らと大切な人達の身を命を守る為危険を避ける為のインテリジェンスな「情報」を得る国民の権利、生存権をも侵害し、阻害する行為だとも思います。

Wikipediaの「情報」には

「民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情

報」という単語の曖昧性にひきずられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」
 とありましたが、傾向どころか曖昧・平易に用いています。
 重ねて云いますが「表現」だけを取り上げた偏った【判決】によりネット「情報」を安易に否定する行為は、その「情報」を拠り所にする国民を危険に晒す行為と考えます。
 だからこそ争点1にある「ブログ記事は、原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評にすぎない。名誉感情を害するものや、差別などにはあたらない。」から始まる被告側の主張もきちんと全て検証して、公平な判断による【判決】を出して頂きたいです。
 【原告の主張】だけでなく、【被告の主張】「も」きちんと検証して欲しい。
 まずは被告と被告側日本国民がその「表現」に至った背景を検証して欲しい。
 インターネットの「情報」とは「表現」だけじゃ無いんですよ。
 インフォメーションからインテリジェンスまで、生きる為のあらゆる「情報」を日本国民に与えてくれる大切な手段なのですよ。
 余命さんが★争点3【判決】(3)の『上の表現』だけをあえて赤字になさらなかった理由がやっと判りました。強く理解しました。日本語の「情報」の語源は軍事であった事と共に。
 ☆「表現とは→心理的、感情的、精神的などの内面的なものを、外面的、感性的形象として客観化すること。また、その客観的形象としての、表情・身振り・言語・記号・造形物など。」
 ☆「表現とは→①内面的・精神的・主体的な思想や感情などを、外面的・客観的な形あるものとして表すこと。また、その表れた形である表情・身振り・記号・言語など。特に、芸術的形象たる文学作品（詩・小説など）・音楽・絵画・造形など。
 ②外にあらわれること。外にあらわすこと。」(コトバンク「表現」より)
 ☆「表現とは→表現（ひょうげん）とは、自分の感情や思想・意志などを形として残したり、態度や言語で示したりすることである。また、ある物体や事柄を別の言葉を用いて言い換えることなども表現という。」(Wikipedia「表現」より)
 そもそも【原告の主張】を見ますと、まとめブログの表現手法のみならず、引用元の表現への直接の言及と思われる内容が散見されますね。
 争点1「数多くの書き込み」とか、争点3の(1)「内容は、原告に対する人身攻撃に及んでおり、意見ないし論評の域を逸脱している。」とか。
 争点4「被告の違法行為は人種差別および女性差別の

複合差別であり、」だって、元はと言えば引用元の表現を指していると思うし。

争点3の(3)「従来型のメディア上の表現とは異なり、誰もが容易に閲覧することができる」だって、被告のまとめブログだけじゃなく、引用元だってインターネット上の「情報」で「誰もが容易に閲覧することができる」掲示板だし。

争点5「表現の自由は無制限に保障されるものではなく、個人の権利利益を侵害する表現は、一定の要件を満たす場合には規制の対象となる。」の「表現の自由」が指し示す先もそう。引用元の表現も含まれていますよね。

それなのに争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」から始まる原告の訴えを、被告お一人で受けるのですか？

この点も被告に対して不公平じゃないですか？なんで被告のまとめブログだけ？とても不可解です。

あと不可解と云えば争点4の【被告の主張】にある

「被告が削除要求に応じる旨を表示していたにも関わらず、被告に削除を要求せず、2ちゃんねるの管理者に対しても削除を要求していない。」もです。

「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」とありますし、対抗言論な反論をなさっていたて事は、引用元含めその内容は元々認識なさっていたのですよね。でも削除要求には応じなかった。(被告である管理人さんの、削除要求に応じる旨の表示「は」認識なさっていなかったて事?)

削除要求なさらず、そのまましておいたけれども、争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」と訴え、裁判を起す。なんで？

しかも争点4のここへの【判決】は「原告が削除の要求をしなかったからといって、損害の拡大に寄与したことにはならない。」となってますけど、先ず「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」事を原告が認識なさっていたかどうか、もしご存知だったのなら、何故応じなかったのか？の確認からすべきじゃ無いのですか。余りにも不公平過ぎます。

争点3【原告の主張】(3)に「削除されても複製や転載によって永続的に広まっていく性質があり、被害の程度は深刻。」とありますが、削除しない根拠にはならないと思います。

きちんとそのお考えを感情を示して、削除を希望なさる旨をお伝えすれば良いのではないのでしょうか。もし諸々認識なさっていたのに最善の方法を模索なさる事がなかったのなら、その理由は述べて頂きたいです。

「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」に対して。

以上です。大変長くなりました。失礼致しました。

(四季の移ろい)

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<div data-bbox="140 190 175 235">□</div> <div data-bbox="204 190 271 257"></div> <div data-bbox="284 190 446 224">四季の移ろい</div> <div data-bbox="284 228 391 257">0 が承認</div> <div data-bbox="199 268 438 448"> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.148.5</p> </div>	<div data-bbox="486 190 1125 224">コメント <small>スパムチェック待ち</small></div> <p>(余命さん、投稿初回ご担当スタッフさん、スタッフのみなさん、すみません、再々々投稿です泣。中盤から後半位、情報がインターネットにすり替わってるぽかったので直しました。またもやすみません泣。)</p> <p>余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。</p> <p>先日採用頂きました『2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい』にて、余命さんが「★争点3：違法性阻却事由の有無」の【判決】を「上の表現」を除いて赤字になさっていたのがとても気に入り、細かく考えてみました。(かなり長いです、すみません。)↓</p> <p>★争点3 「【判決】</p> <p>(1) 名誉毀損について：ブログ記事全体において、侮辱的な表現、あるいは原告が人であることや通常の判断能力を有することを否定するような不穏当な表現を多数用いて、原告の精神状態、知的能力、人種、容姿等を揶揄するものである。これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」</p> <p>↑ブログ記事全体において「侮辱的な表現」あるいは「不穏当な表現」を多数用いて原告を揶揄したとあります。</p> <p>ここでも被告側の「表現」だけを取り上げています。「表現」を生み出した感情や思想の検証が無いです。(だからやっぱり憲法第十九条『思想及び良心の自由』が守られていませんし、その感情や思想から生まれた表現として、そしてそれをまとめた表現としての検証ではありませんので、憲法第二十一条『表現の自由』の保障も守られていないです。更に憲法第十三条の個人の尊重、幸福追求権も守られていません。これらの侵害にもあたると思います。)</p> <p>ですからそのあとに続く「これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。」の判断も出来ないですね。</p> <p>感情や思想とそれらを生んだ原因が背景が判らないから、その感情や思想から生まれた表現が原告個人にまで及ぶものなのか、「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」なのかも判らないです。</p> <p>だから名誉毀損となるかどうか以前の話と思います。だから「違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」の採用有無にまで話が及びませんね。</p>	<div data-bbox="1157 190 1332 302">2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい</div> <div data-bbox="1157 336 1284 369">投稿を表示</div> <div data-bbox="1157 380 1252 436">0 12</div>	<div data-bbox="1369 190 1540 257">2017年12月4日 6:19 PM</div>
<div data-bbox="140 2042 175 2087">□</div> <div data-bbox="199 2042 287 2076">作成者</div>	<div data-bbox="486 2042 606 2076">コメント</div>	<div data-bbox="1157 2042 1300 2076">コメント先</div>	<div data-bbox="1369 2042 1492 2076">投稿日時</div>

★争点3 「【判決】

(2) 言論の応酬の法理について：各ブログの掲載行為による名誉毀損は、原告の発言と対比して、その内容において適当と認められる限度を超えているというべきであるから、いわゆる言論の応酬の法理により違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑【判決】(1)で、名誉毀損となるかどうか以前の話と書きました。

ですがこちらの判決はその名誉毀損が既に生じている事が前提となっています。そして名誉毀損が原告の反論と比べて限度を超えている、だから名誉毀損の違法性を原告の対抗言論で阻却出来ていない、て事です。

やっぱり争点1、2に書きました検証が無いから、この名誉毀損前提の【判決】も無意味です。

★争点3 「【判決】

(3) その他の違法性阻却事由について：インターネット『上の表現』(←四季注・余命さんはこの箇所だけ赤字になさらなかった)であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るには限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」

↑「情報」が気に入り調べました。「情報」の言葉、日本での初出は1876年(明治9年)出版、陸軍少佐酒井忠恕訳による「佛國歩兵陣中要務實地演習軌典」だそうです。↓

☆「日本語の「情報」は1876年に出版された『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』において、仏語 *renseignement* (案内、情報) の訳語として「敵情を報知する」意味で用いられたのが最初である[6].」(Wikipedia「情報」より)

☆「今日のキーワードとなっている情報という言葉は日本で作られ、1876年出版の訳書『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』に最初の用例がある。

原語はフランス語の*renseignement*で、敵の「情状の報知」の意味で使われた。

初期には情報と状報が併用されたが、情報に統一された。

兵語として用いられていたが、次第に一般化し、日露戦争後には国語事典に収録されるようになった。

戦後情報理論の導入に伴い、英語の*information*の日本語訳として用いられるようになった。

これら130年に及ぶ情報という言葉の歴史について調

べた内容を,用例を示しながらたどってみた。」(国立情報学研究所サイト「情報処理学会創立45周年記念特別寄稿・情報という言葉を探ねて(1)」冒頭文より)

☆「兵語とは→軍事上の用語。」

☆「兵語とは→軍事に関する専門用語。軍用語。」

(コトバンクより)

↑日本語単語の「情報」の最初の使用は兵語、つまり軍事上の用語だった事ですね。

何故フランス語の訳かは、同じ特別寄稿に「明治維新後,新政府の下で陸軍はフランス式,海軍はイギリス式の編成を採用することになり,1870年10月の太政官令でこの旨公示された。

この政策にそって陸軍ではフランス軍人を教官として多数雇用し,またフランスから多くの典範令や教範などを取り寄せては訳し,それらの助けを借りて軍人の教育や訓練を行った。」とありました。

☆因みに日本におけるinformationの初出は1879年(明治12年)出版、福沢諭吉の「民情一新」(近代文明発達の要因と時代を動かす原動力との関係を説いておられる内容とありました)の「インフォルメーション」だそうです。

(「情報という言葉の原語が江戸時代の末に日本に紹介されたinformationであった」と書いておられる方がいましたが、こちらは調べてもさっぱり出てきませんでした。)

☆「informationの訳としては、19世紀にはまだ情報という言葉をあてることはされていない。たとえば、1879年刊『民情一新』で、福澤諭吉はinformationの社会的影響について論じたが、当時、日本語に対応する訳語が存在せず「インフォルメーション」(59ページ最終行)と仮名書きしている。」(Wikipedia「情報」より)

↑上に書きました「情報」初出の3年後ですが、informationの訳語として「情報」を使う意識?認識?がこの頃にはまだ無かった事ですね。上の特別寄稿にも「戦後情報理論の導入に伴い,英語のinformationの日本語訳として用いられるようになった。」とありますし。

やはり日本における単語「情報」の語源は兵語(軍事上の用語)と見て良いのですね。

続いて「情報」の単語を調べた所、コトバンクの「情報」に「インフォメーション」と「インテリジェンス」の二つがありました。先ずそれぞれの単語を調べました。↓

☆「インフォメーション(information)とは→1 情報。報道。2 受付。案内所。」

☆「インフォメーションとは→①情報。報道。知らせ。②受付。案内所。」

☆「インテリジェンス(intelligence)とは→1 知性。知能。理解力。

2 情報。諜報(ちょうほう)。」(共にコトバンクより)
 ↑「インフォメーション」の意味は(下の「情報」辞書引用にもありますが)お知らせに重きを置き、「インテリジェンス」は諜報。つまり上に書いた「情報」の語源は、今で云うインテリジェンスかな?と思いました。

今度はコトバンクの「情報」からです。引用元の辞書数が多かったので、自分的に判り易いのだけ引っ張って来ました。↓

☆「情報とは→1 ある物事の内容や事情についての知らせ。インフォメーション。

2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。

3 生体系が働くための指令や信号。神経系の神経情報、内分泌系のホルモン情報、遺伝情報など。」

☆「情報とは→インフォメーションを情報といっているケースが多いが、インフォメーションは広義の概念で「お知らせ」の意味で使用されることが多い。

サイバネティクスの創始者であるN.ウィナーは情報をつぎのように定義している。情報とは、われわれが下界に対して自己を調節し、かつその調節行動によって下界に影響を及ぼしていく際に、下界との間で交換されるものの内容を指す言葉である。情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。小売業にとって、POS（販売時点）情報は顧客ニーズの把握や人気・不人気商品を発見するのに貴重な情報源である。」

☆「情報とは→①事物・出来事などの内容・様子。また、その知らせ。

②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。

③機械系や生体系に与えられる指令や信号。例えば、遺伝情報など。

④物質・エネルギーとともに、現代社会を構成する要素の一。〔「事情」を「報告」することから一字ずつ抜き出してできた略語。雑誌「太陽」（1901年）に出てくるのが早い時期の例。諸種の訳語とされたが英語 information の訳語として定着〕」

☆「情報とは→information

フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。つまり、データや資料は、それ自体では意味をもたない、方向性のないスカラー量でもある。しかし、これを分析すると、変化や兆候を示す、方向性のあるベクトル量となる。これが情報である。

情報の単位としては、アメリカの応用数学者シャノンの通信理論で定義されたビットbitが著名である。も

ともとは電気通信信号の変化の測度であったが、より広範な適用を可能とするインフォメーション・セオリーが確立され、情報伝達と情報処理のための基礎を築いた。

ちなみに、1950年代なかばに確立したインフォメーション・セオリーを情報理論と直訳したのが、現在の情報の語意の初めであり、それ以前は情報といえば諜報(ちょうほう)と同義語であった。情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「情報とは→送り手と受け手の存在を想定したときに、送り手からチャンネルやメディアを通じて受け手に伝えられるパターン。

図書館情報学では、ブルックス (Bertram Claude Brookes 1910-1991) による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。情報は、データと知識との区別、また、物質やエネルギーとの対比によっても説明される。

情報という語は、明治の初期に酒井忠恕 (1850-1897) によって造語されたが、日常的に使用されるようになったのは最近のことである。その日常的な用法では、知識が蓄積であるのに対し、情報は流れとみなされる傾向がある。情報の意味は多様で、分野に依存しているので定義ができないという意見もあるが、情報の定義や意味の探求は図書館情報学の基本的な研究課題の一つとなっている。」

☆情報(intelligence)↓

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。これらに関する資料が情報資料 informationであって、一般には混同されて使用されている。

情報には、その活動に必要な分野に従って、国家情報(主として政治)、軍事、経済、科学技術、および産業などがあり、それらの情報資料獲得の手段によって、合法、非合法の別がある。後者を一般にスパイ(活動)と称する。前者については、公刊物、公開地域、物件の視察、談話および公海、公空、自国あるいは友好国の領土、領海(空)内から行われる通信傍受、偵察行動を含むものであり、戦時にあっては兵力による偵察は合法である。

戦時スパイは違法ではないが厳罰に処せられる。平時におけるスパイ行動は、その国の法律によって処理、処罰される。

これらによって獲得、集約された情報資料は、情報機

関によって処理 processing (整理, 分析, 評価, 判断など)が行われ, それぞれの目的に従って利用される。最近の傾向として, これらの全部または一部にコンピュータが使用されている。

また国際情勢の複雑化, 科学技術の進歩と産業界における国際的・国内的競争の激化および安全保障との密接な関係から, 各分野全般に情報活動が変化し, かつ活発化している。これらに関する防護もまた情報活動の一部であって, 保全 securityの重要な部門をなしている。」(以上全てコトバンク「情報」より)

☆以下はWikipedia「情報」からの抜粋です。↓

☆「情報(じょうほう、英語: information、ラテン語: informatio インフォルマーティオー)とは、

- 1.あるものごとの内容や事情についての知らせ[1]のこと。
- 2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。
- 3.生体が働くために用いられている指令や信号[1]のこと。
- 4.(情報理論(通信理論)での用法)価値判断を除いて、量的な存在としてとらえたそれ」

☆「20世紀、1940年代までの日常言語では、情報が諜報と近い意味と見なされ、なんらかの価値あることを知ったとき「情報を得た」といったように用いていた[2]。《価値》と結びつけられたものを《情報》としていたわけである。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「法における情報の定義

法学博士白田秀彰の調査・研究[12]によると、日本における法律・判例上における「情報」の意味はおおむね次の傾向があるとされる。

- ・法律においては、おおむね電子計算機上の「データ」と同義で用いられる。
- ・行政事件の判例においては、電子計算機・書類など媒体にかかわらず、記録一般を指し示す上位概念として使用されている。
- ・民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきずられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」(Wikipedia「情報」より)

↑現在の「情報」の意味は、元の意味と同義なインテリジェンスやお知らせ系のインフォメーション、更に「情報」の受け手とその作用や効果も含めた意味を持つ「情報」と捉えました。

しつこくですみませんが、上の辞書引用から主に主観

的人間の意思に及ぼす影響や意思との関連の説明を抜粋。↓

☆「2文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。」

☆「情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。」

☆「②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。」

☆「フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。」

☆「情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。」

☆「一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。」

☆「2文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。」

↑他にも少し読みましたが、情報技術(通信と記録)の発達で、発信者と受信者の距離・時間が縮まった事による情報の迅速さ、(発信者が伝えたかった)情報の正確性、更にインターネットの発達により更なる迅速さ正確性だけでなくその情報ネットワークも世界に広がり情報量も飛躍的に増え、またネットによる発信と受信の媒体(パソコン、スマホ等)も手軽となり、情報と生活との密着がより高くなった現在、情報、特にインターネットによる情報は、人間の生活、毎日をより良く有効に生きる為に欠かせない手段である、と情報発信と受信におけるその拠り所、重要さを改めて理解しました。

(ただ一方でネットは有名無名を問わず誰でも匿名でも発信が出来る分、匿名発信者の情報も増えますね。つまり発信者が伝えなかった情報としての正確さはあっても、匿名発信者による情報の場合、中には信頼性の高くないor低いものもあるかも、と捉えられます。だから争点3【被告の主張】にある

「(3) インターネット上の表現であること：インターネット上の表現は従来型のメディア上の表現と比較し、一般の読者には信頼性の低い情報と受け取られるし、」は、そう云う事なのかな？と自分は思いました。情報ネットワークの広がりと共に情報量も増え、更に誰でも発信出来る事から匿名発信者も情報量に比例して増加。だからその中には信頼性の高くないor低いものもある、と。)

つまりネット含めた「情報」とは、人間が日々を生活をより良く有効に生きる為だけでなく、それこそ元の本来の意味である兵語(軍事上の用語)な諜報、インテリジェンスな「情報」として自分や大切な人達から危険を避け危険を遠ざけ、身を命を守る為に必須で不可欠なものでもあるのだな、と理解が深まりました。

上の辞書引用の通り、状況に対する知識や適切な判断を生じさせるものであり、環境に適応するために情報が必要であり、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識であり、情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御等々の概念と密接に関連しているし、またインテリジェンスな情報として国家や団体だけでなく個人が敵対し、対立し、競合関係にある国家や団体、個人についての状況を知るために獲得する知識として必須で欠かせない手段、と云う事です。

また今や「情報」の拠り所となっているネット情報の場合、匿名発信者による匿名情報も多い為、信頼性も常に高いとは限らないからこそ、普段からインターネット情報に触れ、自らを鍛える事も必要と自分は思いますし。

だから今回の裁判の様に「表現」だけを捉えてインターネットの「情報」を否定する判断を下すのはあまりにも軽率です。

本来その身を命を大切な人達を守るべき信頼出来る「情報」を与える側で、その責務(国民保護)を負うべきマスコミに一切全く期待出来ない今の現状です。多くの日本国民が今のマスコミの「情報」に不信を持つからこそ、あらゆる種類の間人があらゆる「情報」を発信する(情報によっては信頼性が高いとは限らない)インターネットに頼らざるを得ない今の世の中だからこそ、その「情報」に触れ、インフォメーションだけで無くインテリジェンスな情報をも自ら収集し、また自らを鍛える。

だからこそこの【判決】は軽率だし、日本国民の知る権利を阻害する行為でもあると改めて強く思います。

【被告の主張】の検証を一切しないで「表現」だけを捉えて名誉毀損にあたりと偏った判断を下し、「インターネット『上の表現』であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」と【判決】を下すのは安易ですしそれこそ限度を超えていると思いますし、国民の知る権利を侵害し阻害するだけで無く、自らや大切な人達の身を命を守る為危険を避ける為のインテリジェンスな「情報」を得る国民の権利、生存権をも侵害し、阻害する行為だとも思います。

Wikipediaの「情報」には

「民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきずられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」

とありましたが、傾向どころか曖昧・平易に用いています。

重ねて云いますが「表現」だけを取り上げた偏った

【判決】によりネット「情報」を安易に否定する行為は、その「情報」を拠り所にする国民を危険に晒す行為と考えます。

だからこそ争点1にある「ブログ記事は、原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評にすぎない。名誉感情を害するものや、差別などにはあたらない。」から始まる被告側の主張もきちんと全て検証して、公平な判断による【判決】を出して頂きたいです。

【原告の主張】だけでなく、【被告の主張】「も」きちんと検証して欲しい。

まずは被告と被告側日本国民がその「表現」に至った背景を検証して欲しい。

インターネットの「情報」とは「表現」だけじゃ無いんですよ。

インフォメーションからインテリジェンスまで、生きる為のあらゆる「情報」を日本国民に与えてくれる大切な手段なのですよ。

余命さんが★争点3【判決】(3)の『上の表現』だけをあえて赤字になさらなかった理由がやっと判りました。強く理解しました。日本語の「情報」の語源は軍事であった事と共に。

☆「表現とは→心理的、感情的、精神的などの内面的なものを、外面的、感性的形象として客観化すること。また、その客観的形象としての、表情・身振り・

言語・記号・造形物など。」

☆「表現とは→①内面的・精神的・主体的な思想や感情などを、外面的・客観的な形あるものとして表すこと。また、その表れた形である表情・身振り・記号・言語など。特に、芸術的形象たる文学作品（詩・小説など）・音楽・絵画・造形など。

②外にあらわれること。外にあらわすこと。」(コトバンク「表現」より)

☆「表現とは→表現（ひょうげん）とは、自分の感情や思想・意志などを形として残したり、態度や言語で示したりすることである。また、ある物体や事柄を別の言葉を用いて言い換えることなども表現という。」(Wikipedia「表現」より)

そもそも【原告の主張】を見ますと、まとめブログの表現手法のみならず、引用元の表現への直接の言及と思われる内容が散見されますね。

争点1「数多くの書き込み」とか、争点3の(1)「内容は、原告に対する人身攻撃に及んでおり、意見ないし論評の域を逸脱している。」とか。

争点4「被告の違法行為は人種差別および女性差別の複合差別であり、」だって、元はと言えば引用元の表現を指していると思うし。

争点3の(3)「従来型のメディア上の表現とは異なり、誰もが容易に閲覧することができる」だって、被告のまとめブログだけでなく、引用元だってインターネット上の「情報」で「誰もが容易に閲覧することができる」掲示板だし。

争点5「表現の自由は無制限に保障されるものではなく、個人の権利利益を侵害する表現は、一定の要件を満たす場合には規制の対象となる。」の「表現の自由」が指し示す先もそう。引用元の表現も含まれていますよね。

それなのに争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」から始まる原告の訴えを、被告一人で受けるのですか？

この点も被告に対して不公平じゃないですか？なんで被告のまとめブログだけ？とても不可解です。

あと不可解と云えば争点4の【被告の主張】にある「被告が削除要求に応じる旨を表示していたにも関わらず、被告に削除を要求せず、2ちゃんねるの管理者に対しても削除を要求していない。」もです。

「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」とありますし、対抗言論な反論をなさっていた事は、引用元含めその内容は元々認識なさっていたのですよね。でも削除要求には応じなかった。(被告である管理人さんの、削除要求に応じる旨の表示「は」認識なさっていなかった事?)

削除要求なさらず、そのままにしておいたけれども、争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」と訴え、裁判を起こす。なんで？しかも争点4のここへの【判決】は「原告が削除の要求をしなかったからといって、損害の拡大に寄与したことにはならない。」となっておりますけど、先ず「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」事を原告が認識なさっていたかどうか、もしご存知だったのなら、何故応じなかったのか？の確認からすべきじゃ無いですか。余りにも不公平過ぎます。

争点3【原告の主張】(3)に「削除されても複製や転載によって永続的に広まっていく性質があり、被害の程度は深刻。」とありますが、削除しない根拠にはならないと思います。

きちんとそのお考えを感情を示して、削除を希望なさる旨をお伝えすれば良いのではないのでしょうか。もし諸々認識なさっていたのに最善の方法を模索なさる事がなかったのなら、その理由は述べて頂きたいです。「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」に対して。

以上です。大変長くなりました。失礼致しました。
(四季の移ろい)



四季の移ろい
0 が承認

earth.a.d-
wolfsblood-
greenhell@docomo.
ne.jp
49.98.148.5

(余命さん、投稿初回ご担当スタッフさん、スタッフのみなさん、すみません...再投稿です。ごめんなさい泣。
後半、「余命さんが『上の表現』を赤字になさらなかった」の箇所、あと最後の方と最後を直しました。もう絞っても一ミリも出ないw しかし...読み返した際に少しは短くしようと考えましたが...削れませんでした泣。てか少し増えました泣。すみません泣。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

先日採用頂きました『2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい』にて、余命さんが「★争点3：違法性阻却事由の有無」の【判決】を「上の表現」を除いて赤字になさっていたのがとても気に入り、細かく考えてみました。(かなり長いですが、すみません。)↓

★争点3 「【判決】

(1) 名誉毀損について：ブログ記事全体において、侮辱的な表現、あるいは原告が人であることや通常の判断能力を有することを否定するような不穏当な表現を多数用いて、原告の精神状態、知的能力、人種、容姿等を揶揄するものである。これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑ブログ記事全体において「侮辱的な表現」あるいは

2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい
投稿を表示



2017年12月4日 4:26 PM

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

「不穏当な表現」を多数用いて原告を揶揄したとあります。

ここでも被告側の「表現」だけを取り上げています。

「表現」を生み出した感情や思想の検証が無いです。

(だからやっぱり憲法第十九条『思想及び良心の自由』が守られていませんし、その感情や思想から生まれた表現として、そしてそれをまとめた表現としての検証ではありませんので、憲法第二十一条『表現の自由』の保障も守られていないです。更に憲法第十三条の個人の尊重、幸福追求権も守られていません。これらの侵害にもあたると思います。)

ですからそのあとに続く「これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。」の判断も出来ないですね。

感情や思想とそれらを生んだ原因が背景が判らないから、その感情や思想から生まれた表現が原告個人にまで及ぶものなのか、「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」なのかも判らないです。

だから名誉毀損となるかどうか以前の話と思います。

だから「違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」の採用有無にまで話が及びませんね。

★争点3 「【判決】

(2) 言論の応酬の法理について：各ブログの掲載行為による名誉毀損は、原告の発言と対比して、その内容において適当と認められる限度を超えているというべきであるから、いわゆる言論の応酬の法理により違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑【判決】(1)で、名誉毀損となるかどうか以前の話と書きました。

ですがこちらの判決はその名誉毀損が既に生じている事が前提となっています。そして名誉毀損が原告の反論と比べて限度を超えている、だから名誉毀損の違法性を原告の対抗言論で阻却出来ていない、て事ですね。

やっぱり争点1、2に書きました検証が無いから、この名誉毀損前提の【判決】も無意味です。

★争点3 「【判決】

(3) その他の違法性阻却事由について：インターネット『上の表現』(←四季注・余命さんはこの箇所だけ赤字になさらなかった)であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図ら

れる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」

↑「情報」が気に入り調べました。「情報」の言葉、日本での初出は1876年(明治9年)出版、陸軍少佐酒井忠恕訳による「佛國歩兵陣中要務實地演習軌典」だそうです。↓

☆「日本語の「情報」は1876年に出版された『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』において、仏語 *renseignement* (案内、情報) の訳語として「敵情を報知する」意味で用いられたのが最初である[6]。」(Wikipedia「情報」より)

☆「今日のキーワードとなっている情報という言葉は日本で作られ、1876年出版の訳書『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』に最初の用例がある。

原語はフランス語の*renseignement*で、敵の「情状の報知」の意味で使われた。

初期には情報と状報が併用されたが、情報に統一された。

兵語として用いられていたが、次第に一般化し、日露戦争後には国語事典に収録されるようになった。

戦後情報理論の導入に伴い、英語の*information*の日本語訳として用いられるようになった。

これら130年に及ぶ情報という言葉の歴史について調べた内容を、用例を示しながらたどってみた。」(国立情報学研究所サイト「情報処理学会創立45周年記念特別寄稿・情報という言葉を探る(1)」冒頭文より)

☆「兵語とは→軍事上の用語。」

☆「兵語とは→軍事に関する専門用語。軍用語。」(コトバンクより)

↑日本語単語の「情報」の最初の使用は兵語、つまり軍事上の用語だった事ですね。

何故フランス語の訳かは、同じ特別寄稿に「明治維新後、新政府の下で陸軍はフランス式、海軍はイギリス式の編成を採用することになり、1870年10月の太政官令でこの旨公示された。

この政策にそって陸軍ではフランス軍人を教官として多数雇用し、またフランスから多くの典範令や教範などを取り寄せては訳し、それらの助けを借りて軍人の教育や訓練を行った。」とありました。

☆因みに日本における*information*の初出は1879年(明治12年)出版、福沢諭吉の「民情一新」(近代文明発達の要因と時代を動かす原動力との関係を説いておられる内容とありました)の「インフォルメーション」だそうです。

(「情報という言葉の原語が江戸時代の末に日本に紹介された*information*であった」と書いておられる方がいましたが、こちらは調べてもさっぱり出てきませんでした。)

☆「*information*の訳としては、19世紀にはまだ情報

という語をあてることはされていない。たとえば、1879年刊『民情一新』で、福澤諭吉はinformationの社会的影響について論じたが、当時、日本語に対応する訳語が存在せず「インフォメーション」（59ページ最終行）と仮名書きしている。」(Wikipedia「情報」より)

↑上に書きました「情報」初出の3年後ですが、informationの訳語として「情報」を使う意識？認識？がこの頃にはまだ無かった事ですね。上の特別寄稿にも「戦後情報理論の導入に伴い、英語のinformationの日本語訳として用いられるようになった。」とありますし。やはり日本における単語「情報」の語源は兵語(軍事上の用語)と見て良いのですね。

続いて「情報」の単語を調べた所、コトバンクの「情報」に「インフォメーション」と「インテリジェンス」の二つがありました。先ずそれぞれの単語を調べました。↓

☆「インフォメーション(information)とは→1 情報。報道。2 受付。案内所。」

☆「インフォメーションとは→①情報。報道。知らせ。②受付。案内所。」

☆「インテリジェンス(intelligence)とは→1 知性。知能。理解力。

2 情報。諜報(ちょうほう)。」(共にコトバンクより)

↑「インフォメーション」の意味は(下の「情報」辞書引用にもありますが)お知らせに重きを置き、「インテリジェンス」は諜報。つまり上に書いた「情報」の語源は、今で云うインテリジェンスかな？と思いました。

今度はコトバンクの「情報」からです。引用元の辞書数が多かったので、自分的に判り易いのだけ引っ張って来ました。↓

☆「情報とは→1 ある物事の内容や事情についての知らせ。インフォメーション。

2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。

3 生体系が働くための指令や信号。神経系の神経情報、内分泌系のホルモン情報、遺伝情報など。」

☆「情報とは→インフォメーションを情報といっているケースが多いが、インフォメーションは広義の概念で「お知らせ」の意味で使用されることが多い。

サイバネティクスの創始者であるN.ウィナーは情報をつぎのように定義している。情報とは、われわれが下界に対して自己を調節し、かつその調節行動によって下界に影響を及ぼしていく際に、下界との間で交換されるものの内容を指す言葉である。情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。

すなわち、環境に適応するために情報が必要である。小売業にとって、POS（販売時点）情報は顧客ニーズの把握や人気・不人気商品を発見するのに貴重な情報源である。」

☆「情報とは→①事物・出来事などの内容・様子。また、その知らせ。

②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。

③機械系や生体系に与えられる指令や信号。例えば、遺伝情報など。

④物質・エネルギーとともに、現代社会を構成する要素の一。〔「事情」を「報告」することから一字ずつ抜き出してできた略語。雑誌「太陽」（1901年）に出てくるのが早い時期の例。諸種の訳語とされたが英語 information の訳語として定着〕」

☆「情報とは→information

フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。つまり、データや資料は、それ自体では意味をもたない、方向性のないスカラー量でもある。しかし、これを分析すると、変化や兆候を示す、方向性のあるベクトル量となる。これが情報である。

情報の単位としては、アメリカの応用数学者シャノンの通信理論で定義されたビットbitが著名である。もともとは電気通信信号の変化の測度であったが、より広範な適用を可能とするインフォメーション・セオリーが確立され、情報伝達と情報処理のための基礎を築いた。

ちなみに、1950年代なかばに確立したインフォメーション・セオリーを情報理論と直訳したのが、現在の情報の語意の初めであり、それ以前は情報といえば諜報(ちょうほう)と同義語であった。情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「情報とは→送り手と受け手の存在を想定したときに、送り手からチャンネルやメディアを通じて受け手に伝えられるパターン。

図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。情報は、データと知識との区別、また、物質やエネルギーとの対比によっても説明される。

情報という語は、明治の初期に酒井忠恕（1850-1897）によって造語されたが、日常的に使用されるようになったのは最近のことである。その日常的な用法では、知識が蓄積であるのに対し、情報は流れとみなされる傾向がある。情報の意味は多様で、分野に依

存しているので定義ができないという意見もあるが、情報の定義や意味の探求は図書館情報学の基本的な研究課題の一つとなっている。」

☆情報(intelligence)↓

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。これらに関する資料が情報資料 informationであって、一般には混同されて使用されている。

情報には、その活動に必要な分野に従って、国家情報(主として政治)、軍事、経済、科学技術、および産業などがあり、それらの情報資料獲得の手段によって、合法、非合法の別がある。後者を一般にスパイ(活動)と称する。前者については、公刊物、公開地域、物件の視察、談話および公海、公空、自国あるいは友好国の領土、領海(空)内から行われる通信傍受、偵察行動を含むものであり、戦時にあっては兵力による偵察は合法である。

戦時スパイは違法ではないが厳罰に処せられる。

平時におけるスパイ行動は、その国の法律によって処理、処罰される。

これらによって獲得、集約された情報資料は、情報機関によって処理 processing(整理、分析、評価、判断など)が行われ、それぞれの目的に従って利用される。最近の傾向として、これらの全部または一部にコンピュータが使用されている。

また国際情勢の複雑化、科学技術の進歩と産業界における国際的・国内的競争の激化および安全保障との密接な関係から、各分野全般に情報活動が変化し、かつ活発化している。これらに関する防護もまた情報活動の一部であって、保全 securityの重要な部門をなしている。」(以上全てコトバンク「情報」より)

☆以下はWikipedia「情報」からの抜粋です。↓

☆「情報(じょうほう、英語: information、ラテン語: informatio インフォルマーティオー)とは、

- 1.あるものごとの内容や事情についての知らせ[1]のこと。
- 2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。
- 3.生体が働くために用いられている指令や信号[1]のこと。
- 4.(情報理論(通信理論)での用法)価値判断を除いて、量的な存在としてとらえたそれ」

☆「20世紀、1940年代までの日常言語では、情報が諜報と近い意味と見なされ、なんらかの価値あることを知ったとき「情報を得た」といったように用いていた[2]。《価値》と結びつけられたものを《情報》と

していたわけである。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「法における情報の定義

法学博士白田秀彰の調査・研究[12]によると、日本における法律・判例上における「情報」の意味はおおむね次の傾向があるとされる。

・法律においては、おおむね電子計算機上の「データ」と同義で用いられる。

・行政事件の判例においては、電子計算機・書類など媒体にかかわらず、記録一般を指し示す上位概念として使用されている。

・民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきづられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」(Wikipedia「情報」より)

↑現在の「情報」の意味は、元の意味と同義なインテリジェンスやお知らせ系のインフォメーション、更に「情報」の受け手とその作用や効果も含めた意味を持つ「情報」と捉えました。

しつこくてすみませんが、上の辞書引用から主に主観的人間の意思に及ぼす影響や意思との関連の説明を抜粋。↓

☆「2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。」

☆「情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。」

☆「②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。」

☆「フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。」

☆「情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。」

☆「一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。」

☆「2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によっ

て伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。」

↑他にも少し読みましたが、情報技術(通信と記録)の発達で、発信者と受信者の距離・時間が縮まった事による情報の迅速さ、(発信者が伝えたかった)情報の正確性、更にインターネットの発達により迅速さ正確性だけでなくそのネットワークも広がり情報量も増え、また発信と受信の媒体(パソコン、スマホ等)も手軽となり、情報と生活との密着がより高くなった現在、ネットは上の引用にもある様に、人間の生活、毎日をより良く有効に生きる為に欠かせない手段である、と情報受信におけるその拠り所、重要性を改めて理解しました。

ただ一方でネットは有名無名を問わず誰でも匿名でも発信が出来る分、匿名発信者の情報も増えますね。

つまり発信者が伝えたかった情報としての正確さはあっても、匿名発信者による情報の場合、中には信頼性の高くないor低いものもあるかも、と捉えられます。

だから争点3【被告の主張】にある

「(3) インターネット上の表現であること：インターネット上の表現は従来型のメディア上の表現と比較し、一般の読者には信頼性の低い情報と受け取られるし、」は、そう云う事なのかな?と自分は思いました。ネットワークの広がりと共に情報量も増え、更に誰でも発信出来る事から匿名発信者も情報量に比例して増加。だからその中には信頼性の高くないor低いものもある、と。

更にインターネットの「情報」とは人間が日々を生活をより良く有効に生きる為だけでなく、それこそ元の本来の意味である兵語(軍事上の用語)な諜報、インテリジェンスな「情報」として自分や大切な人達から危険を避け危険を遠ざけ、身を命を守る為に必須で不可欠なものでもあるのだな、と理解が深まりました。

上の辞書引用の通り、状況に対する知識や適切な判断を生じさせるものであり、環境に適応するために情報が必要であり、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識であり、情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御等々の概念と密接に関連しているし、またインテリジェン

スな情報として国家や団体だけで無く個人が敵対し、対立し、競合関係にある国家や団体、個人についての状況を知るために獲得する知識として必須で欠かせない手段、と云う事ですね。

また匿名発信者による匿名情報も多い為、信頼性も常に高いとは限らないからこそ、普段からインターネット情報に触れ、自らを鍛える事も必要と自分は思いますし。

だから今回の裁判の様に「表現」だけを捉えてインターネットの「情報」を否定する判断を下すのはあまりにも軽率、と云う事ですね。

本来その身を命を大切な人達を守るべき信頼出来る

「情報」を与える側で、その責務(国民保護)を負うべきマスコミに一切全く期待出来ない今の現状です。

多くの日本国民が今のマスコミの「情報」に不信を持つからこそ、あらゆる種類の間人間があらゆる「情報」を発信する(情報によっては信頼性が高いとは限らない)インターネットに頼らざるを得ない今の世の中だからこそ、その「情報」に触れ、インフォメーションだけで無くインテリジェンスな情報をも自ら収集し、また自らを鍛える。

だからこそこの【判決】は軽率だし、日本国民の知る権利を阻害する行為でもあると改めて強く思います。

【被告の主張】の検証を一切しないで「表現」だけを捉えて名誉毀損にあたると偏った判断を下し、「インターネット『上の表現』であるから」といって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」と【判決】を下すのは安易ですしそれぞれ限度を超えていると思いますし、国民の知る権利を侵害し阻害するだけで無く、自らや大切な人達の身を命を守る為危険を避ける為のインテリジェンスな「情報」を得る国民の権利、生存権をも侵害し、阻害する行為だとも思います。

Wikipediaの「情報」には

「民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきづられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」

とありましたが、傾向どころか曖昧・平易に用いています。

重ねて云いますが「表現」だけを取り上げた偏った

【判決】によりネット「情報」を安易に否定する行為は、その「情報」を拠り所にする国民を危険に晒す行

為と考えます。

だからこそ争点1にある「ブログ記事は、原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評にすぎない。名誉感情を害するものや、差別などにはあたらない。」から始まる被告側の主張もきちんと全て検証して、公平な判断による【判決】を出して頂きたいです。

【原告の主張】だけでなく、【被告の主張】「も」きちんと検証して欲しい。

まずは被告と被告側日本国民がその「表現」に至った背景を検証して欲しい。

インターネットの「情報」とは「表現」だけじゃ無いんですよ。

インフォメーションからインテリジェンスまで、生きる為のあらゆる「情報」を日本国民に与えてくれる大切な手段なのですよ。

余命さんが★争点3【判決】(3)の『上の表現』だけをあえて赤字になさらなかった理由がやっと判りました。強く理解しました。日本語の「情報」の語源は軍事であった事と共に。

☆「表現とは→心理的、感情的、精神的などの内面的なものを、外面的、感性的形象として客観化すること。また、その客観的形象としての、表情・身振り・言語・記号・造形物など。」

☆「表現とは→①内面的・精神的・主体的な思想や感情などを、外面的・客観的な形あるものとして表すこと。また、その表れた形である表情・身振り・記号・言語など。特に、芸術的形象たる文学作品（詩・小説など）・音楽・絵画・造形など。

②外にあらわれること。外にあらわすこと。」(コトバンク「表現」より)

☆「表現とは→表現（ひょうげん）とは、自分の感情や思想・意志などを形として残したり、態度や言語で示したりすることである。また、ある物体や事柄を別の言葉を用いて言い換えることなども表現という。」(Wikipedia「表現」より)

そもそも【原告の主張】を見ますと、まとめブログの表現手法のみならず、引用元の表現への直接の言及と思われる内容が散見されますね。

争点1「数多くの書き込み」とか、争点3の(1)「内容は、原告に対する人身攻撃に及んでおり、意見ないし論評の域を逸脱している。」とか。

争点4「被告の違法行為は人種差別および女性差別の複合差別であり、」だって、元はと言えば引用元の表現を指していると思うし。

争点3の(3)「従来型のメディア上の表現とは異なり、誰もが容易に閲覧することができる」だって、被告のまとめブログだけじゃなく、引用元だってインターネット上の「情報」で「誰もが容易に閲覧することができる」掲示板だし。

争点5「表現の自由は無制限に保障されるものではなく、個人の権利利益を侵害する表現は、一定の要件を満たす場合には規制の対象となる。」の「表現の自由」が指し示す先もそう。引用元の表現も含まれていますよね。

それなのに争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」から始まる原告の訴えを、被告一人で受けるのですか？

この点も被告に対して不公平じゃないですか？なんで被告のまとめブログだけ？とても不可解です。

あと不可解と云えば争点4の【被告の主張】にある

「被告が削除要求に応じる旨を表示していたにも関わらず、被告に削除を要求せず、2ちゃんねるの管理者に対しても削除を要求していない。」もです。

「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」とありますし、対抗言論な反論をなさっていたて事は、引用元含めその内容は元々認識なさっていたのですね。でも削除要求には応じなかった。(被告である管理人さんの、削除要求に応じる旨の表示「は」認識なさっていなかったて事?)

削除要求なさらず、そのままにしておいたけれども、争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」と訴え、裁判を起こす。なんで？

しかも争点4のここへの【判決】は「原告が削除の要求をしなかったからといって、損害の拡大に寄与したことにはならない。」となっておりますけど、先ず「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」事を原告が認識なさっていたかどうか、もしご存知だったのなら、何故応じなかったのか？の確認からすべきじゃ無いですか。余りにも不公平過ぎます。

争点3【原告の主張】(3)に「削除されても複製や転載によって永続的に広まっていく性質があり、被害の程度は深刻。」とありますが、削除しない根拠にはならないと思います。

きちんとそのお考えを感情を示して、削除を希望なさる旨をお伝えすれば良いのではないのでしょうか。もし諸々認識なさっていたのに最善の方法を模索なさる事がなかったのなら、その理由は述べて頂きたいです。

「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」に対して。

以上です。大変長くなりました。失礼致しました。

(四季の移ろい)



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-
wolfsblood-

余命さん、スタッフのみなさん、
こんにちは。

スパムチェック待ち

2070 余命の女
性軍団アラカ
ルト22四季の
移ろい

2017年12月4
日 3:17 PM



作成者 ell@docomo.
ne.jp
49.98.148.5

コメント

投稿を承認

投稿日時



先日採用頂きました『2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい』にて、余命さんが「★争点3：違法性阻却事由の有無」の【判決】を「上の表現」を除いて赤字になさっていたのがとても気に入り、細かく考えてみました。(かなり長いですが、すみません。)

★争点3 「【判決】

(1) 名誉毀損について：ブログ記事全体において、侮辱的な表現、あるいは原告が人であることや通常の判断能力を有することを否定するような不穏当な表現を多数用いて、原告の精神状態、知的能力、人種、容姿等を揶揄するものである。これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑ブログ記事全体において「侮辱的な表現」あるいは「不穏当な表現」を多数用いて原告を揶揄したとあります。

ここでも被告側の「表現」だけを取り上げています。

「表現」を生み出した感情や思想の検証が無いです。(だからやっぱり憲法第十九条『思想及び良心の自由』が守られていませんし、その感情や思想から生まれた表現として、そしてそれをまとめた表現としての検証ではありませんので、憲法第二十一条『表現の自由』の保障も守られていないです。憲法第十三条の個人の尊重、幸福追求権も守られていません。これらの侵害にもあたると思います。)

ですからそのあとに続く「これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。」の判断も出来ないですね。

感情や思想とそれらを生んだ原因が背景が判らないから、その感情や思想から生まれた表現が原告個人にまで及ぶものなのか、「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」なのかも判らないです。

だから名誉毀損となるかどうか以前の話と思います。だから「違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」の採用有無にまで話が及びませんね。

★争点3 「【判決】

(2) 言論の応酬の法理について：各ブログの掲載行為による名誉毀損は、原告の発言と対比して、その内容において適当と認められる限度を超えているというべきであるから、いわゆる言論の応酬の法理により違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。」

↑【判決】(1)で、名誉毀損となるかどうか以前の話と書きました。

ですがこちらの判決はその名誉毀損が既に生じている事が前提となっています。そして名誉毀損が原告の反

論と比べて限度を超えている、だから名誉毀損の違法性を原告の対抗言論で阻却出来ていない、て事です
ね。

やっぱり争点1、2に書きました検証が無いから、この名誉毀損前提の【判決】も無意味です。

★争点3 「【判決】

(3) その他の違法性阻却事由について：インターネット『上の表現』(←四季注・余命さんはこの箇所だけ赤字になさらなかった)であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」

↑「情報」が気に入り調べました。「情報」の言葉、日本での初出は1876年(明治9年)出版、陸軍少佐酒井忠恕訳による「佛國歩兵陣中要務實地演習軌典」だそうです。↓

☆「日本語の「情報」は1876年に出版された『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』において、仏語 *renseignement* (案内、情報) の訳語として「敵情を報知する」意味で用いられたのが最初である[6]。」(Wikipedia「情報」より)

☆「今日のキーワードとなっている情報という言葉は日本で作られ、1876年出版の訳書『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』に最初の用例がある。

原語はフランス語の*renseignement*で、敵の「情状の報知」の意味で使われた。

初期には情報と状報が併用されたが、情報に統一された。

兵語として用いられていたが、次第に一般化し、日露戦争後には国語事典に収録されるようになった。

戦後情報理論の導入に伴い、英語の*information*の日本語訳として用いられるようになった。

これら130年に及ぶ情報という言葉の歴史について調べた内容を、用例を示しながらたどってみた。」(国立情報学研究所サイト「情報処理学会創立45周年記念特別寄稿・情報という言葉を探る(1)」冒頭文より)

☆「兵語とは→軍事上の用語。」

☆「兵語とは→軍事に関する専門用語。軍用語。」

(コトバンクより)

↑日本語単語の「情報」の最初の使用は兵語、つまり軍事上の用語だったて事です。

何故フランス語の訳かは、同じ特別寄稿に「明治維新後、新政府の下で陸軍はフランス式、海軍はイギリス式の編成を採用することになり、1870年10月の太政官令

でこの旨公示された。

この政策にそって陸軍ではフランス軍人を教官として多数雇用し、またフランスから多くの典範令や教範などを取り寄せては訳し、それらの助けを借りて軍人の教育や訓練を行った。」とありました。

☆因みに日本におけるinformationの初出は1879年(明治12年)出版、福沢諭吉の「民情一新」(近代文明発達の要因と時代を動かす原動力との関係を説いておられる内容とありました)の「インフォルメーション」だそうです。

(「情報という言葉の原語が江戸時代の末に日本に紹介されたinformationであった」と書いておられる方がいましたが、こちらは調べてもさっぱり出てきませんでした。)

☆「informationの訳としては、19世紀にはまだ情報という語をあてることはされていない。たとえば、1879年刊『民情一新』で、福澤諭吉はinformationの社会的影響について論じたが、当時、日本語に対応する訳語が存在せず「インフォルメーション」(59ページ最終行)と仮名書きしている。」(Wikipedia「情報」より)

↑上に書きました「情報」初出の3年後ですが、informationの訳語として「情報」を使う意識？認識？がこの頃にはまだ無かった事ですね。上の特別寄稿にも「戦後情報理論の導入に伴い、英語のinformationの日本語訳として用いられるようになった。」とありますし。

やはり日本における単語「情報」の語源は兵語(軍事上の用語)と見て良いのですね。

続いて「情報」の単語を調べた所、コトバンクの「情報」に「インフォメーション」と「インテリジェンス」の二つがありました。先ずそれぞれの単語を調べました。↓

☆「インフォメーション(information)とは→1 情報。報道。2 受付。案内所。」

☆「インフォメーションとは→①情報。報道。知らせ。②受付。案内所。」

☆「インテリジェンス(intelligence)とは→1 知性。知能。理解力。

2 情報。諜報(ちょうほう)。」(以上コトバンクより)

↑「インフォメーション」の意味は(下の「情報」辞書引用にもありますが)お知らせに重きを置き、「インテリジェンス」は諜報。つまり上に書いた「情報」の語源は、今で云うインテリジェンスかな？と思いました。

今度はコトバンクの「情報」からです。引用元の辞書数が多かったので、自分的に判り易いのだけ引っ張って来ました。↓

☆「情報とは→1 ある物事の内容や事情についての知らせ。インフォメーション。」

2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。

3 生体系が働くための指令や信号。神経系の神経情報、内分泌系のホルモン情報、遺伝情報など。」

☆「情報とは→インフォメーションを情報といっているケースが多いが、インフォメーションは広義の概念で「お知らせ」の意味で使用されることが多い。

サイバネティクスの創始者であるN.ウィナーは情報をつぎのように定義している。情報とは、われわれが下界に対して自己を調節し、かつその調節行動によって下界に影響を及ぼしていく際に、下界との間で交換されるものの内容を指す言葉である。情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。小売業にとって、POS（販売時点）情報は顧客ニーズの把握や人気・不人気商品を発見するのに貴重な情報源である。」

☆「情報とは→①事物・出来事などの内容・様子。また、その知らせ。

②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。

③機械系や生体系に与えられる指令や信号。例えば、遺伝情報など。

④物質・エネルギーとともに、現代社会を構成する要素の一。〔「事情」を「報告」することから一字ずつ抜き出してできた略語。雑誌「太陽」（1901年）に出てくるのが早い時期の例。諸種の訳語とされたが英語 information の訳語として定着〕」

☆「情報とは→information

フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。つまり、データや資料は、それ自体では意味をもたない、方向性のないスカラー量でもある。しかし、これを分析すると、変化や兆候を示す、方向性のあるベクトル量となる。これが情報である。

情報の単位としては、アメリカの応用数学者シャノンの通信理論で定義されたビットbitが著名である。もともとは電気通信信号の変化の測度であったが、より広範な適用を可能とするインフォメーション・セオリーが確立され、情報伝達と情報処理のための基礎を築いた。

ちなみに、1950年代なかばに確立したインフォメーション・セオリーを情報理論と直訳したのが、現在の情報の語意の初めであり、それ以前は情報といえば諜報(ちょうほう)と同義語であった。情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「情報とは→送り手と受け手の存在を想定したときに、送り手からチャンネルやメディアを通じて受け手に伝えられるパターン。

図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。情報は、データと知識との区別、また、物質やエネルギーとの対比によっても説明される。

情報という語は、明治の初期に酒井忠恕（1850-1897）によって造語されたが、日常的に使用されるようになったのは最近のことである。その日常的な用法では、知識が蓄積であるのに対し、情報は流れとみなされる傾向がある。情報の意味は多様で、分野に依存しているので定義ができないという意見もあるが、情報の定義や意味の探求は図書館情報学の基本的な研究課題の一つとなっている。」

☆情報(intelligence)↓

☆「情報(intelligence)とは→国家、団体、または個人が、敵対、対立、競合関係にある国家、団体、個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体、個人)もしくは、自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。これらに関する資料が情報資料 informationであって、一般には混同されて使用されている。

情報には、その活動に必要な分野に従って、国家情報(主として政治)、軍事、経済、科学技術、および産業などがあり、それらの情報資料獲得の手段によって、合法、非合法の別がある。後者を一般にスパイ(活動)と称する。前者については、公刊物、公開地域、物件の視察、談話および公海、公空、自国あるいは友好国の領土、領海(空)内から行われる通信傍受、偵察行動を含むものであり、戦時にあっては兵力による偵察は合法である。

戦時スパイは違法ではないが厳罰に処せられる。平時におけるスパイ行動は、その国の法律によって処理、処罰される。

これらによって獲得、集約された情報資料は、情報機関によって処理 processing(整理、分析、評価、判断など)が行われ、それぞれの目的に従って利用される。最近の傾向として、これらの全部または一部にコンピュータが使用されている。

また国際情勢の複雑化、科学技術の進歩と産業界における国際的・国内的競争の激化および安全保障との密接な関係から、各分野全般に情報活動が変化し、かつ活発化している。これらに関する防護もまた情報活動の一部であって、保全 securityの重要な部門をなしている。」(以上全てコトバンク「情報」より)

☆以下はWikipedia「情報」からの抜粋です。↓

☆「情報（じょうほう、英語: information、ラテン語: informatio インフォルマーティオー）とは、

- 1.あるものごとの内容や事情についての知らせ[1]のこと。
- 2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。
- 3.生体が働くために用いられている指令や信号[1]のこと。
- 4.（情報理論（通信理論）での用法）価値判断を除いて、量的な存在としてとらえたそれ」

☆「20世紀、1940年代までの日常言語では、情報が諜報と近い意味と見なされ、なんらかの価値あることを知ったとき「情報を得た」といったように用いていた[2]。《価値》と結びつけられたものを《情報》としていたわけである。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「法における情報の定義
 法学博士白田秀彰の調査・研究[12]によると、日本における法律・判例上における「情報」の意味はおおむね次の傾向があるとされる。

- ・法律においては、おおむね電子計算機上の「データ」と同義で用いられる。
- ・行政事件の判例においては、電子計算機・書類など媒体にかかわらず、記録一般を指し示す上位概念として使用されている。
- ・民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきずられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」(Wikipedia「情報」より)

↑現在の「情報」の意味は、元の意味と同義なインテリジェンスやお知らせ系のインフォメーション、更に「情報」の受け手とその作用や効果も含めた意味を持つ「情報」と捉えました。

しつこくてすみませんが、上の辞書引用から主に主観的人間の意思に及ぼす影響や意思との関連の説明を抜粋。↓

☆「2 文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手に状況に対する知識や適切な判断を生じさせるもの。」

☆「情報を受け取ることによって、われわれは環境の予知しえぬ変転に対して自己を調節し、効果的に生きていくことができる。すなわち、環境に適応するために情報が必要である。」

☆「②ある特定の目的について、適切な判断を下した

り、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。」

☆「フォーマル（定型的）なものの否定が原語の意味であり、変化を知らせる信号（シグナル）や兆候などとしてとらえられる概念。」

☆「情報処理の中核となるコンピュータの発達と、情報伝達のための電気通信網との結合が、社会的な情報の重要性を増してきている。」

☆「図書館情報学では、ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている。」

☆「一方、受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり、作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある。」

☆「2.文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもの[1]のこと。」

☆「情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御、等々の概念と密接に関連しているのである。」

☆「情報(intelligence)とは→国家，団体，または個人が，敵対，対立，競合関係にある国家，団体，個人についての状況を知るために獲得する知識をいう。対象が友好国(団体，個人)もしくは，自己または第三者に関する相手側の情報ないしは判断もまた情報として処理される。」

↑他にも少し読みましたが、情報技術(通信と記録)の発達で、発信者と受信者の距離・時間が縮まった事による情報の迅速さ、(発信者が伝えたかった)情報の正確性、更にインターネットの発達により迅速さ正確性だけでなくそのネットワークも広がり情報量も増え、また発信と受信の媒体(パソコン、スマホ等)も手軽となり、情報と生活との密着がより高くなった現在、ネットは上の引用にもある様に、人間の生活、毎日をより良く有効に生きる為に欠かせない手段である、と情報受信におけるその拠り所、重要さを改めて理解しました。

ただ一方でネットは有名無名を問わず誰でも匿名でも発信が出来る分、匿名発信者の情報も増えますね。

つまり発信者が伝えたかった情報としての正確さはあっても、匿名発信者による情報の場合、中には信頼性の高くないor低いものもあるかも、と捉えられます。

だから争点3【被告の主張】にある

「(3) インターネット上の表現であること：インターネット上の表現は従来型のメディア上の表現と比較し、一般の読者には信頼性の低い情報と受け取られるし、」は、そう云う事なのかな？と自分は思いました。ネットワークの広がりと共に情報量も増え、更に

誰でも発信出来る事から匿名発信者も情報量に比例して増加。だからその中には信頼性の高くないor低いものもある、と。

更にインターネットの「情報」とは人間が日々を生活をより良く有効に生きる為だけでなく、それこそ元の本来の意味である兵語(軍事上の用語)な諜報、インテリジェンスな「情報」として自分や大切な人達から危険を避け危険を遠ざけ、身を命を守る為に必須で不可欠なものでもあるのだな、と理解が深まりました。

上の辞書引用の通り、状況に対する知識や適切な判断を生じさせるものであり、環境に適応するために情報が必要であり、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識であり、情報という概念は、生命、心、知識、意味、パターン、知覚、知識表現、教育、通信、コミュニケーション、制御等々の概念と密接に関連しているし、またインテリジェンスな情報として国家や団体だけでなく個人が敵対し、対立し、競合関係にある国家や団体、個人についての状況を知るために獲得する知識として必須で欠かせない手段、と云う事です。

また匿名発信者による匿名情報も多い為、信頼性も常に高いとは限らないからこそ、普段からインターネット情報に触れ、自らを鍛える事も必要と自分は思いますし。

だから今回の裁判の様に「表現」だけを捉えてインターネットの「情報」を否定する判断を下すのはあまりにも軽率、と云う事です。

本来その身を命を大切な人達を守るべき信頼出来る「情報」を与える側で、その責務(国民保護)を負うべきマスコミに一切全く期待出来ない今の現状です。多くの日本国民が今のマスコミの「情報」に不信を持つからこそ、あらゆる種類の人間があらゆる「情報」を発信する(情報によっては信頼性が高いとは限らない)インターネットに頼らざるを得ない今の世の中だからこそ、その「情報」に触れ、インフォメーションだけでなくインテリジェンスな情報をも自ら収集し、また自らを鍛える。

だからこそこの【判決】は軽率だし、日本国民の知る権利を阻害する行為でもあると改めて強く思います。

【被告の主張】の検証を一切しないで「表現」だけを捉えて名誉毀損にあたると偏った判断を下し、「インターネット『上の表現』であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。」と【判決】を下すのは安易

ですしそれこそ限度を超えていると思いますし、国民の知る権利を侵害し阻害するだけで無く、自らや大切な人達の身を命を守る為危険を避ける為のインテリジェンスな「情報」を得る国民の権利、生存権をも侵害し、阻害する行為だと思います。

Wikipediaの「情報」には

「民事事件の判例においては、「記録一般」に限らず、幅広く「知らせ」や「知識」の総体を指し示す上位概念として使用されるが、社会一般における「情報」という単語の曖昧性にひきづられるように、曖昧・平易に用いられる傾向にある。」

とありましたが、傾向どころか曖昧・平易に用いています。

重ねて云いますが偏った【判決】によりネット「情報」を安易に否定する行為は、その「情報」を抛り所にする国民を危険に晒す行為と考えます。

だからこそ争点1にある「ブログ記事は、原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評にすぎない。名誉感情を害するものや、差別などにはあたらない。」から始まる被告側の主張もきちんと全て検証して、公平な判断による【判決】を出して頂きたいです。

【原告の主張】だけでなく、【被告の主張】「も」きちんと検証して欲しい。

まずは被告と被告側日本国民がその「表現」に至った背景を検証して欲しい。

インターネットの「情報」とは「表現」だけじゃ無いんですよ。

インフォメーションからインテリジェンスまで、生きる為のあらゆる情報を日本国民に与えてくれる大切な手段なのですよ。

余命さんが★争点3【判決】(3)の『上の表現』だけ赤字になさらなかった理由がやっと判りました。強く理解しました。日本語の「情報」の語源は軍事であった事と共に。

☆「表現とは→心理的、感情的、精神的などの内面的なものを、外面的、感性的形象として客観化すること。また、その客観的形象としての、表情・身振り・言語・記号・造形物など。」

☆「表現とは→①内面的・精神的・主体的な思想や感情などを、外面的・客観的な形あるものとして表すこと。また、その表れた形である表情・身振り・記号・言語など。特に、芸術的形象たる文学作品（詩・小説など）・音楽・絵画・造形など。

②外にあらわれること。外にあらわすこと。」(コトバンク「表現」より)

☆「表現とは→表現（ひょうげん）とは、自分の感情や思想・意志などを形として残したり、態度や言語で示したりすることである。また、ある物体や事柄を別の言葉を用いて言い換えることなども表現という。」(Wikipedia「表現」より)

そもそも【原告の主張】を見ますと、まとめブログの表現手法のみならず、引用元の表現への直接の言及と思われる内容が散見されますね。

争点1「数多くの書き込み」とか、争点3の(1)「内容は、原告に対する人身攻撃に及んでおり、意見ないし論評の域を逸脱している。」とか。

争点4「被告の違法行為は人種差別および女性差別の複合差別であり、」だって、元はと言えば引用元の言論を指していると思うし。

争点3の(3)「従来型のメディア上の表現とは異なり、誰もが容易に閲覧することができる」だって、被告のまとめブログだけでなく、引用元の掲示板だってインターネット上の情報なのだし。

争点5「表現の自由は無制限に保障されるものではなく、個人の権利利益を侵害する表現は、一定の要件を満たす場合には規制の対象となる。」の「表現の自由」が指し示す先もそう。

それなのに争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」の判断から始まる原告の訴えを、被告一人で受けるのですか？

この点も被告に対して不公平じゃないですか？なんで被告のまとめブログだけ？とても不可解です。

あと不可解と云えば争点4の【被告の主張】にある

「被告が削除要求に応じる旨を表示していたにも関わらず、被告に削除を要求せず、2ちゃんねるの管理者に対しても削除を要求していない。」もです。

「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」とありますし、対抗言論な反論をなさっていたて事は、引用元含めその内容は元々認識なさっていたのですよね。でも削除要求には応じなかった。(被告である管理人さんの、削除要求に応じる旨の表示「は」認識なさっていなかったて事?)

削除要求なさらず、そのままにしておいたけれども、争点1【原告の主張】「数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」と訴え、裁判を起す。なんで？

しかも争点4のここへの【判決】は「原告が削除の要求をしなかったからといって、損害の拡大に寄与したことにはならない。」となってますけど、先ず「被告が削除要求に応じる旨を表示していた」事を原告が認識なさっていたかどうか、もしご存知だったのなら、何故応じなかったのか？の確認からすべきじゃ無いのですか。余りにも不公平過ぎます。

以上です。自分の中で冷静が存在する一方で熱くもなりました為、大変長くなりました。失礼致しました。(四季の移ろい)

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 0 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.243.32</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> また何度もごめんなさい泣。</p> <p>なんか最近ずっと思うのですが...自分的に投稿を採用頂けるか否かが余り重要で無い(ごめんなさい)せいか...(あ、自分の込み上げた訴え...心からの思いを叫びを读者さん皆さんにも読んで頂ければ...そしてそこからどうお考えになるか...逆に知りたい...欲?は勿論?ありますけど...)なんか学生のレポート提出の感覚になっているのかな?と。勝手に自分でおおよその締め切りを設定しちゃって...すみません。</p> <p>なんか余命さんスタッフのみなさんに「コイツ一人で何勝手に焦っているんだ?」とか思われたらと思うと恥ずかしくなってしまうて書きました。ごちゃごちゃすみません汗。(四季の移ろい)</p>	<p>2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい</p> <p>投稿を表示</p> <p> 12</p>	<p>2017年12月3日 7:36 AM</p>
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 0 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.243.32</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> 何度もすみません泣。</p> <p>『2077 2017/12/01アラカルト』にて、草莽隊の一員さんに頂いたお言葉。正に、です。</p> <p>「情報」とは何かを考えてさせてくれる。そして今回の裁判、日本人側保守速さんが酷い扱いを受けた今回の裁判の構図は、全ての日本人差別、日本人の人権蹂躪、日本人弾圧の構図に当てはまる。</p> <p>あ、今日は両親とドライブの予定なので...また夜考えます泣。すみません泣。(四季の移ろい)</p>	<p>2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい</p> <p>投稿を表示</p> <p> 12</p>	<p>2017年12月3日 7:15 AM</p>
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 0 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.243.32</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。</p> <p>自分が投稿しました保守速さんの争点3【判決】で、余命さんが「上の表現」以外を赤字になさったのは、「情報」とは何かを調べてみなさい、そこから自分なりに考えてみなさい、と仰って下さってる気がしたので...「情報」を漁って読み始めたら...辞書引用含めてどうやって整理して文章を書いたら良いか、訳判らなくなってます泣。</p> <p>うっすらぼやんと先の答えは見えているのですが...多分ですが...インターネット含めた「情報」とは、人間が日々をより良く有効に生きる為だけでなく、(それこそ元の意味な軍事諜報、インテリジェンス的)自分や大切な人達の危険を避ける為、身を命を守る為に必須で不可欠なものであって、今回の裁判の様に「表現」だけを捉えて判断するのはあまりにも軽率。</p> <p>ましてやその身を守るべき大切な信頼出来る「情報」を与える側で、その責務(国民保護)を負うべきマスコ</p>	<p>2070 余命の女性軍団アラカルト22四季の移ろい</p> <p>投稿を表示</p> <p> 12</p>	<p>2017年12月3日 6:58 AM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

ミに一切期待が出来ない今の現状。
 多くの日本国民が今のマスコミの「情報」に不信を持つからこそ、あらゆる種類の人間があらゆる「情報」を発信するインターネットに頼らざるを得ない今の世の中だからこそ、この【判決】は軽率だし、日本国民の知る権利を阻害する行為。
 挙句に【被告の主張】の検証も一切しないで「表現」だけを捉えて名誉毀損にあたると判断し、【判決】で「インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、」まで言及するのは安易過ぎるしそれこそ限度を超えていると思うし、知る権利を阻害する行為、更に云うなら身を守る為危険を避ける為の「情報」を得る国民の権利をも阻害する行為でもある、と。危険に晒す行為では、と。
 「表現」に至った背景の「情報」を検証し精査から先ずやってくれよ、と。インターネットの「情報」とは「表現」だけじゃ無いのだよ、と。
 あと余命さん♡がYouTube♡で仰っていた、保守速さんだけを狙い打ち、弱い所を狙って元の掲示板には訴えない、のお話を伺って、自分もそれをまじ疑問に思っていたのでその事も書きます。兎に角少しお時間下さい泣。すみません泣。
 そしてそして...余命さん...本当にごめんなさい。直後に間違えに気付いてからずっと自己嫌悪の波だし台風だし嵐です。一番(は流石におこがまし過ぎるので...20番位?)のファンを自認してましたが大失格ですね。でもファン一生辞めませんから。すみません泣。(四季の移ろい)

□



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-
 wolfsblood-
 greenhell@docomo.
 ne.jp
 1.75.208.31

(余命さん、投稿初回チェックご スпамチェック待ち担当スタッフさん、スタッフのみなさん、例によってごめんなさい泣。再々投稿です。
 特に『公共の福祉』(これは抜かすの不味いなと思いつつ、上手い表現手法が見つからずスルーしました)付近をちまちま直しました。
 ただ、保守速管理人さんの感情&思想に関しては触れませんでした。新聞記事含め読むに、管理人さん側としてはあくまでまとめただけ、の主張をなさっているみたいですから。だから自分が勝手に踏み込むのは不味いかなって。尤もし触れるのであれば、「意見ないし論評」を発した日本国民の感情&思想の侵害と同じ論理になりますので絶対に引かないし絶対に譲らないし、絶対に負けませんが。
 しかし北朝鮮のテロ支援国家再指定があってから余命さん本をまた読み出して...あと過去ログもまた読もうかなって(今頃言うのも何ですが、So-net時代はスマ

2028 保守速報
 大阪地裁判決
 投稿を表示



2017年11月
 26日 2:52 AM

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

ホ的字がエライ小さかったから、今の方が全然読み易いですね)...だから保守速報さんの件、まだ何もして無いです泣、ごめんなさい泣。でも余命さんブログの読者さん皆さんてホント情報収集のセンスが凄まじく高いから、自分のスカスカ投稿は却って無駄&邪魔かもとか思ったり...

あとななこさんが投稿なさった『2037 余命の女性軍団アラカルト®』の『国籍条項撤廃のたたかい』ですが...国際条約もだし労基法他の法律って、既に公務員で働いている方達の「労働」自体に関しては適用の範囲内だろうけど、「採用」に関しては公務員は適用外じゃ?と。だって労働内容が「民間労働」内容とは違う、国家の意思決定やその資料他情報を扱う内容なのだから。

だから公務員の「労働」自体には法の適用はされても、「採用」に関しては労働内容?職種?属性?を鑑みないと。「採用」系条文は、民間労働者の生活の安定の為に採用差別は駄目、て話だし。だから「採用」と採用後の「労働」とは切り離して考えるのが当然だし必然じゃ?って。

法を作った意義な前置き文章を読んでも、基本は民間労働者の為ばいし、本来の法意は時間含めた身体や賃金、労働者の生活の安定を心配し守る系じゃ?だし。ただ...自分には難し過ぎるので無理ばいと直ぐ諦めました。

あと採用統計云々の話も、外国人採用(てか殆ど在日韓国人じゃん)が年々伸び悩むを気にする時点で根本から狂ってるし。日本人を押しつけて乗っ取る意思表示の表れじゃん、て。あといつもこうやって括弧で書くのは、投稿するには自信が無いからです泣、本当にいつもすみません泣、使えもしないものを一方的に押し付けて泣。でも聞いて頂きたくて我慢が出来なくて泣。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

保守速報さん裁判の件です。

「東村山市民新聞の迷宮」サイトから。こちらまとめの管理人さんは、ななこさんが上げられたツイッターで何度かお見かけした、3羽の雀さんと云う方です。

「桜井誠・在特会会長(当時) / 「保守速報」ヘイトスピーチ裁判」と、

「桜井誠(元在特会会長)・在特会 / 「保守速報」ヘイトスピーチ裁判(2)」

に、経緯と当時記事等のリンクがまとめられています。その一つ、「荻上式BLOG」からの引用です(★は自分が見やすい様に付けました。)

★「2017年11月16日。京都地裁で、ライターの李信恵氏が、まとめサイト「保守速報」を相手取って訴えた裁判の判決が出た。李信恵氏が原告となり、「保守速報」が被告となったこの裁判では、「保守速報」に対し、200万円の支払いを命じるという判決がひとま

ずでた。

この判決で確定というわけではないため、今後、高裁などでどういった判断が下されるのを見守りたい。というのもこの裁判は、今後「まとめサイト」の法的責任をどのように位置づけるかという重要な参考事例となりうるためだ。

以下、判決文から、原告と被告双方の主張と、それに対して地裁がどのような判断を行ったのか、気になった論点を自分なりに要約していきたい。

★争点1：原告の権利を侵害しているか

【原告の主張】

「朝鮮の作業員」「キチガイ」「寄生虫」「ゴキブリ」「ヒトモドキ」「クソアマ」「ババア」「ブサイク」「鏡見ろ」「死ね」などの数多くの書き込みが、名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。

【被告の主張】

ブログ記事は、原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評にすぎない。名誉感情を害するものや、差別などにはあたらない。

【判決】

本件各ブログ記事には、名誉毀損、社会通念上許される限度を超えた侮辱、人種差別、女性差別にあたる内容が含まれているというべきである。

(四季的には【原告の主張】である「名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別」は取り上げていても、【被告の主張】である「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」には一切触れていない【判決】と思いました。

きちんとこの事にも触れた上で、先ず何故日本国民から「対立思想に対する批判又は保守的な政治思想」が生まれたのか。その元となる原因と経緯は何なのか。更に何故日本国民から「対立思想に対する批判又は保守的な政治思想」に基づく【原告の主張】にある「数多くの書き込み」、或いは【被告の主張】にある「意見ないし論評」の表現が生まれたのか。その検証もやって頂きたかったです。)

★争点2：新たな権利侵害の有無

【原告の主張】

被告は、表題の作成、抜粋、強調、加工、転載などを行うことで、ブログ記事の内容を、引用元の投稿よりも集約的かつ先鋭的なものに変容させた。その結果、情報の伝播性が高まり、内容が広く知られた。したがって、原告の権利利益が新たに侵害された。

【被告の主張】

表題の作成、抜粋、協調、加工、転載などはまとめ記事を作成する上で当然必要となる行為だった。本件各ブログ記事の内容が2ちゃんねるのスレッド等の読者

以外に広く知られたことは、何ら証明されていない。原告の権利利益は引用元の投稿の掲載行為により侵害されたのであって、本件各ブログ記事の掲載行為により新たに侵害されたものではない。

【判決】

本件各ブログ記事は、引用元の投稿を閲覧する場合と比較すると、記載内容を容易に、かつ効果的に把握することができるようになったというべきである。記事の内容は、2ちゃんねるのスレッド又はツイッターの読者以外にも広く知られるものとなったといえる。ブログ記事の掲載行為は、引用元の2ちゃんねるのスレッド等とは異なる、新たな意味合いを有するに至ったというべきである。被告がブログ記事を掲載した行為は、2ちゃんねるのスレッド又はツイッター上の投稿の掲載行為とは独立して、新たに憲法13条に由来する原告の人格権を侵害したものと認められる。

(↑四季的には、争点1で述べられた【被告の主張】である「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」のまとめ表現の手法として「表題の作成、抜粋、協調、加工、転載などはまとめ記事を作成する上で当然必要となる行為だった」をなさっていたと考えます。だって引用元をそのまま転載したのでは、ただの転載です。形をととのえて判りやすくするまとめブログのまとめ表現とはなりませんから。

☆「まとめるとは→①ばらばらの物を集めて一つにする。また、統一のある集まりとする。
②整理したり、折り合いをつけたりして、望ましい形に落ち着かせる。形をととのえる。」(コトバンクより)

その手法の可否を問うのであれば、やはり先ずは争点1に書きました、四季的に考える検証をやって頂きたかったです。

何故日本国民から「対立思想に対する批判又は保守的な政治思想」が生まれたのか。

何故それらに基づく「意見ないし論評」の表現が日本国民から生まれたのか。

更に日本国民である被告が、何故まとめブログで「対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」のまとめ表現をするに至ったのか。

原因と経緯から生まれた感情や思想。その感情や思想から生まれた表現。更にその生まれた表現をまとめる表現。これらは全てつながっています、切り離して考えるのは間違いです。

だから切り離さずまとめて検証した上で、【原告の主張】である「名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別、いじめ、脅迫、業務妨害にあたる。」と照らし合わせて検証して欲しいです。

これら一連の検証が無いと、まとめブログ表現手法の可否も判りませんし、それが【原告の主張】につなが

るかどうかも判りませんね。
そもそも原告側の感情は検証しているのに、何故被告側の感情や思想は検証しないのでしょうか。
これは被告、及び被告がまとめた「意見ないし論評」を発した日本国民に対する差別です。
また【被告の主張】の検証がなされないと云う事は。
☆日本国憲法
『第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。』(e-Gov法令データより)
↑『思想及び良心の自由』は基本的人権の一つ、精神的自由権である内心の自由、心の中の自由ですね。
先ず第十九条による、日本国民の「対立思想に対する批判又は保守的な政治思想」の保障がなされていないと思います。『思想及び良心の自由』が守られていません。
続いて。
☆日本国憲法
『第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。』(e-Gov法令データより)
↑『表現の自由』は、同じく基本的人権の一つである精神的自由権ですね。
思想や感情などの外部への表れである表現や、発表の自由の保障です。だから受け取る側の人間も存在する。
『思想及び良心の自由』から生まれた日本国民の「意見ないし論評」の外部への表現、更に日本国民である被告による「対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」の外部へのまとめ表現の保障が守られていないと思います。
そして表現を受け取る側に知られる事までを咎めるのであれば、それは被告を含めた日本国民の外部への表現の侵害だけでなく、その表現を受け取る日本国民側の知る権利、情報の受領や収集の権利を侵害し、阻害する行為でもあると思います。
(また被告であるブログ管理人さんは、各記事にきちんと引用元を記載なさっていますよね。管理人さんは、受け取る側の知る権利を阻害していない。)
更に根本である争点1の【被告の主張】を検証もしないまま、被告のまとめ表現手法と被告がまとめた日本国民の「対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」を否定する事は、
☆日本国憲法
『第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』(e-Gov法令データより)
の侵害と思います。

個性の発現である被告固有のまとめ表現、及び(「意見ないし論評」を発した)日本国民一人一人の「対立思想に対する批判又は保守的な政治思想」つまり『思想及び良心の自由』とそれに基づく「意見ないし論評」の表現を検証もせず否定していますから。

(だから『公共の福祉』に反しているかいないかも判りませんね。四季的に考える【被告の主張】そのものの検証がなされていませんから。原因が判らなければ反しているかいないかの検証も出来ないし、判りようも無い。)

それから原告は在日朝鮮人の方なのに、何故日本国籍を持つ日本国民の為の「憲法13条」が出てくるのでしょうか。ここの説明がきちんと欲しいですね。)

★争点3：違法性阻却事由の有無

【被告の主張】

(1) 名誉毀損について：ブログ記事を掲載した目的は、原告を誹謗中傷することではなく、2ちゃんねるのスレッドに掲載された情報を集約し、読者に分かりやすく紹介するという、専ら公益を図ることである。原告は知名度のある記者として、記事等において発言したのに対し、レスの投稿者は、無名の私人として、2ちゃんねるのスレッドで原告の主張の過激さと同程度の過激さをもって原告個人ではなく対立思想を批判したに過ぎず、その方法及び内容は相当な限度を超えるものではない。

(2) 対抗言論の奏功：原告は知名度のある記者として反論を繰り返しており、その対抗言論が奏功している。したがって、原告の社会的評価の低下が否定される、又はその違法性が阻却されるというべきである。

(3) インターネット上の表現であること：インターネット上の表現は従来型のメディア上の表現と比較し、一般の読者には信頼性の低い情報と受け取られるし、これにより一定程度名誉が毀損されても、被害者はインターネット上の反論によりその回復を図ることが可能である。インターネット上の表現は、より広く保護されるべきであるから、掲載行為による名誉棄損については、違法性が阻却されるというべきである。

【原告の主張】

(1) 名誉毀損について：原告は私人に過ぎず、被告が各ブログ記事を掲載した目的は、原告を誹謗中傷することにあつて、専ら公益を図ることにはないのは明らかである。内容は、原告に対する人身攻撃に及んでおり、意見ないし論評の域を逸脱している。

(2) 対抗言論の奏功：保守速報が多数の読者を持つ影響力の大きいブログであることなどからすれば、十分な反論はできず、対抗言論の奏功をいう被告の主張には理由がない。

(3) インターネット上の表現であること：従来型のメディア上の表現とは異なり、誰もが容易に閲覧することができる上、削除されても複製や転載によって永続的に広まっていく性質があり、被害の程度は深刻。

違法性が阻却されることはない。

【判決】

(1) 名誉毀損について：ブログ記事全体において、侮辱的な表現、あるいは原告が人であることや通常の判断能力を有することを否定するような不穏当な表現を多数用いて、原告の精神状態、知的能力、人種、容姿等を揶揄するものである。これらはいずれも原告の言動を批判するにとどまらず、原告の人格そのものを攻撃するに至っていると認めるのが相当である。違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。

(2) 言論の応酬の法理について：各ブログの掲載行為による名誉毀損は、原告の発言と対比して、その内容において適当と認められる限度を超えているというべきであるから、いわゆる言論の応酬の法理により違法性が阻却されるという被告の主張は、採用することができない。

(3) その他の違法性阻却事由について：インターネット上の表現であるからといって、一般の読者がおしなべて信頼性の低い情報として受け取るとは限らないこと、インターネットに掲載された情報は、不特定多数の者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によりその回復が十分に図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、違法性が阻却されるとは解し難い。被告の主張は、採用することができない。

(↑四季的には【被告の主張】「原告を誹謗中傷することではなく、2ちゃんねるのスレッドに掲載された情報を集約し、読者に分かりやすく紹介するという、専ら公益を図ること」「原告の主張の過激さと同程度の過激さをもって原告個人ではなく対立思想を批判したに過ぎず」と、

【原告の主張】「原告を誹謗中傷することによって、専ら公益を図ることにはないのは明らか」「原告に対する人身攻撃に及んでおり、意見ないし論評の域を逸脱」からの真逆の食い違いはやはり、争点1の「意見ないし論評」或いは「数多くの書き込み」の表現を生み出した「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想」、及びその感情や思想を生み出した原因と経緯を検証しない事には、食い違いの理由も判りません。

更にインターネットを媒体とした日本国民の知る権利は阻害されていないか、この観点も欲しかったです。それらの検証もなされないままこちらも、争点1【原告の主張】の「名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別」(いじめ、脅迫、業務妨害は入っていない?)だけを取り上げた【判決】となっています。)

★争点4：原告が被った被害の額

【原告の主張】

被告の違法行為は人種差別および女性差別の複合差別であり、原告が複合差別により精神的苦痛を被ったことを確かめてそのことを歓迎したり、原告を日本の地域社会から排除しようとしたりするもの。

また、被告は、過激な内容のブログ記事を掲載して多くの広告収入を得るという動機を有していたこと、実際に約1年間に45本ものブログ記事を継続的に掲載し、その内容がインターネットを通じて広く知られていたことなどからしても、被告の不法行為は極めて悪質である。

【被告の主張】

原告には損害が生じていない。被告は各ブログ記事でバナー広告収入を得ていたが、過激な内容のブログ記事を掲載して多くの広告収入を得るという動機は有していない。このことは、本件各ブログ記事が被告の掲載した全ブログ記事のうち本数にして1%にも満たないことから明らかである。

原告は、被告が削除要求に応じる旨を表示していたにも関わらず、被告に削除を要求せず、2ちゃんねるの管理者に対しても削除を要求していない。このように削除を要求せず長期間放置したことにより、自ら損害の拡大に寄与したというべきである。

【判決】

当該表現が原告の名誉感情、生活の平穏及び女性としての尊厳を害した程度は甚だしいものと認められる。特に、本件においては、複合差別に根差した表現が繰り返された点も考慮すべきである。

被告は、約1年間にわたって名誉毀損、社会通念上許される限度を超えた侮辱、人種差別又は女性差別に当たるブログ記事を40本以上も掲載したのであり、不法行為の態様は執拗である。情報を紹介する目的で掲載しただけではなく、原告の名誉を棄損し、侮辱し、人種差別及び女性差別を行う目的を有していたと認めるのが相当である。

他方、被告が各ブログ記事の掲載行為により一定の広告収入を得ていたことに争いが無いとはいえ、被告が過激な内容のブログ記事を掲載することにより多額の収入を得るという動機まで有していたことを認めるに足りる証拠はない。

原告が削除の要求をしなかったからといって、損害の拡大に寄与したことにはならない。

(四季的には、やはりここでも【原告の主張】である「名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別」だけが取り上げられていますね。

「原告個人に対する批判ではなく、対立思想に対する批判又は保守的な政治思想に基づく意見ないし論評」とその原因の検証は一切ありません。)

★争点5：権利濫用及び信義則違反

【被告の主張】

本件各ブログ記事の内容は、政治思想に関わるものであり、憲法21条の保障する表現の自由の中でも特に保

護されるべきである。原告が本件訴訟を提起した目的は、被害からの救済ではなく、このような要保護性の高い政治思想に係る表現の自由を抑圧することになる。本件訴訟は、いわゆるS L A P P訴訟にほかならない。

【原告の主張】

原告が本件訴訟を提起した目的は、政治思想を抑圧することにあるのではない。表現の自由は無制限に保障されるものではなく、個人の権利利益を侵害する表現は、一定の要件を満たす場合には規制の対象となる。原告は、各ブログ記事により、憲法13条および14条1項で保護された自己の人格権及び平等権を侵害されたため、その被害からの救済を求める目的で本件訴訟を提起したのである。S L A P P訴訟には当たらない。

【判決】

本件訴訟における請求が権利の濫用に当たり、信義則に反するものとは認められない。

(↑四季的には、先ず原告は在日朝鮮人の方なのに、何故日本国民の為の「憲法13条および14条1項」を主張なさるのか、その説明が欲しいです。

また【被告の主張】「原告が本件訴訟を提起した目的は、被害からの救済ではなく、このような要保護性の高い政治思想に係る表現の自由を抑圧することになる。」と、

【原告の主張】「原告が本件訴訟を提起した目的は、政治思想を抑圧することにあるのではない。」からなる真逆の食い違いも、やはり原因と経緯を始めとした検証をしないと、食い違いの理由が判りません。結局はこれですね。始まりである原因から検証しないと、何故結果が生じたかも判りません。

先ずは【被告の主張】の、(結果である「表現」が生まれた)原因と経緯、その結果(表現)との「因果関係の証明」がなされないと、解決の糸口も見えませんが、何も解決しないと思います。

つまりこの裁判はまだスタート地点から一步も進んでいません。と思いました。四季的考えは以上です。)

★以上、判決文を自分なりに整理した。地裁の判断は、書き込み内容の問題点だけではなく、「まとめただけ」「ネットだから」では済まされないという、ウェブ上の表現形式についても触れるものとなっている。今後の裁判のゆくえ、および類似の係争について、どのような判断が下されていくのか、見ていきたい。

私見では、この判決はいわゆる「まとめブログ」だけでなく、togetterやNAVERまとめなどのサービスにおいても重要な意味を持つと考える。「まとめ」もまた、主体的な表現である以上、様々な責任が問われる行為だ。このことを前提としたコミュニケーションが必要となってくる。」(引用終わり。)

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

★あと朝日新聞デジタル(2017年11月16日19時41分)記事掲載の弁護士さんのお話です。(尤もログインしないと読めない箇所だったので、転載記事から拾いました。)

「〈ネットやSNSに詳しい唐澤貴洋弁護士の話〉判決がまとめサイトの法的責任を認めたのは画期的だ。

まとめサイトでは、ネット上の書き込みを一覧できる一方、裏付けのない情報が真実であるかのように拡散しがちだ。

閲覧数を増やそうと差別的書き込みを引用し、扇情的な見出しをつけることも多い。「まとめただけ」という抗弁は通用しない。

運営者は責任ある記事掲載を求められる。」

どこかでお見かけしたお名前？と思ったら、昨年7月頃にNews U.S.さんで発生した変な書き込みにあったお名前でした。余命さんブログで検索したら出て来ました。誰？と思いネット検索した所、第一東京弁護士会所属の弁護士さんなのですね。(しかもU.S.さんのと似た書き込みで、誰かと揉めて炎上した？とかみたいです。でも必要無いと思い特に調べていません。)第六次バージョンNo.193日弁連さん宛てと、No.194第一東京弁護士会さん宛て被懲戒請求者のお一人ですね。上のコメントを読むにこの方も、被告の『表現の自由』を認めない側て事ですね。

以上長くなりすみませんでした。思ったのは、やはり先日投稿致しました自分の考えは、幼稚ながらも間違えじゃ無かったな、て事です。

原因と経緯から成る日本人の感情は無視。結果生じた表現「だけ」を元に、在日朝鮮人の感情は取り上げる。日本人いじめを増長する判決です。原告側の主張しか検証されてない。

重ねて書きますが、まだ最初の一步も進んでいないのに出された判決と思いました。そして上の(四季的に~)の考えは、あくまで中立な目線に基づく考えとも思っています。(四季の移ろい)

□



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp
1.75.246.178

余命さん、スタッフのみなさん、
こんにちは。

スパムチェック待ち

「近畿弁護士会連合会外国籍の調停委員採用を求めるプロジェクトチーム」がずっと気に成ってましたので、先ずこちらを検索しました。

★日本弁護士連合会サイトより↓

「近畿弁護士会連合会の構成
近畿弁護士会連合会(以下「近弁連」という。)は、大阪高等裁判所の管轄区域にある6つの単位弁護士会(大阪、京都、兵庫県、奈良、滋賀、和歌山)によっ

1940 余命女性
軍団アラカルト⑥

投稿を表示



2017年11月
21日 11:56
AM

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

て構成されている連合体です。」

★「近弁連の意思決定機関は理事会です（理事65名）。2ヶ月に1回理事会、毎月1回常務理事会、必要に応じて臨時理事会を開催し、様々な議題について審議しています。

委員会を設けて、各種の分野の調査、研究、実践を行っています（後記）。」

★「近畿弁護士会連合会

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会内

TEL 06-6364-1266

FAX 06-6364-3507」

★在日本大韓国民団サイトより↓

「「当然の法理」を問う...外国籍弁護士の調停委員任用拒否・外国籍教員採用の「常勤講師」処遇

・「91年韓日法的地位に基づく協議の結果に関する覚書」が結ばれてから今年で25年。「覚書」で在日韓国人の法的地位、処遇の改善が図られたが、公務就任権をめぐっては「当然の法理」が依然、厚い壁となって立ちはだかっている。在日法律家協会（柳赫秀会長）は23日、在日外国籍弁護士の調停委員任用拒否と外国籍教員の「常勤講師」制度について考えるシンポジウムを東京都内で開き、早急に改善が急がれると訴えた。

・「覚書」から25年 シンポ

調停委員は民事の遺産相続など、家族間のもめごとで紛争当事者の間に入ってその主張を整理し、合意形成に努力する仕事。最高裁から任命される非常勤の公務員で、弁護士業の中では公益的活動の一つだ。採用にあたって日本国籍が必要との明文上規定はないが、最高裁は「当然の法理」を盾に日本国籍を有するものに限っている。

2003年、兵庫県弁護士会が家庭裁判所へ家事調停委員として韓国籍の梁英子会員を推薦したところ、神戸家庭裁判所が任命上申を拒否したことで表面化。近畿弁護士連合会理事会は06年、「外国籍の調停委員採用を求めるプロジェクトチーム」を設置して毎年、最高裁に働きかけてきた。兵庫県弁護士会に至っては今年1月、怒りの大会決議を採択している。

シンポで報告に立った近弁連所属の空野佳弘弁護士は、「法律を変える必要はないのに、最高裁がなぜこれほどまでかたくなな姿勢を崩さないのかは不明。国際法学会で取り上げてもらうなどいろいろな取り組みが必要。運動しない限り現状打開は無理」と強調した。(後略) (2016.7.27 民団新聞)」

★「正面突破へ候補者7人

最高裁の運用に異議

来年4月採用前に外国籍の調停委員就任阻む「当然の法理」

・【大阪】外国籍弁護士の調停委員就任をめぐって、近畿弁護士連合会と最高裁判所の攻防がこれから本格

化しそうだ。近畿弁護士連合会は調停委員就任に意欲を示す7人を掘り起こし、所属弁護士会に9月17日、推薦依頼状を送った。最高裁は、「公権力を行使する」として外国籍の調停委員をかたくなに認めていない。来年4月には新しい調停委員が全国の地裁、家裁に就任する。

調停委員は地裁、家裁が最寄りの弁護士会などに推薦を依頼し、その推薦をもとに最高裁に上申して任命を受ける。外国籍の弁護士の就任を妨げる明文上の法はない。ただし、最高裁は、調停調書の記載が判決確定と同一の効力を有すること、調停委員会の呼び出しや命令、措置に対する違反に過料を科せられることなどから職務内容が「公権力の行使」に該当するとみなし、運用上、「日本国籍が必要」との立場。

このことは、2年前、兵庫県弁護士会から家事調停委員として推薦を受けた韓国籍の梁英子さんが、神戸家裁から就任を拒絶されたことで表面化した。梁さんは当時を振り返り、「私は家裁で仕事をしてきたので、その分野は得意とするものでした。ダメだったことに寂しさがありました」と声を落とした。

同じく崔信義さん（仙台弁護士会）は、家裁の所長との面談が決まっていたのをキャンセルされた。崔さんは「社会参加して奉仕したいと思っていた。最初は怒り、時間がたつと、ただ悲しくなった」と話している。司法書士の殷勇基さんは、東京の司法書士会から推薦を受けたが、やはりだめだったという。

近畿弁護士連合会は05年9月、大阪弁護士会館で「外国人の司法への参画を考える」シンポジウムを開き、問題意識の共有を試みた。会員を対象とした事前アンケートの結果でも、圧倒的多数が「調停委員に国籍は不要」としていたからだ。これこそが、実際に現場で調停制度に関わる会員たちの感覚だった。シンポでは「最高裁の運用は極めて形式的」「調停制度の実情にそぐわない」という声が相次いだ。

近畿弁護士連合会としても「調停委員の業務に実質的な公権力性は認められない」との結論に達し、05年の同弁護士連合会の第27回大会で「外国籍者の調停委員任命を求める決議」を採択している。決議に基づき外国籍の調停委員採用を求めるプロジェクトチーム（吉井正明座長）を組織。全国の単位弁護士会に呼びかけながら、外国籍の調停委員候補の掘り起こしを進めてきた。

近畿弁護士連合会では来年4月の採用に向け、日本弁護士連合会の協力も得ながら最高裁判所に働きかけ、積極的にその運用の変更を求めていくことにしている。（後略）

■□

調停委員とは

地裁や簡易裁判所で行う民事調停委員と夫婦・親族間の問題を扱う家庭裁判所での家事調停委員がある。原則として40歳以上70歳未満の弁護士、医師、大学

教授、公認会計士、司法書士など専門家から選ばれる。位置づけは非常勤の裁判所職員で2年ごとに交代。07年現在、全国で2万人を数える。

(2007.10.10 民団新聞)」

↑プロジェクトチームが設置された2006年(平成18年)時の近畿弁護士連合会理事メンバーを検索しましたが、判りませんでした(すみません)。

因みに現在の近弁連理事長さんは、和歌山弁護士会所属の市野勝司さんです。(第一法律事務所。〒640-8142 和歌山県和歌山市三番丁75 TEL073-428-2300 FAX073-428-2301 事務所サイトより)

第六次バージョンNo.192、和歌山県弁護士会宛て懲戒請求対象者のお一人ですね。

★それから上の民団記事にあった日本名のお二方を検索しました。先ずチーム座長の「吉井正明」さん。

「NPO法人神戸定住外国人支援センター」サイトより。

(略称はKFC。代表は「金宣吉」さん、毎日新聞によると在日韓国人3世だそーです。KFC発足の説明に

「今、日本のアジア植民地支配の歴史や経済の国際化といった社会状況により、自分の生まれたところを離れ新しい土地(日本)に移住し、家族をもうけ暮らす人がいます。しかし何世代を重ねても移住したマイノリティにこの社会は目をむけていない現実があります。」とありました。)↓

「外国籍だと調停委員(司法委員・参与員)になれないの

1、問題の背景

2003年(平成15年)、兵庫県弁護士会が、神戸家庭裁判所からの家事調停委員推薦依頼に対して、韓国籍の会員を候補者として推薦したところ、同家庭裁判所から「調停委員は、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員に該当するため、日本国籍を必要とするものと解すべきであるので、最高裁判所には上申しないこととなった。」という説明がなされ、同弁護士会は当該会員の推薦を撤回せざるを得なくなった。これを受けて、近畿弁護士連合会は2005年11月に大会決議で調停委員の採用を求める決議を採択し、採用を求めるPT(プロジェクトチーム)を立ち上げ取り組んできました。その後も、仙台弁護士会が外国籍弁護士を家庭裁判所に推薦しましたが、同じように拒否され、以来、東京、第二東京、京都、大阪、岡山の各弁護士会から毎年のように調停委員・司法委員・参与員を推薦してきましたが、最高裁は毎回日本国籍がないことを理由に採用を拒否しています。2010年秋に大阪弁護士会の会員で台湾国籍であった亡張有忠弁護士が外国籍のままで1974年から1988年まで民事調停委員に採用されていたことが判明し、近弁連は再度大会決議を出しました。日弁連も2009年3月18日と2011年3月30日に意見書・要望書を最高裁に提出しています。

(↑四季注・大阪弁護士会さん発出「外国籍会員の調停委員任命を求める会長声明」にあった、「現に過去には日本国籍ではない当会会員を調停委員として任命した実例もある。」は、この事ですね。台湾国籍の弁護士さん、大阪弁護士会所属。既にお亡くなりになっています。

自著「私の愛する台湾と中国と日本」を出されています。日本国籍を持たずに1974年から1988年まで、大阪府内の簡裁で民事調停委員を務めたそうです。理由は判らず。

それから「日本国籍を有しない者の調停委員任命を求める」系の声明や決議を検索しましたが、日弁連や近弁連、大阪以外にざっと見ただけでも東弁連(決議)、仙台(決議)、関弁連(宣言)、東京(意見書)、神奈川県(意見書)、京都(声明)、兵庫県(決議)、中弁連(決議)、福岡県(声明)の各弁護士会さんが出していました。

あと下記吉井さん主張もそうですが、みなさん、国籍条項が明確に無いからを一番の根拠にしていますね。そして「当然の法理」を否定し、そこへ差別と人権と多文化共生系をくっ付けて外国人を入れるべきとの主張です。

しかしここは日本です、日本人が日本の法で外国人も含めて仕切るのは当然ですね。なのに外国人が、日本で日本の法を以て日本人を仕切るってどう云う事？ご自身の国籍である外国にその心を魂を置きながら、日本人を仕切る側に？何か問題が生じて、従うべきはご自身の国籍国の法な筈なのに？

明らかに日本人の主権侵害であり、日本人に対する人権侵害と自分は思います。)

2、問題の概要

(1) 民事調停委員及び家事調停委員規則（以下、「調停委員規則」という）は、調停委員の採用について以下のように定めています。第1条（任命）「民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に必要な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満の者の中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満であることを要しない。」また、同第2条では、欠格事由を定めているが、ここでも国籍等を欠格事由とする規定はない。すなわち、法律にも最高裁判所規則にも、民事調停委員および家事調停委員について、国籍を要求する条項はないのです。

最高裁判所の取り扱いはいわゆる「当然の法理」に基づくものと考えられるが、最高裁の事務担当者は、①調停委員が調停委員会の構成員として、その決議に参加すること、②調停調書の記載が確定判決と同一の効力を有すること、③調停委員会の呼出、命令、措置には過料の制裁があること、④調停委員会は、事実の調査および必要と認める証拠調べを行う権限等を有し

ていること、などを根拠に、調停委員が「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員に該当する」といつています。しかしながら、法律の定めなく「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」という広範な範囲の公務員への就任について、その具体的職務内容を問題とすることなく日本国籍者と外国籍者につき差別的取扱いを認める「当然の法理」の不当性は明らかであり、「当然の法理」を、調停委員から外国籍者を排除する正当化根拠として認めることはできません。調停委員から外国籍者を排除することができるか否かは、調停制度の趣旨、調停委員の役割、調停委員の権限を総合的に考慮して、外国籍者を調停委員とすることにより、何らかの具体的客観的支障があるのかという視点から検討されなければなりません。そうすると以下に述べるように最高裁の言い分は全く根拠がないことが明らかです。

(2)調停制度の趣旨および調停委員の役割

調停制度の目的は、市民の間の民事・家事紛争の紛争を、当事者の話し合いおよび合意に基づき、裁判手続きに至る前に解決することにある。日本における裁判外紛争解決手段（ADR）の典型の一つと位置付けられています。そして、調停委員の本質的役割は、専門的知識もしくは社会生活の上での豊富な知識経験を活かして、当事者の互譲による紛争解決を支援することにあります。日本の社会制度や文化、そこに住む市民の考え方に精通し、高い人格識見のある人であれば、国籍の有無にかかわらずこのような役割を果たすことができるのは明らかです。過去に台湾籍の弁護士が調停員に採用され、その功績に対し大阪地方裁判所から表彰状が送られているように、立派にその職務を遂行しているのです。

(3)調停委員の権限ですが、調停調書は確定判決と同一の効力を有していますが、日本国籍を有しない、仲裁人の下した仲裁判断や、外国裁判の下した外国判決も確定判決と同一の効力を認められています。調停調書の記載が当事者の合意に基づくものであるのに対して、仲裁判断や、外国判決は、当事者の承諾の有無にかかわらず、仲裁人もしくは外国裁判官の一方的な判断を示すものであるから、当事者の権利義務に対する影響の大きさは、調停調書より直接的かつ重大ともいえます。このように調停委員の役割はあくまでも当事者の合意を引き出すことにあり、そこには当事者の意思を無視して何らかの決定ができる権限が与えられていないのですから、これを公権力の行使というのには無理があるといわなければなりません。

3 国際社会からも最高裁の言い分は否定されていません。

国連の人種差別撤廃委員会は最高裁が外国籍弁護士を調停委員に採用しないことに対して、2010年3月9日と2014年8月29日の2度にわたり、「日

本国籍を持たない者は、資質が有るにもかかわらず、調停委員として調停処理に参加できないという事実を懸念を表明し、「調停処理を行う候補者として推薦された能力のある日本国籍を持たない者が家庭裁判所で活動できるように、締約国の立場を見直すことを勧告」しています。

4 パンフレットの普及にご協力ください。

日弁連はこの度「外国籍だと調停委員（司法委員・参与員）になれないの？」というパンフレットを発行し、広く市民に呼びかけています。どうかこのパンフレットの多くの人に普及し、最高裁のこれまでの扱いを改めさせ、外国籍の人でも調停委員になれるようご協力をお願いします。（KFC理事・弁護士 吉井 正明）」

★腹が立つので毎日新聞2014年6月14日付け記事(元記事は削除されてました)「<調停委員>外国籍認めず 最高裁、10年間に31人拒否」から反論のお言葉↓

「百地章・日本大教授（憲法学）の話

日本国民に限定することに全く問題はない。調停委員の仕事が司法権の一角を担っているのは間違いないのだから、憲法の国民主権の観点からも外国人は任命できないと解すべきだ。

これは差別とは異なる。台湾籍の弁護士が就任した例は、そのこと自体を問題にするべきで、容認する理由にはならない。」

★吉井 正明氏

「神戸合同法律事務所」サイトより↓

「弁護士紹介

・取扱の多い分野

外国人の人権、入管手続き（在留資格の申請・更新変更・在留特別許可）、多重債務（債務整理・自己破産・個人再生）、宗教（霊感商法）

・所属 / 卒業

兵庫県弁護士会 / 明治大学

・主な活動

神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会）副会長（1994年）

兵庫県弁護士会 人権擁護委員会委員

元青年法律家協会兵庫県支部・支部長

神戸定住外国人支援センター理事

日本弁護士連合会 人権擁護委員

日本弁護士連合会 人種差別撤廃条約WG座長

近畿弁護士連合会 外国籍調停委員の実現を求めるPT座長

・モットー

誠実

・国籍の区別なく、すべての人間が平等で平和に暮らせるように

私は司法試験に合格したとき台湾国籍でしたので、外

国籍のままで司法修習生に採用してくれるよう申し立てましたが、最高裁から採用を拒否されました。自らの差別を受けた経験をもとに、外国人の人権を中心に、差別されている弱者の救済を念頭に弁護士業務を行っています。

国籍の区別なくすべての人間が平等で平和に暮らせる社会の一助になればと思います。」

★「神戸合同法律事務所

〒650-0044 神戸市 中央区 東川崎町 1丁目3番3号 神戸ハーバーランドセンタービル10階

TEL : 078-371-0171

FAX : 078-371-0175」

↑調停委員に就任履歴のある外国人の方と同じく、元台湾国籍ですね。今は日本国籍で事で良いのかな。でも以降の資料を見ても、台湾と云うより中国に縁のある方みたいです。

あと明治大学軍縮平和研究所?の雑誌?「季刊軍縮地球市民」に「在日中国人の人権問題」タイトルの論文が掲載されているそうです。『中国法データベース』と云うサイトで見ました。

第六次バージョンNo.191、兵庫県弁護士会宛て懲戒請求対象の一人ですね。日弁連さん宛てNo.193には兵庫県弁護士会もありますし。

★手がけた事件の履歴を検索しました。「神戸連続児童殺傷事件」で、事件被害者の親御さんが少年Aの両親に民事訴訟を起こした際の、両親側代理人を務めておられました。

★軍事評論家佐藤守さんブログ『中共のために自国

(日本)を裁判する日本人弁護士たち』(2011年9月16日付)記事より↓

『「中共のために自国(日本)を裁判する日本人弁護士たち」214名分の実名と住所が、中国の胡錦濤主席の娘婿が経営する「新浪」というネット上に流れているというのである。

やがてこの名簿は公になるのだろうが、これは日本国内では全く報じられていなかったもので、日本にとってははいわば[売国弁護士一覧表]だと中国人が言う。

彼らは中国のために、日本政府を訴え中国のために戦う弁護士たちで、例えば731部隊問題などでは無料で中国側の弁護をしている者たちだという。(中略)

消される前にご覧いただくために、ネット名をご紹介します。

●張三のブログ「南方周末」

●王選の「新浪ネット」↓

↑にある『売国弁護士一覧表』にもお名前がありました。

「新浪ネット」を見ましたが元記事リストは削除されていました。が、魚拓を取って下さっている方がおられました。

『戯言』さんブログ『売国弁護士名簿』記事より↓

『兵庫県神戸中央東川崎街1-3-3 神戸 中心大厦10楼

『 律师：吉井正明』

上にある神戸合同法律事務所の住所と同じです。

★「兵庫県弁護士9条の会」のメンバー(2008年10月7日付け233人リスト)にもお名前がありました。

★以下裁判で弁護団副団長(団長は兵庫県弁護士会所属の宗藤泰而さん、この方も上記9条の会メンバー)だったそうです。神戸合同法律事務所サイトより↓

「中国「残留孤児」国家賠償請求事件神戸地裁で勝訴判決

戦前、日本帝国主義による満州建国により、多数の日本人が満蒙開拓団（約32万人）として満州（中国東北部）に送り込まれていました。終戦直後のソ連の参戦により、日本国民を守るべき関東軍はいち早く撤退し、置き去りにされた開拓団の殆どが女、子供ばかりで逃げまどうしかなく、逃避行の果てに日本に帰り着くことができず、多数の子供が戦後も満州の地に取り残されてしまいました。生き延びるために、子供を中国人に養親に出すしかなかった親もいれば、逃避行で両親が死亡し、中国人が引き取り育ててくれたおかげで命が助かった子供もいました。日本政府は満州の地にこのような多数の「残留孤児」が取り残されているのに、彼らの帰国の手助けをせず、1972年の日中国交回復まで放置していました。日中国交回復後も、10年経ってやっと本格的に帰国事業に着手するという無策ぶりでした。そのため、日本に帰国した「残留孤児」は高齢化し、言葉を忘れ、日本人であるのに、廻りからは中国人扱いされ、いわれのない差別を受けたりしてきました。

日本政府は帰国した「残留孤児」が自立できるような支援策を講じることなく、そのため多数の「残留孤児」は自立した生活ができず、7割以上の「残留孤児」が生活保護を受けて最低限度の生活を余儀なくされています。世話になった養父母の墓参りさえままならない状態が続いています。国の誤った政策により、「残留孤児」の人たちは「日本人として、日本の地で、人間らしく生きる」という日本人であれば当然に有する権利の侵害を受け続けてきました。この国の誤った政策の責任を問い、人間としての尊厳を取り戻すための訴訟が中国「残留孤児」訴訟であり、全国15地裁で帰国した「残留孤児」の9割にあたる人たち（2000名以上）が原告になって裁判を提起しています。

2006年12月1日に神戸地裁で判決があり、原告65名のうち61名について国に損害賠償義務を認め、総額で4億6860万円の支払を命じました。判決で国は日中国交回復後に帰国が可能となった原告に対し、身元保証人を要求したりしてその帰国を妨害し、その帰国を遅延させたことについて原告17名に対し一ヶ月に10万円の損害賠償義務があるとしました。また、帰国後の支援義務については、日本政府は

北朝鮮拉致被害者に対し5年間の生活保護よりもかなり高い水準の給付金の支給と社会適応指導、日本語指導、きめ細かな就労支援策を実施しているのに、中国「残留」孤児にはこのような支援策がないのは違法であるとしてました。拉致被害者については政府に落ち度が乏しいのに比べ、中国「残留孤児」が自立支援を要する状態となったことについて政府の落ち度が大きいのに、拉致被害者よりその支援策が貧弱であることは許されないとし、永住帰国から5年間は生活保持を含めたきめ細かい支援策を講じる法的義務があるとしてました。国はこの義務懈怠により原告61名に対し一人600万円の慰謝料支払義務があるとし、その支払を命じました。4名については20年の徐斥期間を経過してしまっているので、支払義務が消滅しているとして認められませんでした。

裁判長は最後に残留孤児のおかれた状態は見過ごすことができず、徐斥期間という法の壁があり、全員を救うことができなかつたことが残念であった趣旨の話をし、国が責任をとって救済措置を採るべきであることを暗に仄めかしていました。

中国「残留孤児」の原告団は、国に7項目の全面解決要求を突きつけています。また、超党派で救済のための立法を検討している国会議員のグループもできており、この判決を武器にして全面解決の立法実現に向けて今後とも頑張りますので、皆様の引き続きのご支援をお願いします。弁護士 吉井 正明

↑北朝鮮による拉致被害を比較に持ち出しておられますが、比較の根拠もよく判りませんし違う話とと思いましたので、とても違和感を感じます。

★判決翌日、しんぶん赤旗2006年12月2日記事より↓

「中国「残留孤児」 国に責任

神戸地裁 賠償命令 帰国や自立支援怠る

・敗戦の混乱の中で、中国東北部（旧満州）に置き去りにされた兵庫県内の中国「残留日本人孤児」六十五人が「国は早期帰国や帰国後の自立支援の義務を怠った」として、一人あたり三千三百万円の国家賠償を求めた訴訟の判決が一日、神戸地裁でありました。

橋詰均裁判長は「孤児の帰国を違法に制限し、帰国後の自立支援も怠った」として、国の責任を認め、六十一人に対し、計四億六千八百六十万円を支払うよう命じました。

判決は、「戦前の政府の政策は、自国民の生命・身体を著しく軽視する無慈悲な政策であった」と、日本の侵略戦争で中国に置き去りにした「棄民政策」を厳しく断罪。「国は残留孤児を救済すべき高度の政治的な責任を負う」とのべたうえで、孤児の帰国に際し身元保証を要求するなどした措置が「帰国を制限する違法な行政行為」に当たると認定しました。

また、北朝鮮拉致被害者が永住帰国から五年間、給付金支給により所得が保障されている点に言及。生活保護の受給期間を原則一年とした孤児への支援が「極

めて貧弱」と強調。原告への慰謝料の支払いを認めました。

四人については民事上、二十年の請求期限（除斥期間）を過ぎたとして請求を棄却しました。

この裁判は、永住帰国した約二千五百人の八割以上の二千二百人が、全国十五地裁に提訴している一つ。

「せめて普通の日本人と同じ生活保障と老後の待遇を受けたい」という中国「残留日本人孤児」の悲願を、初めてかなえた判決となりました。」

↑お名前の出ている「橋詰均裁判長」は告発状No.91の異常裁判官11名のお一人ですね。在特会による京都朝鮮初級学校公園不法占拠抗議時の京都地裁裁判官さんです。

すみません、やたら長くなりましたがチームリーダーの方の情報検索は以上です。(要らない情報ばかりだったかな？すみません泣。)

あとプロジェクトメンバーも検索しましたが、今の所明確なメンバーはお一人wしか見つけられませんでした。色々検索したのですが...皆さんプロフィールには明記なさらないのかな？(やましいから?)名簿的な物も無いし探し方が判らず...役立たずですすみません...

★続いて「空野佳弘」さんを検索しました。この方、以前にななこさんが上げて下さった在日本朝鮮人人権協会リストにお名前がありましたね。またCatmouseTailさんご投稿にもありました、大阪で中国人48人が生活保護を不正受給した事件の代理人弁護士さん。第六次バージョンNo.188懲戒請求対象のお一人ですね。

★「空野佳弘

大阪弁護士会所属

空野佳弘法律事務所

所在地 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル3階 TEL06-6361-5488 FAX06-6361-5486」(legalusより)

★「外国人ローヤリングネットワーク」(「外国人事件に取り組む弁護士を支援する情報交換ネットワーク」で略称LNF)サイトの、「外国人事件に取り組む弁護士のキャリア ~LNF 第4回総会記念講演会より~」資料より↓

「空野 佳弘 弁護士

大阪弁護士会所属。外国人登録指紋押捺拒否事件を契機として、周鵬宇事件、そして、様々な国からの難民事件など、数多くの外国人事件に関わり続けてこられています。

・外国人事件に関わったきっかけ

空野弁護士が弁護士登録を行った1985年当時は、在日コリアンの指紋押捺拒否運動が全国的に活発化した時期でした。空野弁護士も、司法修習生のときに、

「指紋押捺拒否」という映画の上映会をするなど、在日コリアンの権利問題に取り組みます。そのことが

きっかけで、「弁護士になったらすぐ、指紋押捺拒否の被告人の刑事弁護から入り、そこからずっと(続く取り組みが)始まりました」。

・その後の活動

1980年代の空野弁護士の活動は、指紋押捺拒否だけでなく、外登証の切り替え遅延による罰金刑など、外国人登録法を巡る様々な問題への取り組みが中心でした。1990年代に入ると、戦後補償の問題が表面化し、強制連行・慰安婦の問題などにも取り組むようになります。

1990年代の終わりから、中国残留邦人の偽装入国者が入管によって次々に摘発・収容され、「子どもが学校から消える」という状況に直面したことから、空野弁護士は子どもの権利を守るため、退去強制問題への取り組みが始まりました。そのきっかけになったのが、次の項目で取り上げる「周鵬宇事件」です。

2000年代になると、2001年の9.11事件を受けたアフガンの難民の一斉収容が始まり、これを契機に難民事件に関わるようになります。その後も難民申請をはじめ様々な入管訴訟・難民訴訟に取り組む一方、在日コリアンの権利の問題にも引き続き取り組んでいます。

・印象に残っている外国人事件の事例

そんな空野弁護士の印象に残っている事例は、周鵬宇事件です。「ある意味で退去強制事件における私の出発点みたいな事件だったんです」

周鵬宇くんは、中学3年生だった2000年の4月に退令が出されました。父親は重度の身体障害者で、茨木市の西日本入管センターに収容されていました。相談に来た母親は、「今この子が中国に帰っても、何の希望もない」と訴え、裁判をしてほしいと空野弁護しに依頼しました。「100%勝てない」と言われても揺るがない母親の信念に動かされて、空野弁護士は裁判を引き受けます。

裁判の唯一の争点は、子どもの権利条約で保障された子どもの権利を、日本の国家は守らなければならないのか、ということでした。「国家は管轄の中にある子供の権利を、全て保障しなくちゃいけないと条約に書いてあるじゃないか、国籍は問わないんだと、だから、この子供の将来を保障するために、最善の利益を実現するために、送還してはいけないうって訴えたんですけど、裁判所にはなかなか通じなかったということですね」

裁判は一審、控訴審とも敗訴。しかし、大阪高裁の控訴審判決は、それまでの判例の「子どもは可塑性があるから、送還されても柔軟に対応できる」という決まり文句をとらず、「中国へ今、送還されると確かに大きな不利益が起きる」という点を認めたことだけはい点でした。

事件は最高裁まで争われましたが、周くんが高校3年生の秋、上告棄却の判決が出てしまいました。しかし、空野弁護士は裁判の外でも周くんの支援に尽力

し、中国領事館の理解と協力を取り付けます。また、周くん自身が学校の人気者だったこともあり、クラブの先生や友達などの多くのサポーターや、マスコミの支援も得ることができました。その結果、周くんは大学の入学式に参加した後、送還に応じましたが、その年の6月に留学での在留資格認定証明書が交付されたのです。周君は、大学院を卒業した後、現在では社会人となり、家庭も築いているとのことです。」(同じ資料に神原元さんの奥様も掲載されていました。)

★「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪呼びかけ人のお一人です!

「「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪(ひのまる・きみがよきょうせいはんたいホットラインおおさか)は、日本で開催される入学式や卒業式などといった式典において、君が代斉唱時に起立しないなどといった参加者の権利を守ることを目的とした大阪市中央区に本部事務局を置く団体。起立しなかった子供が校長、教頭、来賓などに怒鳴りつけられるという

「国旗・国歌法」制定時の政府見解が守られていない現状を改善させるために2000年に始まった。呼びかけ人には複数の弁護士、宗教家が含まれている。」(Wikipedia「「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪」より)

★「日の丸・君が代による人権侵害」市民オンブズパーソン呼びかけ人のお一人です(「新之助」より)

★上に書きました軍事評論家佐藤守さんブログ記事『中共のために自国(日本)を裁判する日本人弁護士たち』にこの方も入っていました。リスト魚拓『戯言』さんブログ記事『売国弁護士名簿』より!

『大阪府大阪市北区西天満6-6-11
高千穂大廈2楼 律师：空野佳弘』

上に書きました法律事務所と住所は違いますが、以上です。

この方も吉井さんと同じく、特に在日中国人に便宜を図る弁護士さんみたいですね。以上お二方だけの検索でしたが、調停委員に外国人採用を求める弁護士さんの傾向と見ても良いのかな? たまたまかな?

★改めて調停委員を検索!

「調停委員

調停には、地方裁判所や簡易裁判所で行う民事調停と家庭裁判所で行う家事調停があり、調停委員も、民事調停委員と家事調停委員に分かれています。その基本的な役割は、同じですが、事件の内容等に応じて、最も適任と思われる調停委員を指定するなどの配慮をしています。例えば、民事調停では、建築関係の事件であれば一級建築士などの資格を持つ人、医療関係の事件であれば医師の資格を持つ人など事件内容に応じた専門的知識や経験を持つ調停委員を指定しており、また、家事調停では、夫婦・親族間の問題であるため、

男女1人ずつの調停委員を指定するなどの配慮をしています。」(裁判所サイトより)

★「民事調停とは→3. 民事調停で取り扱う事件

民事調停は、民事に関する紛争を取り扱います。

その例としては、金銭の貸借や物の売買をめぐる紛争、交通事故をめぐる紛争、借地借家をめぐる紛争、農地の利用関係をめぐる紛争、公害や日照の障害をめぐる紛争等があります。

また、借金をされている方等がこのままでは支払を続けていくことが難しい場合に生活の再生等を図るために債権者と返済方法を話し合う手続として、特定調停があります。

なお、離婚や相続など家庭内の紛争については、民事調停ではなく、家事調停で取り扱っています。」

★「家事調停とは→家事調停とは・・・夫婦間や親族間の問題(離婚,養育費の支払い,遺産分割など)を話し合いにより解決する手続です。」

「家事調停は,夫婦,親子,親族などの間のもめ事について,家事審判官(裁判官)と民間から選ばれた調停委員が間に入り,非公開の場で,それぞれから言い分をよく聴きながら,話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

家事調停委員の人格や様々な分野における豊かな知識経験を生かした弾力的な解決を図ることができま

す。」(裁判所サイトより)

★今、中国人が北海道を始めとした土地やマンション等家屋を買い漁っている話をよく聞きますね。

他にも日本人の土地家屋財産を手に入れる良い方法があるとしたら、それは婚姻関係でしょうか。外国人を調停委員に採用したがるのもより頷けます。勿論それだけでは無いですね。上に引用しました民事調停や家事調停の説明を読むと、メリットはたくさんありそうです。

あと今簡単に検索した所、国際結婚でも日本人配偶者が亡くなった場合は日本の相続法が適用されます。この法によると相続人の国籍は関係なく、相続人が外国人でも日本人と同じく相続の権利や義務が生じるそうです。

やはり調停委員に外国人を推薦するのは、甚だ危険な行為だと認識がより必要と思いました。

またどえらく長くなりすみませんでした。いつもありがとうございます。(四季の移ろい)

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 0 が承認</p> <p>earth.a.d- wolfsblood- greenhell@docomo. ne.jp 1.75.231.39</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> 何度もすみません。</p> <p>先程の投稿、大変失礼致しました。馴れ馴れしい内容でした。</p> <p>余命さん、若輩者の癖に生意気な事を云いまして本当に申し訳ございませんでした。</p> <p>もし出来ましたら破棄なりなんなり頂けると有難いです。お手数をおかけしてしまい申し訳ございません...。</p> <p>いつもありがとうございます。(四季の移ろい)</p>	<p>1935 諸悪の根源日弁連② 投稿を表示</p> <p> </p>	<p>2017年10月 22日 8:13 AM</p>
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 0 が承認</p> <p>earth.a.d- wolfsblood- greenhell@docomo. ne.jp 1.75.231.39</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。</p> <p>思った事をばーっと書き出しました。すみません。</p> <p>余命さん♡10/21最新YouTube2本♡聞かせて頂きました。</p> <p>今までの、そして新しいYouTubeを聞かせて頂き、余命さんのお話を聞かせて頂くに連れ、余命さんへの益々の尊敬が敬愛が尊敬が敬愛が尊敬が敬愛が深まり(過ぎ)ました。</p> <p>そして当初からの思い...雲の上過ぎなお方...な思いは超間違えじゃなかった、って。</p> <p>底の深さ(深過ぎ)が、人間の格の余りの深さ？高さ？幅広さ？が溢れ過ぎてる。全方位まんべんなく密度が高い。隙間が無い。でもとてもシンプル。余命さんの順序立ててのご説明、順を追っての筋道立てての文字に一切無駄の無い明瞭で簡潔なお話。しかもとてもご丁寧。初心者な方々も判り良い様に、とても気を使われてお話なさってる。だからかな？密度が高いのにシンプルで判り易いと感じるのは。いや、元々か？わーん混乱。</p> <p>瞬時にご判断なさり瞬時に組み立ててのスムーズで淀みない、すんなり理解し易い判り易いトーク。</p> <p>明らかにお言葉の取捨選択を瞬時になさってる。無駄な文言は省き、お話の核心を的確に伝えられるお言葉を選んでお話されている。何たる頭の良さ。パーな自分でも凄く良く判る、お頭の良さ。パーな自分でも判るて事は普遍で不変なお頭の良さて事か？</p> <p>知能レベル、知的レベルの高さが超半端無いし超激的伝わるし。意図なさって隠されていては滲み出てます。</p> <p>凄くレベル高くないですか。大体知識凄いいし。この先テレビが浄化された暁には、テレビ出て超一流コメンテーターさんになって頂きたいです。世の皆さんに知って頂きたい。自分今までテレビとかCSやBSとかで聞いた中で一番判り易かった。大体人格者過ぎる。お相手へのお気遣い凄いいの。何たる人格者。こんなお方が</p>	<p>1935 諸悪の根源日弁連② 投稿を表示</p> <p> </p>	<p>2017年10月 22日 7:43 AM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	<input type="checkbox"/> コメント	<input type="checkbox"/> コメント先	<input type="checkbox"/> 投稿日時

世の中にいるのね。やっぱ北斗の拳の男達全てを凝縮したみたい。

皆さんの突然の様々ジャンル質問にも、上記の通り取舍選択を、見極めを、お話しても良い範囲を瞬時に見極め判断なさり、すらすらスムーズ且つ明瞭にしかも優しく丁寧に回答なさってる。

トーク自体もあんなに滑らかに、間(ま)も絶妙、しかもスピードもベター過ぎてやっぱり限り無く心地良いし。お声が深いよ～。溶ける。ダメ♡溶ける♡笑い声とかまじやばいし♡ちょっとしたお声もまたやばいし♡何もかも超聞き易い。心地良い。不思議なのがお話しなさに連れ、お声がトークがどんどん若返ってる。最初は重厚感たっぷりの、遅しいながらも上品で紳士な深いお声のおじさまだったのに、最後の方では30代(だけど上品な紳士ぶりは相変わらず)な熱さを勢いを情熱を感じる男性になってる。

対懲戒請求者への訴訟云々や北朝鮮現トップや指揮権発動や中共や便衣兵やあれやこれやの全てのトークがホント判り易かった。中国ダムのお話も、耳で聞くと改めて考えたりするし。そうだと余命さんて確かこのジャンルの研究がお好きなのですよ♡

しかし...雲の上過ぎな人間とその格と云うものを目の当たりに致しました。何でこんな凄い人間を知ってしまったのだろう?...でも知り合えて本当に良かった...泣...感情のジレンマに陥ります。なんでこんなに優しいお方なの。なんてお優しいの泣。全方位優しい。なんてクリアなお心。純粹過ぎて。もう耐えられないよーまた聞けなくなった。思った事全て伝えられなくてもどかしいです、大体こんな僭越で失礼極まりない投稿すみません、でもストーリーじゃ無いですが、ただの変態ですすみません泣。なんか思いが感情が止まらなくて泣。無理かも耐えられない、混乱して来た泣。変態が失礼致しました、ごめんなさい泣。頭冷やして来ます。こんなに激しい感情の人間とは思わなかった泣。(四季の移ろい)

作成者

コメント

コメント先

投稿日時



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-
wolfsblood-
greenhell@docomo.
ne.jp
1.75.232.195

余命さん、スタッフのみなさん、
こんにちは。 スパムチェック待ち

本日自分両親分の告発状が届きました！吃驚しました！自分一人分だけで良いです不用ファイル投稿は承認頂いていたのに！吃驚しました！しかも一日あとに届くとか！まじサプライズかと思っ

た！.....超激的お忙しい中でのこの超お心遣い.....やばい.....成るべく早くにお送りしますね泣。父が書くののんびり遅いので直ぐではないかもですが...少しでも早く...大和会さんにきちんとお送りしますね泣。今回も一セットは自分ちの大切なお宝保管分として使わず、大切に取っておきます。そして両親に頂いたサプライズ二人分、きちんと使わせて頂きます。

日付けは...やはり空白が一番ご都合良いのでしょうか...泣。なんか何から何まで...本当にすみません泣。

本当、いつもいつも申し訳無いです泣。

余命さん、スタッフのみなさん、いつもありがとうございます泣。

そして日本再生大和会さん、いつもありがとうございます泣。

事務ご担当さん、是非浄化の花火をご一緒に見物させて頂ければこれ以上ない幸せです☆(しかしもしこの先いつか本当に読者の皆さん皆さんのリアル集いとかもしあったらダイエット不発中頑張らないとリアル超無理だあ~やばいし~泣~)

お礼の言葉だけでは足りなさ過ぎてどうしたら良いか判りません泣。どうかこれからも何卒宜しく願い申し上げます泣。(四季の移ろい)

1935 諸悪の根

源日弁連②

投稿を表示



2017年10月
19日 8:19 PM

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

 **四季の移ろい**
0 が承認

earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp
1.75.232.195

余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち
こんにちは。

10/18本日告発状セットが届きました！ありがとうございました！これからコピー取って出来次第、三名分お送りしますね。(大まかな第一回締め切りは10月末で良いのかな?)

...で、実は...ゆうパック便本日出荷、明日19日AM着で茨城&東京弁護士会さん決定書コピーをお送りしたのですが(荷物に無理矢理入れたのでもし曲がっていたらごめんなさい泣)、日本再生大和会さん宛てに書いたお手紙にアホな事を書きました。「第六次は十一月ですね～」とか何とか。てっきり告発状が届く事自体から十一月と勝手に思い込んでましたから...すみません。

あ、あと知覧茶も一緒にお送りしたのですが今回は粉茶も三袋お入れしました。で、もしお嫌で無ければですが、たまのたまには青汁感覚？で粉茶の茶葉ごと飲んでみるのもオススメです。

緑茶成分は勿論急須で淹れたお茶にも出ますが、一番良いのは茶葉も一緒に飲む、なのですよね。(理由はお手紙に書いてます♡)

で、自分はいつもハーブティー用の目の細かい茶漉しを取り外し出来るのや、茶漉しの無いガラスポットで淹れて、茶葉ごと頂いてます。

緑茶丸ごととなると本当は抹茶ですが、自分は抹茶よりも(勿論抹茶も大大大好きですが)粉茶丸ごと摂取時の風味諸々が大好きで...兎に角あくまでも良かったらの話です...勝手云ってすみません汗。



余命さん、これから益々空気が乾燥します、寒さも益々厳しく成ります、暖かい着込みもしつつ、でも代謝や自家発熱や老化防止他の為にも筋肉体力キープの為にも軽い運動やストレッチ、あと時々マッサージ。お風呂(湯船)も大切。


ごはんもだし水分摂取もだし。事務所にこもりっきりとか続く時も、太陽の光を適度にちゃんと毎日浴びる。あーもう考えたらキリがないよ～。慶子さんのお話じゃ無いですけど、女性スタッフさんみなさんがいて下さって本当良かった。女性スタッフさんみなさん、どうか何卒宜しく願い申し上げます。

世界で一番大好きで大切な余命さん、体調をお身体を何よりも一番になさって下さいね。世界最長寿まで今のまま、お元気なままで長生きなさせて頂きたいから。お願い致します。(四季の移ろい)

1935 諸悪の根源日弁連②
投稿を表示

2017年10月18日 11:18 PM

 **四季の移ろい**
0 が承認

earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp
1.75.232.195

(余命さん、初回投稿チェックご スパムチェック待ち
担当のスタッフさん、スタッフのみなさん、嘘つきの再々々々々々投稿です。

1934 諸悪の根源日弁連①
投稿を表示

2017年10月16日 4:47 AM

コメント先 投稿日時

最後の文章に「アイデンティティ」を入れただけです。この所長文投稿ばかりでご迷惑をお掛けしました。思いが激しく込み上げない限り、暫く投稿控えませぬ。またがん患者さんのご投稿にとっても励まされました。いつも内容間違えていないか超不安なまま投稿してるから余計に沁みました。ホント何回もすみませんでした泣。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。続きです。宜しく願い致します。

★「(2) 国籍を喪失させられない権利 (憲法 13 条, 世界人権宣言 15 条 2 項, 子どもの権利条約 8 条 1 項)

ア 国籍法 12 条の性質について

国籍留保・喪失制度を定める国籍法 12 条が、同法 2 条 1 号又は 2 号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき、国籍を喪失させられない権利を侵害するのではないかが問題となる。そこで、その前提として国籍法 12 条が生来的国籍取得を制限したものか、一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものかが問題となる。」

👉 国籍法第十二条は「生来的国籍取得を制限」か「一旦取得した国籍を事後的に喪失」かを考えました。

☆国籍法第二条↓

『(出生による国籍の取得)

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。

三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。』(e-Gov法令データより)

👉 1号2号の条文は、父or母の条件を満たせば、出生時に日本国民となる条文ですね。出生届で効力(日本国籍取得)が発生します。→①

☆国籍法第十二条↓

『第十二条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示をしなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』(e-Gov法令データより)

👉 条文の前半。

『出生により』→つまり出生が要因?原因?で、外国籍を取得した国外生まれの日本国民→出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民、ですね。出生届で効力(日本国籍取得)が発生します。→②

(外国籍側への出生届はその国ごとのやり方があると思いますが、日本への届出においては上記で良いと考えました。)

続いて『日本の国籍を留保する意思表示』=留保届

は、期限内に届出の出来る者が、出生届と一緒に届出(戸籍法第百四条)。

(届出の出来る者 = 嫡出子は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母。)

条文の後半。

出生届と一緒に留保届で、その後22歳になる前までにお子さんによる日本国籍or外国籍の選択(=日本側から見て重国籍の解消)が出来る様になります(国籍法第十四条・国籍の選択)。

こちら含めて出生届で効力(国籍留保)が発生します。

→③

しかし出生届と一緒に留保届をしなかった場合、条文通り『その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』[👉]

☆「さかのぼる(遡る)とは→①水の流りにさからって進む。上流へ進む。②過去や根源となる事柄にもどる。」(コトバンクより)

👉留保届をしなかった結果、根源となる事柄である『出生の時』にもどって日本国籍を失う。

結果、出生時に日本国籍を失う。て事ですね。

やはり出生届で効力(国籍喪失)が発生します。ただし親御さんが留保届をせず国籍を喪失しても、20歳未満で日本に住所があれば、再取得の手続きが出来ます(国籍法第十七条・国籍の再取得)。→③

まとめると[👉]

①出生届で、出生時に日本国民(日本国籍取得)。

②出生届で、出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民(日本国籍取得)。

③上記出生届と一緒に届出で、出生時に国籍留保。その後国籍選択。

③または出生届と一緒に留保届をせず結果、出生時に国籍喪失。

ただし条件を満たせば、再取得可能。

👉一回の出生届で①第二条と②③第十二条の国籍取得、留保or喪失の効力が「同時」に発生します。そして効力の起点は全て「出生時」です。

時間差は無いと考えました。

ですから「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるもの」では無いと思いました。時間差が無いですから。

そして「国籍法12条が生来的国籍取得を制限したもの」だとも思いました。取得したけど喪失もした。

取得の効力を、同時発生 of 喪失の効力で抑えた。更に喪失したけど再取得 possible の余地。

だから「国籍法12条が、同法2条1号又は2号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき、」とは解しませんでした。

☆☆☆☆☆

以下念の為。

☆日本国憲法第十三条↓

『第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』(e-Gov法令データより)

☆世界人権宣言第十五条↓

『第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。』
(外務省ホームページより)

👉 日弁連さんが仰るのは2項ですね。

因みに『世界人権宣言』には法的効力は無いそうです。👈

☆『世界人権宣言は、各国政府が達成すべき共通の基準と考えられ、法的拘束力を持つものではありませんが、さまざまな国連の活動において、この宣言の中の文言が引用されることが少なくなく、また、国際人権規約をはじめ国連が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中でも再確認され、引用され、言及されています。』(外務省ホームページの世界人権宣言コーナー？にあった『「世界人権宣言と国際人権規約」世界人権宣言60周年にあたって』のはじめの文です。)

☆「世界人権宣言とは→1948年12月10日、国際連合第3回総会で採択された宣言。前文と本文30カ条から成る。法もとの平等、身体の安全、思想・良心・宗教の自由、表現の自由、集会・結社の自由、生存権などが、全国家、人民の「達成すべき共通の基準」であることがうたわれている。もっともこの宣言は、条約とは異なり加盟国に対し法的拘束力をもたない点で限界がある。この点、66年に国連第21回総会で採択され、76年に発効した国際人権規約は、加盟国に対し法的拘束力をもつもので、その具体的な展開が注目されている。」(コトバンクより)

☆児童の権利に関する条約第八条↓

『第8条

1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。』
(外務省ホームページより)

👉 こちらは1項ですね。

☆☆☆☆

★「この点に関して、2015年最高裁判決の一審である東京地判2012年3月23日(判時2173号28頁)は、国籍法12条は「出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う」と規定していること、1984

年改正時における立案担当者の説明などを根拠に、国籍法12条は国籍の生来的取得を制限する規定であると解している。」

☞上の解釈により自分もそう思いました。

★「しかし、出生による国籍取得（国籍の生来的取得）については、国籍法2条に規定があるところ、同条によれば、出生地や外国籍の取得の有無にかかわらず、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」は出生により日本国籍を取得するものとされている（父母両系血統主義）。」

☞上に書きました様に、国籍取得と留保&その後選択or喪失&再取得可能、のこれら条文はつながっていません。

ですから国籍法第二条だけで判断は良くないのでは？

★「本条からすれば、出生地や出生の後の公的機関への意思表示の有無、その時期にかかわらず、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得すると解するのが自然である。したがって、日本国外で出生し、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得するものと解するのが合理的である。また、仮に国籍法12条が国籍の生来的取得を制限する規定であるとすれば、出生による国籍取得の例外として、生来的取得について定めた同法2条とともに規定されるべきと考えられるが、国籍法12条の国籍留保・喪失の規定は、他の国籍喪失制度について定めた国籍法11条及び13条の間に置かれ、国籍法の解説文献においても、同規定は、国籍の喪失を規定したものであると説明されている*8。」

☞上の通り条文はつながっていますし、そのつながりを無視して第二条単独で判断は良くないと思いますから、「合理的」とは思いません。法律連携の無視は連携内容を意味を傾しますから、逆に不合理？不都合？と思いました。何の為に同じ法内に幾つもの条文があり、またその法に付随する法があるのでしょうか。

あと『（国籍の喪失）』にある第十一条と第十三条は、外国籍を持つ日本国民の、重国籍解消の為に国籍喪失の条文ですね。

そして第十二条の合理的メイン目的は、親御さんによる帰属意思表示が無い国外の重国籍日本国民を増やさない為に国籍喪失、と思いました。

だからこちらに入ってもおかしくないとも思いました。

それに「説明されている」の出典元には、第十二条が「生来的取得を制限する規定」か「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものか」かどうかにまで言及されていたのか。

そこを問題になさっているのでしょうか。でも上の文にはそこまで書いてないから判りませんね。

★「以上からすれば、本条は、父母等が国籍留保の届出をしなかった子について、出生の時に父又は母が日

本国民であることによって一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。

イ 国籍を喪失させられない権利の保障について

そこで、「国籍を喪失させられない権利」が憲法及び国際人権法上保障されるかを検討すると、世界人権宣言15条2項は、「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ・・・ることではない。」と規定し、また、子どもの権利条約8条1項は、「締約国は、児童が法律によって認められた国籍・・・について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」と規定し、国籍を喪失させられない権利を明文上保障している。」

👉今までの自分解釈から「以上からすれば、本条は(中略)一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。」とは解しませんでした。

だから「イ 国籍を喪失させられない権利」云々にあたらなし、関連が無いと思いました。

★「日本の憲法には、これを直接保障する条項は存在しないが、国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており（例えば、自国に戻る権利を始めとして、参政権、公務就任権*9、居住・移転の自由、労働権、社会保障受給権、教育を受ける権利など）、日本国籍を喪失した場合、これらの権利を失い、又は、相当程度の制約を受けることになり得るといように国籍が重要な権利の保障の前提となる法的地位であることに鑑みれば、国籍を喪失させられない権利は、憲法上、個々の人権の保障から要請されると同時に憲法13条の幸福追求権の一内容として保障されていると解することができる*10。」

👉やはり上に書いた通り「事後的に喪失」では無いと思いますから、「日本の憲法」云々以降も意味をなさないと思いました。

...どころか仰る事が矛盾しています。

「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」の箇所です。

最高裁さん合憲判断の、

【その上で、国籍法12条の性質は、生来的国籍取得を制限するものであるとの前提に立ち、】以降の説明を(何度もすみませんが)改めて細かく読んでみます。

あ、紛らわしいので最高裁さん文、今回は【】括弧。

👉

日本の法が及ばない全世界的あらゆる国外において、重国籍の日本国民となる。属性となる国が複数発生しますね。

また国外で重国籍者のお子さんを出生した事実は、その後の親御さんのお子さんへの教育がどの属性の教育になるのかも判りませんね。どの国との「アイデンテ

ィティ」の結び付きを重視して教育なさるか判りませんね。

またお子さんご自身も出生後、国外でどのような形の生活をなさるか判りませんし。そして日本は重国籍を認めていませんし。

だから重国籍となる時点で「(日本)国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」の親御さん自らによる出生時点での自発的確認は同時に必要だと思いますし、確認出来なければその時点で重国籍者を抑え、増やさない為の仕組みは必要だと思います。属性となる国籍の発生は、出生時からの必須資格ですから。

だからこそ「アイデンティティ」の最初の確認で【国外で出生して重国籍となるべき子に関して、必ずしも我が国との密接な結び付きがあるとはいえない場合があり得ることを踏まえ、実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、】の為の制度と思いましたし。

更に「アイデンティティ」との結び付きが不明なままでは、国民主権がどの様に使われるかも判りません。結果、国民の信託とそれをもって国民の代表による権力の行使との現在の相互関係が崩れる恐れもあります。

相互関係で成り立つ治安と秩序、未来の安寧秩序を失う恐れもあります。

だから【内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的としたものであり、立法目的には合理的な根拠があるとした。】の為の制度でもあると思いましたし、こちら説明に納得しました。

全世界的あらゆる国外において、「アイデンティティ」が不明のまま重国籍者を増やすリスクを侵してまで、制度を廃止する必要があるのでしょうか。

(もし「アイデンティティ」が不明のままで重国籍となるリスク？問題？が無いとお考えなら、その根拠を明確にお願いします。)

でも一方で「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」とお認めになってもいるのですよね。矛盾が生じています。

また「現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており」ですが。

国として機能する為の根本の在り方として憲法があり、その憲法を憲法として正常に機能させるには、

「アイデンティティ」を持つ国民の存在は必須で絶対と思います。

日本国憲法が国民に保障する「基本的人権」も、国と憲法とそれを支える「アイデンティティ」を持った国民が存在する前提での保障ではないでしょうか。👉

☆日本国憲法第十二条↓

『第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利

は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』(e-Gov法令データより)

👉『国民の不断の努力によつて、これを保持』『国民は、これを濫用してはならない』『常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』は「アイデンティティ」と切っても切れない関係ではないでしょうか。上にも書きましたが国民主権にも関わる事です。(あ、でも「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」とお認めになってはいるのですよね。)

【そして、日本国外で出生して重国籍となるべき子と、日本国内で出生して重国籍となるべき子との間に区別を設けることの合理性について、生来的な国籍の取得の有無は子の法的地位の安定の観点からできる限り子の出生時に確定的に決定することが望ましいところ、】。

自動的生来的な国籍取得の有無は、出生の時点で確定的に決定(のちの国籍選択で、確定的→確定)が本当は良いです。国籍は出生時から発生する必須資格ですもんね。

でもあらゆる国外での出生は、根拠込みで上に書いた様に「アイデンティティ」が判らないです。

だからお子さんの「アイデンティティ」芽生え以降過程や確立まで影響を与える最初の教育者で、最初の間関係となる親御さんによる、

【出生の届出をすべき父母等による国籍留保の意思表示をもって当該子に係る我が国との密接な結びつきの徴表(←徴表、辞書で「属性」とありました)とみる事ができ、】の第十二条、留保届の有無ですね。

保護者で責任者な親御さんの自発意思による届出。それは保護者としてお子さんへの在り方への意思表示でもありますね。

そして【その意思表示の方法や期間にも配慮がされ、】。

方法の配慮は、届出時の天災等事情の配慮や👉

☆戸籍法第五十二条↓

『4 第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。』(e-Gov法令データより)

👉の事もあるかな？

『第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者』は、嫡出子は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母。です。

そして考える期間(通常は3か月)も含めた選択肢は、親御さんにありますもんね。3か月は十分な考慮の期間かと思えます。国内の出生届出は14日だそうです。

☆戸籍法第四十九条↓

『第四十九条 出生の届出は、十四日以内（国外で出生があつたときは、三箇月以内）にこれをしなければならない。

- 2 届書には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
 - 二 出生の年月日時分及び場所
 - 三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍』(e-Gov法令データより)

【また、国籍再取得の制度があるとして、立法目的との関連において不合理なものとはいえず、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものということとはできないとした。】文の通りですね。

親御さんが留保の届出をせず喪失した場合でも、お子さんの日本への帰属意思が「アイデンティティ」が育った際のケア？な要素を持つ再取得制度。まんべんないケアと思いました。

(日本の法が及ぶ)日本国内で親御さんが出生の事実は、重国籍となるお子さんの出生場所に日本を選んだ事による、最初の帰属意思確認とも取れますね。そして上に書いた通り全世界的あらゆる日本国外においての出生は、帰属意思確認を必要とする事実。国内重国籍出生者と国外重国籍出生者との区別を設ける事の合理性ですね。👍

☆「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティと社会との関わりを説明する概念。同一性、主体性、帰属意識などと訳される。哲学用語として用いられていたが、1960年代以降社会学、心理学で広く使われるようになった。」

「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティが、社会および文化とどのように相互に作用し合っているかを説明する概念。

訳語としては、自己同一性self identity, 自我同一性ego identity, 主体性、自己確認、帰属意識などがある。

哲学の分野で用いられることの多かったこのことばが社会学や心理学の分野でも広く使われるようになったのは、管理化の度合を高めていく1960年代、先進産業社会においてあらわれた反抗、とりわけ青年に見られた自己表出現象によってであった。」

「アイデンティティとは→自己同一性などと訳される。自分は何者であるか、私がほかならぬこの私であるその核心とは何か、という自己定義がアイデンティティである。何かが変わるとき、変わらないものとして常に前提にされるもの(斉一性、連続性)がその機軸となる。アイデンティティの問題は、常に心理・社会的、心理・歴史的であり、個人史においてはとりわけ青年期に顕在化するが、1960年代の黒人解放運動、第三世界の自己解放運動の中でも重要な役割を果たしてきた。」

「アイデンティティとは→個物や個人がさまざまな変

化や差異に抗して、その連続性、統一性、不変性、独自性を保ち続けることをいう。哲学用語としては「同一性」あるいは「自己同一性」に同じ。同一律「AはAである」によって端的に表現される。社会心理学上の用語としては、1950年代にアメリカの精神分析学者E・H・エリクソンが特有の含蓄をもった概念として用いて以来、広く人間諸科学のキーワードとして定着した。彼によれば、アイデンティティとは「自己確立」ないしは「自分固有の生き方や価値観の獲得」にほかならない。ここでいう「自己」とは、内省によってみいだされる主観的自己であるよりは、社会集団のなかで自覚され、評価される社会的自己のことである。個人は共同体の固有の価値観に自己を同一化し、そのなかでさまざまな社会的役割を積極的に引き受けることによって自己を確立する。これら複数の役割的自己を統合する根源的な自己のことを、エリクソンは「人格同一性」あるいは「自我同一性」とよぶ。」(コトバンクより)

👉 日弁連さんは、国籍と自己との密接な結び付きであり帰属意識である「アイデンティティ」を訴える一方で、その「アイデンティティ」の結び付きの確認の性質を持った且つ重国籍者を増やさない為の生来的取得制限による合理的な「国籍留保・喪失制度」は廃止を訴えるのですね。

最高裁さんの明確な説明に対し、「しかし、現実には、諸般の事情により国籍留保の届出をすることができず、本意ながら日本国籍を喪失してしまったことによって、苦しんでいる人々が多く存在している。このような現実に鑑み、」と明確なデータも示さずあいまいな表現を根拠に、「侵害するおそれ」や「違反するおそれ」と反論なさってましたね。超矛盾と思いました。

以降は簡単に👉

★「複数国籍の発生防止・解消を必要とする理由については、これまで法制度の抵触、外交保護権の問題、犯罪人の引渡し、参政権の問題、忠誠義務、公務就任権、兵役義務などが挙げられてきたが、これらの問題は国家間協定や国内法を整備することによって解決することが可能である」も。

👉(連携した条文の無駄の無さ？と云い?)国と親御さん&お子さんとのお互いの意思がまんべんなく反映される合理的な留保・喪失制度を廃止してまで、「国家間協定や国内法を整備することによって解決」をする必要がありますか？寧ろこれをやった事による問題点はありますか？問題点は一切無いのですか？とか。

★「なお、付言するに、我が国において、日本の国籍と外国の国籍とを持っている者について外交保護権が日本の国に対して行使されたことは報告されておらず、成人に達した以降、外交保護権と忠誠義務、特に兵役の義務が問題になったケースは過去にはないとさ

れている」

「また、政府によると我が国では、1985年から2002年までの間に約40万人の者が複数国籍を取得したと推計されているが、政府は、それにより、何らかの弊害が発生したという事例を把握しておらず」
👉 それってつまり1984年からの留保・喪失制度が生きて的上手く作用しているからでは？とか。(尤も前半★はいつのデータか書いてないので判りませんが。)

★「国籍が個人と国家の間に種々の権利義務を生じさせるものであること*22からすれば、日本とのつながりが全く絶たれているような者が日本国籍を保有することは相当ではないとの考え自体には、合理性が認められるであろう*23。」

👉 だからその為に、「アイデンティティ」の確認から始まる留保・喪失制度があると最高裁さんはご説明なさっていたのじゃ？

★「この点、国籍留保・喪失制度は、日本国外で出生した重国籍者については、父母等が子の出生の日から3か月の届出期間内に国籍留保の届出を行わなかった場合には子本人の意思に関係なく、国籍を喪失させるものであるが、このように極めて重大な結果を招来するものであるにもかかわらず、国籍留保の意思表示をする期間は、出生の日から原則として3か月以内とされていることから、意思表示を行うのはあくまでも父母等であり、国籍を喪失することとなる子本人が意見を表明したり、手続に関与することはできない。したがって、国籍留保・喪失制度は、憲法13条により保障される適正な手続的処遇を受ける権利を侵害する疑いが強い。」

👉 国籍は「出生時」から発生しますよね。

そして日本は重国籍を認めていませんよね。(そして全世界的あらゆる国外で「生来的国籍取得を制限」の必要性は上に書きましたね。)

そして生まれてからすぐお子さんの「アイデンティティ」の芽生えやその過程、そして確立がされる訳では無いですよ。

そして「アイデンティティ」は、成長過程での教育や人間関係、生活環境等から芽生え、過程を経て、確立されるものですよね。

そして最初に教育を与え、最初に築き学ぶ人間関係の相手。生活環境を与える相手。それは親御さんじゃないでしょうか。

だからこそ、親御さんによる出生時の意思表示である留保届が必要なのでしょう。

そして成長と共に芽生え確立され始めたその「アイデンティティ」を元に、お子さんがご自身で本当に属すべき国籍を、保護者である親御さんから独立した大人と見なされ、選挙権が発生する年齢前後までに選択をするのでしょう。

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

だからその選択肢の為に、喪失後も再取得が出来る制度も設けているのでしょうか。

その「アイデンティティ」の芽生えや過程、確立を考慮もなさらずに「国籍留保・喪失制度の廃止」を仰る。果てしない不安に陥りました。

★そして以上文章の前後も、また以降もこれまでと似た事を延々と仰っていますし、事後的喪失を根拠にしたお考えもありますし、「アイデンティティ」の矛盾、「アイデンティティ」の芽生えと過程、確立の箇所から受けた衝撃により以上の自分考えでもう充分と思いましたので、中途半端ですみませんがこれで終わりにします。

結果思いましたのは、国と未来含めた日本国民の安寧秩序を守る為の無駄のない合理的に凝縮された制度で、且つ国外で多重国籍となったお子さんとお子さんをこの世へ送り出した親御さんへの心遣いも備えた制度、お子さんを思う親御さんが出生届(これが先ず必須の行動ですよ)と一緒に意思表示するだけで留保と付随する効力が成立する、国外のどの国にいても難しい手続きも無い方法で更に日本と日本国民を守る制度を、矛盾込み込みでここまで長文否定するのは国益を損ねるだけで無く、外患の持ち込みも辞さない行為と思いました。

日本と日本国民の為の日本国憲法を最高法規とした法の遵守の精神は、『基本的人権を擁護』し『社会正義を実現』の『使命』は、何より日本への帰属意思「アイデンティティ」は、果たしてお持ちなのでしょうか。

また重ねて云いますが、周知不足を問題視なさるのなら「国籍留保・喪失制度の廃止」を訴えるのでは無く、その為の努力をなされれば良いと思いますが。周知が徹底されれば良いて事ですもんね。

しかし自分も長くなりすみませんでした。また間違えがありましたらお詫び致します。

いつもありがとうございます。(四季の移ろい)

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

一括操作



適用

スパムチェック

374個の項目



11 / 19

